

安道寺遺跡調査報告書

(概 報)

昭和 53 年 3 月

山梨県教育委員会

安道寺遺跡調査報告書

(概 報)

昭和 53 年 3 月

山梨県教育委員会

序 文

農林省による笛吹川沿岸の土地改良に先立って、昭和51年10月から11月にかけて、埋蔵文化財の緊急発掘調査が行なわれました。

この安道寺遺跡は縄文中期の遺構、遺物が多数出土しております。甲府盆地東部のこの時期の研究に貴重なものであります。本報告書は、この調査をまとめたもので、これらの資料が学校教育、学術研究に資すこと、また郷土の歴史を知る上でも貴重な記録となることを念じております。

なお調査にあたられた調査員及び補助調査員をはじめ、調査に好意をよせていただいた地元関係者の皆様に、深く感謝を申し上げます。

山梨県教育委員会

教育長 丸 茂 高 男

例　　言

- 1 本報告書は、昭和51年度農林省笛吹川土地改良事業管水路埋没工事に先立って実施した埋蔵文化財緊急発掘調査の調査概要である。
- 2 本書は契約期間内にまとめることが要求されており、調査結果について充分な検討・研究の時間的余地がなく、調査によって検出された遺構・遺物を多く図示することに重点をおき、従って文章の記述を極力少くした。
- 3 遺物整理は、主に中央大学学生により、実測は、小林広和・奈良泰史・河合仁志・菱山かつよ・菊池健一・中山誠二・小林和夫・高橋大修・香川洋子・桜井節子・岡村和子・遠藤和子・菊池千代子・細田俊哉・内藤和久・内藤武男・下山良明・金井安子が、トレーク・整図は小林広和・里村晃一が行ない、図版・挿図作成は小林広和・里村晃一を中心に中央大学学生が行なった。
- 4 原稿執筆は本文末尾に記し、編集は小林広和・里村晃一が行なった。
- 5 本報告書の関連遺物・図面類は県文化課に保管してある。

発掘調査の組織

・調査員：

小林広和（県文化課文化財主事）

里村晃一（平塚市立横内小学校教諭）

・補助調査員：

奈良泰史，藤巻幸男，原 雅信，仙波 夢，古屋雄貴，河合仁志，寺内敏郎
(以上 日本大学)

川口敏克，横山典夫，杉本知子，渡辺淳子^{アツコ}，渡辺淳子^{ヒロコ}，田中千鶴子，河野由貴子，一
ノ瀬文江，堀江 薫，石原敬子，水上悦子，田村素子，森永和了，金井栄穂子，百田
智美，清水綾美恵

(以上 都留文科大学)

中山誠二，小林和夫，菊池健一，高梨悦子，渡辺裕子
(以上 中央大学)

企井安子，東山隆司，鈴木 博，長島 啓
(以上 青山学院大学)

佐々木克則（明治大学），長沢宏昌（広島大学），篠地誠一（学習院大学），遠藤秀樹
(専修大学)，猪股喜彦（立正大学），細田俊哉（山梨大学）

・作業員：

菊島定次，水上安永，雨宮貴美雄，町田益圓，古賀百合子，土橋 静，山味茂子，平
井菜味，平井 彰，樋口澄子，廣瀬きみ子，菊島 嶽，菊島直行，菊島栄造，小島居
清，矢崎喜馨，菊島 一，菊島常雄，雨宮聰丙，村松 緑，矢崎道良，小島耕造平，
矢崎徹，菊島正雄，雨宮重吉，古屋了之助，安西松久，栗田 茂，早川 勇，中村莊
美，保坂達雄，佐藤行雄，南宮今朝造

目 次

1 はじめに.....	1
2 安道寺遺跡の位置とその地理的環境.....	1
3 調査の経過.....	9
4 遺跡の概要.....	11
(1) 遺構.....	11
(2) 出土遺物.....	45
(1) 土器の分類.....	45
(2) 土製品.....	89
5 平安時代遺構.....	93
6 まとめ.....	95

挿 図 目 次

1	安道寺遺跡と周辺の遺跡	3
2	安道寺遺跡地形図	4
3	遺跡分布図	21
4	1号住居址実測図	22
5	4号、14号、18号住居址実測図	23
6	6号住居址実測図	24
7	7号住居址実測図	25
8	8号住居址実測図	26
9	9号住居址実測図	27
10	10号住居址実測図	28
11	11号、13号住居址実測図	29
12	15号住居址実測図	30
13	15号住居址遺物分布図	31
14	12号住居址実測図	32
15	16号、17号住居址実測図	33
16	17号住居址内土壤図	34
17	1号住居址遺物分布図	35
18	タ	35
19	特 殊 遺 墓	36
20	2号住居址実測図	36
21	2号、3号住居址遺物分布図	36
22	4号、18号住居址遺物分布図	37
23	5号住居址遺物分布図	37
24	6号住居址遺物分布図	38
25	7号住居址遺物分布図	38
26	特 殊 遺 墓	39
27	8号住居址遺物分布図	39

28	9号住居址遺物分布図	39
29	9号住居址遺物分布図	40
30	10号住居址遺物分布図 1	40
31	10号住居址遺物分布図 2	41
32	11号住居址遺物分布図	41
33	12号住居址遺物分布図	42
34	14号住居址遺物分布図	42
35	16号…17号住居址遺物分布図	43
36	19号住居址遺物分布図	43
37	20号址遺物分布図	44
38	特 殊 遺 構	44
39	特 殊 遺 構	44
40	8号, 11号住居址出土土器	54
41	6号, 17号, 20号住居址出土七七器	55
42	8号, 11号住居址出土土器	56
43	1号住居址出土土器	57
44	タ	58
45	タ	59
46	1号, 2号住居址出土土器	60
47	4号, 6号住居址出土土器	61
48	7号, 8号, 9号住居址出土土器	62
49	11号住居址出土土器	63
50	11号, 12号, 16号出土土器	64
51	17号住居址出土土器	65
52	17号, 18号住居址, グリッド出土土器	66
53	1号住居址出土土器	67
54	タ	68

55	2号住居址出土土器	69
56	3号住居址出土土器	70
57	5号住居址出土土器	71
58	6号住居址出土土器	72
59	8号住居址出土土器	73
60	8号住居址出土土器	74
61	9号住居址出土土器	75
62	10号住居址出土土器	76
63	11号住居址出土土器	77
64	夕	78
65	4号住居址出土土器	79
66	夕	80
67	12号住居址出土土器	81
68	15号住居址出土土器	82
69	17号住居址出土土器	83
70	夕	84
71	夕	85
72	19号住居址出土土器	86
73	夕	87
74	夕	88
75	土偶	90
76	顔面把手・土偶	91
77	H-1号住居址実測図	94

図 版 目 次

1	10, 6, 7, 12, 13, 11, 9号住居址遠景	109
	6, 10, 7, 12, 11, 13号住居址遠景	109
2	1号住居址と出土状況	111
3	1号住居址出土状況	113
4	〃	115
5	2号住居址の焼上と上倒	117
6	3号住居址	119
7	3号住居址出土状況	121
8	4, 14, 18号住居址	123
9	4号住居址の炉址, 14号住居址の炉址	125
10	6号住居址, 2号住居址内土偶の出土状況	127
11	6号住居址	129
12	6号住居址出土状況	131
13	8号住居址と出土状況	133
14	8号住居址出土状況	135
15	9号住居址	137
16	6号住居址と9号住居址出土状況	139
17	11号住居址	141
18	11号住居址の炉址と出土状況	143
19	11号住居址土壤内の出土状況	145
20	11号住居址の出土状況	147
21	12号住居址	149
22	12号住居址の出土状況	151
23	12号住居址壘壁炉	153
24	16号住居址と17号住居址	155
25	17号住居址壘壁炉	157
26	17号住居址土壤内の出土状況	159

27	17号住居址土壌内の出土状況	161
28	10分住居址出土状況	163
29	20号址	165
30	A 3区の焼土内より出土した土偶	167
31	H—1号住居址	169
32	12号住居址出土の土器	171
33	8号, 11号, 17号住居址出土の土器	173
34	11号土壌内出土の土器	175
35	8号, 9号, 11号住居址出土の土器	177
36	8号, 9号, 11号, 14号住居址出土の土器	179
37	17号住居址出土の土器	181
38	6号住居址出土の土器	183
39	20号址出土の土器	185
40	17号住居址出土の土器	187

1 はじめに

本遺跡は笛吹川土地改良事業管水路線発表後に実施した分布調査の際に確認されたもので、その後の協議によって工事前の発掘調査が実施された。調査は昭和51年10月12日から同年11月25日まで行なわれた。

◎事務経過

- 51年7月27日 関東農政局事業所長から文化庁長官あて 文化財保護法57条の2による埋蔵文化財発掘届を提出。
- 51年9月1日 農林省関東農政局事業所長より、県教委に配水管埋設工事に伴う遺跡調査を依頼。
- 51年9月10日 同依頼の回答を提出。
- 51年10月4日 関東農政局事業所長と県教育長との間に委託契約が結ばれる。
- 51年10月12日から11月25日 安道寺遺跡の発掘調査を実施。
- 52年10月15日 関東農政局事業所長と県教育長との間に報告書に関する委託契約が結ばれる。

2 安道寺遺跡の位置とその地理的環境

本州中部山岳地帯の南東部に位置する山梨県は四方山地に囲まれ、海を持たない県の1つである。地形上、北部から東部にかけては関東山地に属し、その南の部分は御坂・道志の山地である。西部には赤石山脈が南北方向に連なり、中央には甲府盆地がある。これをほぼ中心にして北西から南東部へ斜めに八ヶ岳・黒富士・茅ヶ岳及び富士山などの火山地域が、その両端を占めている。一方、河川は、笛吹川、日川、荒川、釜無川等が甲府盆地南西隅の銀沢町付近に集まって富士川水系となり、更に早川を合わせてほぼ南方に流れ駿河湾に注ぐ。又、山梨県の東部から南東部にかけては、桂川とその支流があり、大月市から上野原付近までは、ほぼ東西の流路をたもち、上野原から南東流の相模川となって、これが更に南方流にかわって相模湾に注いでいる。その他、丹波川、小菅川が集まって多摩川の水系を形成している。

安道寺遺跡が所在する塩山市は、平府盆地の東部地区を占め、秩父山地に源を持つ笛吹川と

大菩薩嶺の山系に水源を持ち上栗生野付近で流れを変えた重川とが、北から南へと流れている。

安道寺遺跡は、山梨県塩山市中萩原安道寺に位置し、小倉山より張り出した南向きの洪積世台地の上に乗っている。南方には富士山、西方には甲府盆地と更にその遠方の南アルプスの山々を展望することができ、日当りの良い場所に立地する。小倉山を背にした安道寺遺跡の北西には標高約942mの扇山が盆地に向かって伸び、南東方向から標高約983mの恩若峯が迫っている。又、当遺跡の東方に発達した支谷は、人善薩嶺の山系から発する重川が上小出原、下小出原の右岸及び上萩原が立地する左岸から発する幾つかの支谷を合せ呑み中萩原付近に於て佐野川、文珠川と合流してきたものである。一方、高芝山に水源を持ち、北から流下してきた竹森川が、安道寺遺跡の北にある上栗生野付近で重川と合流し、この付近一帯に氾濫原を形成している。

周辺の遺跡

安道寺遺跡の周辺には、重川流域、竹森川流域、笛吹川流域の3つの水系に遺跡分布の濃いことがFig.1の地図からも判断できる。上栗生野で流れを変えて盆地に注ぐまでの重川流域では、竹森川と合流し流れを南方流に変えた後の重川流域と比べ縄文時代の遺跡が圧倒的に多く分布し、神部神社遺跡(4)、余遺跡(5)、中村遺跡(6)、上原遺跡(7)、殿村遺跡(8)、船井敷遺跡(9)、北京遺跡(10)、重郎原遺跡(11)、柳田遺跡(12)、蒲池遺跡(13)、北割遺跡(14)、上宮沢遺跡(15)などがある。その他の遺跡としては、弥生時代の米ノ原遺跡(16)、平安時代の南三宮遺跡(17)が知られているが、米ノ原遺跡は重川と言うよりも寧ろ源次郎井に水源を持つ佐野川流域に位置するものと見た方が妥当であろう。これに対し、竹森川と合流後の重川流域には、既に盆地を流れている性質上、平安、鎌倉、南北朝、室町などの歴史時代の遺跡が目立つ。縄文時代の遺跡としては大木戸遺跡(18)、影井遺跡(19)、下萩原中村遺跡(20)、梅ノ木遺跡(21)、小川平遺跡(22)が存在し、古墳時代の、お文珠福荷塚(23)、平安時代の大木戸遺跡(24)、影井遺跡(25)、石塔遺跡(26)、下西畠遺跡(27)、更に鎌倉時代の於曾屋遺跡(28)、浅間塚遺跡(29)、室町時代の武田信玄館前(30)などの遺跡が分布している。

高芝山に源を持つ竹森川流域では、やはり縄文時代の遺跡が多く、往還西遺跡(31)、柳久保遺跡(32)、乙木田遺跡(33)がある。

一方、西広門町付近で重川に合流するまでの塩川流域では、町田遺跡(34)に縄文時代前期から中期にかけての遺構、遺物が出土しているが、その他、芦原遺跡(35)、西山遺跡(36)、東山遺跡(37)はいづれも、古墳時代から平安時代の遺跡である。

安道寺遺跡の周辺の流域で重川と並んで多くの遺跡の所在が確認されているのが、笛吹川流域である。ここでの縄文時代の遺跡は、日躍地遺跡(38)、柳久保遺跡(39)、畠塙敷遺跡(40)、三狗神遺跡(41)などが知られている。

(中山誠二・相田俊哉)

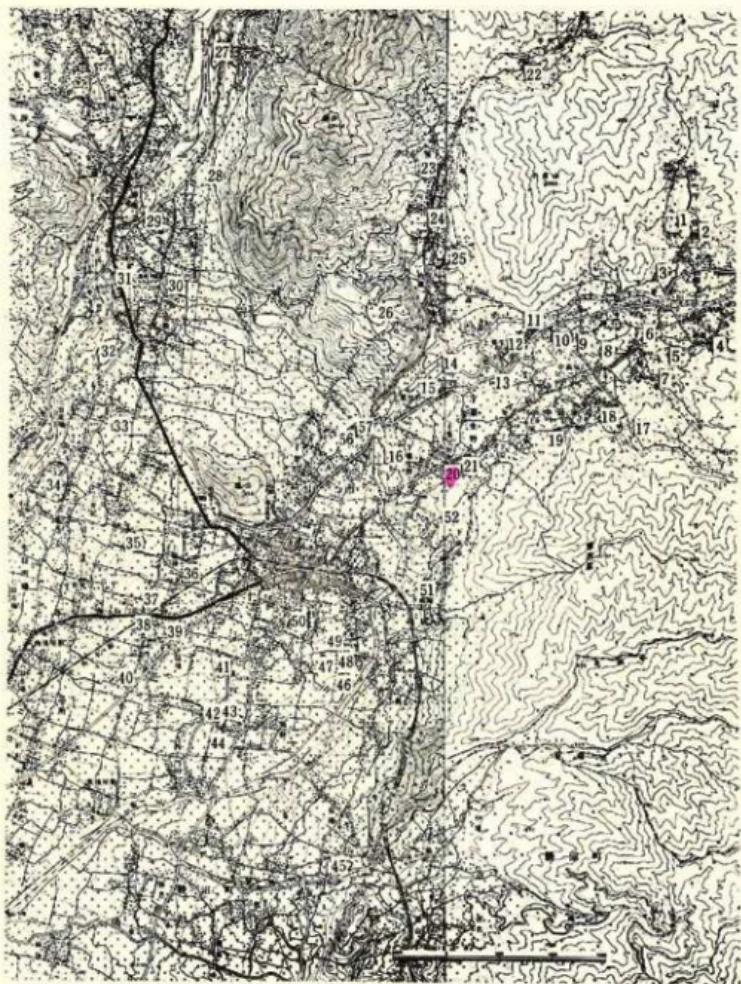


Fig 1. 安道寺遺跡と周辺遺跡

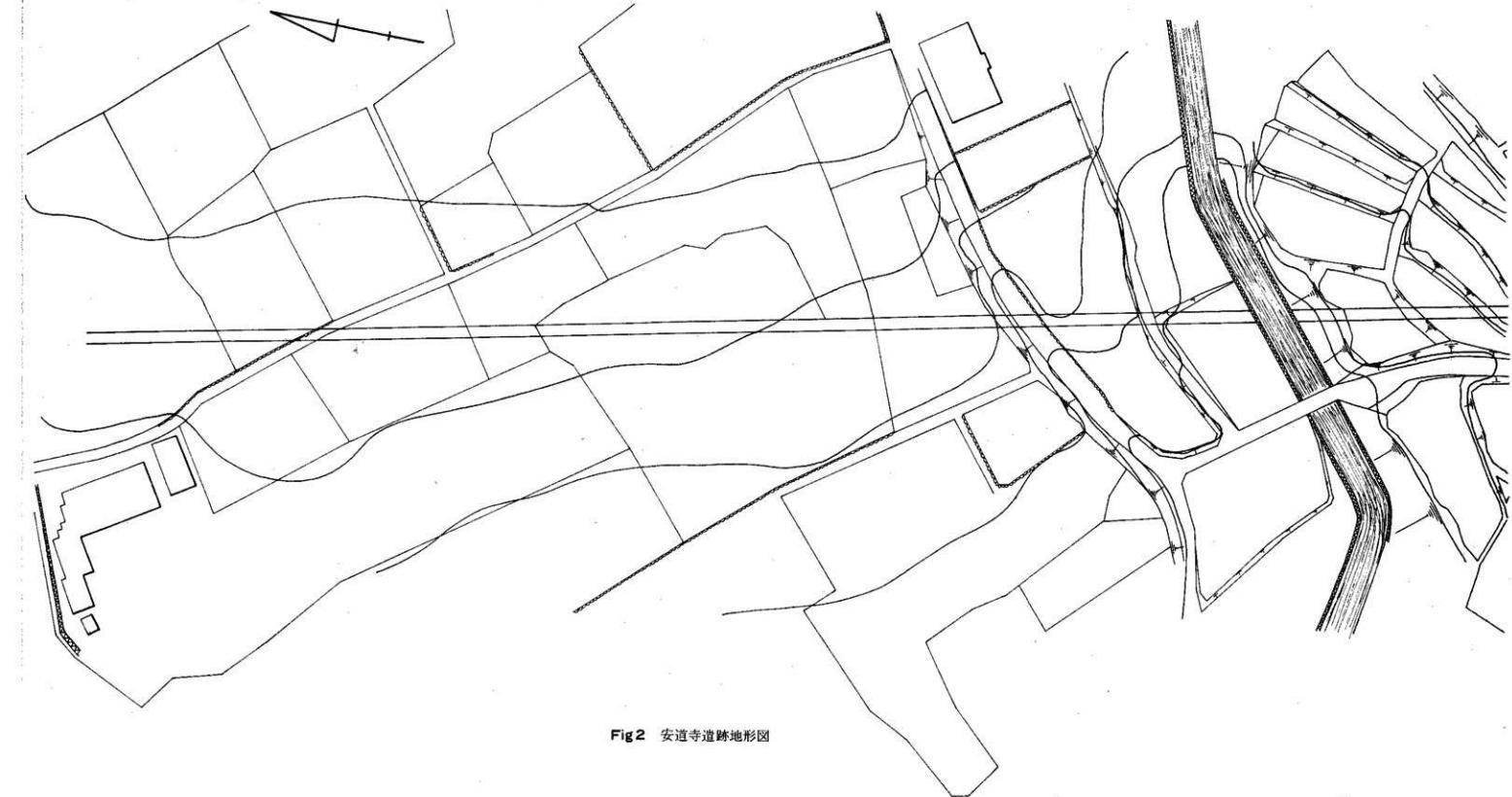


Fig2 安道寺遺跡地形図

安道寺遺跡周辺の遺跡分布表

番号	道路名 称	所 在 地	立地	時 代	備 考
1	金剛鐵道跡	旗山市下小田原金剛鐵	傾斜地	先土器	
2	原ノ京 遺跡	タ 小田原原ノ京	傾斜地	奈良 平安	鐵治遺構を伴う
3	小田原橋 志跡	タ 下小田原小田原橋	傾斜地	縄文	縄文中期
4	神部神社 遺跡	タ 上秋原參宮	傾斜地	タ	縄文中期～末期 初頭
5	余 遺 跡	タ 上秋原余	傾斜地	タ	縄文早期前期の鐵罐土器が出土
6	中 村 遺 跡	タ 上秋原中村 13, 27, 28, 29, 34	傾斜地	タ	縄文中期
7	上 原 遺 跡	タ 上秋原上原	傾斜地	タ	縄文早期の沈經文糸 織籠土器が出土
8	殿 村 遺 跡	タ 上秋原殿原	傾斜地	タ	縄文中期末～後期 初頭
9	稻 屋 敷 遺 跡	タ 上秋原稻屋敷	傾斜地	縄文 安	
10	北 原 遺 跡	タ 中秋原	傾斜地	縄文	縄文中期
11	重 邦 原 遺 跡	タ 中秋原重邦原	河岸地	タ	縄文中期
12	柳 田 遺 跡	タ 中秋原柳田	傾斜地	タ	縄文中期
13	苦 地 遺 跡	タ 中秋原苦地	河岸地	タ	縄文中期
14	南 三 宮 遺 跡	タ 中秋原南三宮	平 地	平 安	圓分式土器を伴う
15	北 割 遺 跡	タ 上栗生野	傾斜地	縄 文	縄文早期

番号	遺跡名称	所 在 地	立地	時 代	備 考
16	上宮沢遺跡	塙山市上栗生野上宮沢	傾斜地	縄文	縄文中期
17	米ノ原遺跡	タ 中萩原米ノ原	台地	弥生	弥生中期
18	原遺跡	タ 中萩原	扇尖部	糸文	縄文中期
19	萩原氏の宅址	タ 中萩原向久保	傾斜地 江戸	平安・室町 江戸	宅址・土塁あり
20	安道寺遺跡	タ 中萩原安道寺	台地	縄文	縄文中期
21	土 塚	タ 中萩原土塚	傾斜地		歴史時代の塚(?)
22	東湯原遺跡	タ 平沢東湯原	傾斜地	縄文	縄文中期
23	住環西遺跡	タ 上竹森住環西	傾斜地	タ	縄文中期
24	宮久保遺跡	タ 竹森宮久保	傾斜地	タ	縄文中期
25	乙木田遺跡	タ 下竹森	傾斜地	タ	縄文中期
26	浅間塚	タ 竹森	山地上 室町～江戸		
27	日窪地遺跡	タ 下袖木日窪地	河岸段丘	縄文	縄文中期～晩期
28	相久保遺跡	タ 藤木相久保	傾斜地	タ	縄文前期～中期
29	塚下遺跡	タ 藤木塚下	平地	平安	国分式土器が散在する
30	松尾神社遺跡	タ 小墨敷	平地	鍛冶	土壘を伴う

番号	遺跡名称	所在地	立地	時代	備考
31	烟墨敷遺跡	塙山市小原敷烟墨敷	河岸地	縄文	縄文中期
32	天神前遺跡	タ 三日市場天神前	平地	平安	圓分式の土器を作り
33	三狗神遺跡	タ 上井尻三狗神		縄文	縄文中期
34	乙川戸前遺跡	タ 三日市場乙川戸	平地	奈良 平安	
35	千手院前遺跡	タ 上塙後千手院前	平地	縄文	縄文前期
36	溝水尻遺跡	タ 上塙後溝水尻	平地	タ	縄文中期
37	おまん福荷塚	タ 上塙後633	平地	タ	
38	おせん福荷塚	タ 下塙後213	平地	古墳	
39	首長墨敷遺跡	タ 下塙後		縄文	縄文中期
40	髪切塚	タ 下塙後三丁田	平地	古墳	円墳
41	町田遺跡	タ 下於町田	篠高地	縄文	縄文前期～中期
42	戸原田遺跡	タ 西広門田戸原田	平地	弥生 平安	古墳 西田遺跡、東田遺跡と 接する
43	西田遺跡	タ 西広門田西田	平地	古墳 平安	
44	東田遺跡	タ 西広門田東田	平地	平安	
45	前田遺跡	タ 牛奥前田	傾斜地	縄文	縄文中期、晚期

番号	遺跡名称	所 在 地	立地	時 代	備 考
46	大木戸遺跡	塩山市下於曾大木戸	自然堤防上	縄文 平安	縄文前期 五鏡、圓分式の土器
47	影井遺跡	タ 下於曾影井	自然堤防上	タ	縄文中期 圓分式の土器を伴う
48	石塔遺跡	タ 赤尾石塔	微高地	平安	圓分式土器を伴う
49	下西畠遺跡	タ 赤畠下西畠	微高地	タ	
50	於曾尾敷	タ 下於曾元頭板	平地	櫛倉、南北室町	方形墳址 鏡と土器
51	浅間塚	タ 下秋原深堀	扇状地	鍾倉	龜甲地菊文鏡を伴う
52	下萩原中村遺跡	タ 下萩原中村	傾斜地	縄文	縄文中期初頭
53	梅ノ木遺跡	タ 下於曾	平地	縄文	縄文中期
54	お文珠稻荷塚	タ 上於曾1435	平地	古墳	
55	於曾円塚	タ 上於曾1469	平地	タ	
56	武田信茂館跡	タ 千野	平地	室町	方形鐵鎗跡
57	小山平置跡	タ 千野新井	微高地	縄文	縄文中期

埋蔵文化財分布調査報告書 山梨県教委員会 S'52

3 調査の経過

- 10月12日：B地区、27-a・c, 26-b, 25-aグリッドを掘り下げる。B-25-aグリッドの南東にピットを確認し、B-27-aグリッドに於いて、溝状の落ち込みを確認する。一日目から出土土器片の量が多い。
- 10月13日：B地区、20-a・b・c, 22-a・c, 18-c, 17-b, 16-a・zグリッドを新たに掘り下げる。B-23-bグリッドで、井戸尻期の半穿形土器の写真撮影を行なう。昨日確認されたB-25-bグリッドの調査完了。
- 10月15日：B地区、15-16-zグリッドの東側に一括土器を確認し、実測を行ない、13日に調査されたB-22-cグリッド内の土器範囲を確認するため、B-22-bグリッドを拡張し、実測をする。B-20-a・cグリッドに於いて落ち込みを確認し、B-19-a・b・cグリッドを拡張し、第1号住と命名する。その他、B地区、23-c, 18-aグリッドを掘り下げる。
- 10月16日：B地区、1-b・d, 4-e, 5-b, 6-c, 8-a, 9-d, 10-a, 15-aグリッドを掘り下げる。土器片が多量に出土。
- 10月17日：B-19-aグリッド内で住居址を確認、一括土器片が3ヶ所で出土する。その他、B地区、19-a・b・c, 18-a, 21-a・cグリッドを掘り下げ土偶、耳栓、多數の上器片を掘り出す。
- 10月18日：B地区、18-a・b・c, 19-b・c, 21-c・d, 22-b・c・dグリッドを掘り下げ、B-21-b・c・d, B-22-b・c・dグリッドに渡って、生居址を確認し、2号址と命名する。
- 10月19日：B-22-cグリッド内から、土偶が出土。B-8-dグリッドも掘り下げる。
- 10月21日：B-22, 21-bグリッド内に於いて、2号址床面より約5センチ低い所でお伊勢を確認し、また、B-16-aグリッドでは堆疊、B-17-a・bグリッドは床面が確認され、これらをもって4号址とする。その他、B地区、12-c, 15-b, 16-b, 2-3-zグリッドを掘り下げる。B-15-bグリッドに於いて堆疊、B-16-bグリッドに於いて床面を確認。
- 10月22日：昨日、B-21, 22-bグリッドで確認された伊勢は2号址のものと確認され、2号址の床面が、B-21, 22-dグリッドで確認される。B-17-aグリッドで確認された住居址の範囲を調査するため、B-16, 17-zグリッドを掘り下げる。その他B-15-b・c・z, B-14-zグリッドを掘り下げる。
- 10月23日：1号址の遺物出土状態を図面に取り、4号址の床面が、B-15, 16-a・bグリッドで確認される。これに伴ってB-16, 17-c・d, B-11-dグリッドを掘り下げ。また、3号住の写真撮影を行ない、図面をとる。その他、B-14-b・c, A-3-dグリッドを掘り下げる。
- 10月24日：5号址の遺構、遺物出土状態の図面をとる。
- 10月25日：A-2-bグリッド内で確認された伊勢から床面の確認を行ない、この住居址を2号址とする。4号址では、北側に壁、周溝を確認でき、南側で伊勢が確認されたが、この伊勢は、4号住に伴なうものでないことが判明し、新たに8号址を設定する。
- 10月26日：7号址の壁の確認を行なうが、床が明確でないため難航する。4号址はほぼ住居址プランが確認でき、プランはB地区15-a・b, 16-a・b・c, 17-a・b・cグリッドにまたがり円形を呈している。8号址の床面は確認できず、A地区に於いて、遺物の出土状態から住居址となる可能性のある所が確認される。
- 10月27日：7号址のプランがほぼ完全に確認され、8号址では東側で壁が確認されたが、プラン確認に難航する。4号址は周溝が確認される。

- 10月29日**：4号址に於いて、3ヶ所でピットが確認されたが南側壁が不明確であり、6号址は掘り終わり、周囲、ピットも確認される。7号址では、7ヶ所でピットが確認され、8号址は床が明確でなく推定する。
- 10月30日**：4号址は、B-17-cグリッドで床面が確認できず、8号址との重複が考えられる。6号址は掘り上がり、セクション図をとる。7号址の実測、写真撮影を行なう。
- 10月31日**：6号址は床面精査、遺物の取り上げを行ない、4号址では南東部を除いて壁が検出される。A地区の遺物密集地は9号址と命名され、遺物が密集し作業は困難である。
- 11月1日**：6号址は、柱穴の確認調査実測が行なわれ、4号址では、セクションベルトの取りはずしを行なう。9号址の遺物出土状態の実測が半分終わる。7号址の床面に落ち込みが確認され、6号址と7号址に切られた10号址を検出する。2号址上面に於いて一括土器が確認され、床面はその下に存在すると思われる。
- 11月2日**：4号址に於いて、住居址北東部に土壤を確認する。10号址を掘り下げたところ、一部床面を確認する。9号址の遺物出土状態の実測がほぼ完了する。A-1-aグリッドで確認された落ち込みを11号址とし、プランを確認するため、A-1-z、B-26-zグリッドを掘り下げる。
- 11月3日**：4号址北側に住居プランを確認し、掘り進んだところ、4号址北壁より50cmのところで壁が確認され、同構造、ピットも検出される。9号址は、土器を全て取り上げ、プラン確認を急ぐ。11号址のプランがB-26-z、A-1-zで確認されたが北側部分の基盤が必要である。10号址はほぼ完了する。
- 11月4日**：4号址北側の住居址は14号址と命名され、この住居址プランは隅丸方形になると思われる。11号址は北側底振部でプランが確認され、9号址では床が確認される。
- 11月5日**：11号址北側で壁が確認され、他は検出されていない。9号址は南端部分で床面を確認する。10号址は実測図をとる。
- 11月6日**：B-12-cグリッドの焼土を根拠として8号址の調査を進めたが、詳細はつかない。10号址の遺物平面図をとり、9号址では、A-5-dグリッドで床面及び壁を確認する。11号址の床面が全部確認され、壁が東側部で確認される。
- 11月7日**：11号址の壁がほとんど確認され、径7.8m程の円形住居址となる。10号址では、3ヶ所でピットが確認され、平面図、エレベーション図をとる。9号址に於いて、7ヶ所でピットが確認される。
- 11月8日**：8号址で、遺物の写真撮影と実測を行なう。
- 11月9日**：11号址で遺物の取り上げ作業が行なわれる。
- 11月10日**：11号址の周囲、ピットの検出を急ぎ、北側で確認される。8号址では覆土上層の遺物を取り上げた後、床面が確認される。
- 11月12日**：B-13-dグリッドに於いて、北側に落ち込みを確認したが性格は不明確である。1号址のプランを確認するためサブトレントを3本設定したが、プランは明らかにならなかった。11号址では床面精査に伴ってピットの確認を行ない、15ヶ所でピットを確認した。8号址の土層図を取る。
- 11月13日**：11号址のピットを全て確認し、写真撮影を行ない、8号址では壁が西側を除いて全て確認され、隅丸方形の住居址であることが明らかとなる。1号址は遺物取り上げと平行して壁を追うが、不明確である。
- 11月14日**：B地区、23-a+d、24-b+c、25-a+c、26-dグリッドを掘り下げ、これと平行して9号址南側の掘削を行なう。
- 11月15日**：11号址の平面図を取り、1号址は土器上面に土器が密集し、床は完全に確認できない。9号址では、東側で壁が確認され、3ヶ所でピットを確認する。8号址では出土遺物の状態図の作成を行なう。
- 11月16日**：8号址の壁が全て確認され、一括土器を残して土器片は全て取り上げられる。

- 11月17日：1号址は南側を残し横を全て確認し上器出土状態の実測を行なう。7号址と11号址に切られた住居址が7号址より確認され、12号址とする。8号址は一括土器を全て取り上げ、写真撮影と実測を行なう。
- 11月18日：12号址は11号址との重複部分を残して、横が全て明らかとなる。8号址では、6ヶ所でピットが確認される。B地区3-b, 2-b・cグリッドを掘り下げ、B・2-cグリッドに於いて落ち込みを確認し16号址とする。
- 11月19日：B-2-bグリッドに於いて床面を確認する。16号址内から上層が確認され、土壇内には土器片が複数して確認される。B-4-b・cグリッドを掘り下げ床面を確認する。
- 11月21日：12号址に於いてピットが10ヶ所で確認され、9号址南側に十面期の住居址が検出され、H-1号址と命名し、床面、北壁、東壁を確認する。1号址に於いては、10ヶ所でピットが確認され、16号址では一括上器の写真撮影、実測が行なわれる。B-4-b・cグリッドで確認された床面は17号址とされ、14号址の北側に15号址が確認される。
- 11月22日：12号址は完掘され、写真撮影を行なう。17号址では遺物の取り上げを行ない、H号址の壁、床、ピットが確認される。
- 11月23日：12号址の平面図、エレベーション図をとり、15号址の写真撮影を行なう。B-1-aグリッドに於いて十面が確認され13号址とする。16号址の床面を確認し、H号址のカマドの実測を行ない、17号址の北側に18号址を確認する。
- 11月24日：後かたづけ、作業終了。

(小林和夫)

4 遺跡の概要

(1) 遺構

縄文時代

今回の調査で発見した遺構は20基の住居址、5基の特殊遺構である。18基のうち全体の形状がつかめたのは、1号・6号・7号・8号・9号・11号・12号・17号であり、その他は既に一部破壊の認められたものや、形状の確認出来ないものであった。出土状況の記録は、住居内において小破片の位置とレベルの計測値を加え、土器一括廃棄の痕跡が認められる土器集中区では10分の1の面で平面図とレベルの計測を行った。時間的な割約・犬無等に悩まされながら、一応我々の目的とした全遺物の記録化の80%程度は、記録に残すことが出来たことと思う。以下に調査の概要を記す。尚、遺構内のドットの記号の意味は次のとおりである。

●=土器 ○=土偶 ■=石斧 ▲=石鎌 □=石器

○1号址 (Fig. 4・17・18, PL 2)

- 西南斜面に位置し、住居址確認範囲の中央部に位置する (B-21-a-d, ~B-19-a-d)。
- 形状：平面形は、隅丸状の台形を呈する。
- 規模：長径5.6m×短径5mで、現状の壁高は21cmであるが、1号址出土と考えられる遺

物群はそれより高いレベルで発見されているため、壁高のレベルを生活面とはし難い。住居の平面プランが土痕によって識別が困難な場合、我々は土器の平面位置図とレベルの計測値を加えながら一枚一枚土層を剥がす様に掘り進めている。特に、1号・6号・7号・8号・9号・17号はこの方法により、最終的に壁の検出に成功して、形状を確認することが出来た。

・周溝：なし

・床面：床面は、西南部寄りに傾斜があるため、ロームは消え、G-a・bでは堅緻な床面であったが、a-c・dでは黑色土となり、軟弱な状態である。床はほぼ水平面であると云える。

・炉址：炉址は住居址の中心よりやや北寄りに設けられており、規模は長径78cm×短径60cmである。周縁には、小さな掘りかたがあり、かつて石組みが存在したであろう痕跡をとどめている。第1層は黒色土に焼上が混入しており、第2層は焼土である。

・柱穴：12本認められる。

・その他：筒状を呈するピット、上面直径75cm×短径60cm、深さ70cm、基面直径88cm×短径80cmを計測するものが検出されている。貯蔵穴的な機能をもったものと考えられる。

・遺物出土状況：出土量は豊富であると云える。復元可能な上器数個体、大小上器破片・石斧・上製品が多量に廻棄された状態で出土した。土器は藤内1期から藤内期内焼木葉を呈するものが出士しており、中には五箇ケ台期の上器の混入も認められ、複雑な出土状況を示している。尚、これら一括廻棄物群の中から、栗の炭化物も出土している。

○2号・3号址 (Fig. 20・21, PL 5・6・7)

地床炉の様相を呈する横円形焼土範囲を2号址、右組みをもつ炉を中心に曾利II式併行土器が出土しているものを3号址と呼称しておく。尚、土器群については、出土状態やレベルの計測値からの観察結果により2号に伴う土器群の存在も可能と考えられるが、今日の発掘段階ではこれらの上器を一点・一点繋る時間がなく、これらの細分結果は後日にゆすることとする。ここでは、2号・3号の概況を記しておくことにとどめたい。

(2号址)

長径約83cm×短径51cmの焼土中に、頭部・両手の先端・両足を切断された土偶が、傾けて埋設されている (Fig. 20)。土偶が配石に伴う事例は、県内では中谷遺跡に認められ、安道寺6号住居址確認面でも配石と共に小形の土偶が出土しているが、二次焼成を受けた痕跡を残す例は多くないものと考えられる。A-2-z Gにおいても、このように焼土内より一点の土偶が出土している。2号に関するでは、周辺土器の細分結果により住居もしくは土器一括廻棄に伴う可能性がありこれらの結果をまち鑑考を加えたい。

(3号址) : Fig. 21, PL 6

B-22・23Gに位置する。一部は1号址の北部にかかる。1号の藤内期よりは掘り込みが浅く、1・2・3号のレベルは2号→3号→1号の順で、2号が一番高く計測される。

・形状：掘り込み面が浅く、表土を除去すると遺物が検出され、遺物の範囲とレベルの計測値

を記録しながら作業を進行したが、壁確認には至らなかった。

- 柱穴：不明。
- 周溝：なし。
- 炉址：石圓炉であり、長径 55 cm × 短径 50 cm、第1層は黒色土に焼土が混り、第2層は焼土である。
- 床面：堅緻な床であり、黒色土上にロームの粒子を貼った状態が認められる。遺物の出土は全体的に一平面上に把握することが出来、レベルの計測誤差も少ない。中には、上から押し潰された状態で検出される例もある。

○4号址 (Fig. 5・22, PL 8・9 の上段)

西南斜面に位置する。1号址の南側 35 cm 程に存在する。

- 形状：14号址にカットされたため、4号址は B-15~18-a の範囲でしか認められないが、東壁より円形を呈するであろうことが推知される。
- 床面：硬く固められており、褐色土を網り込んでいるため明確な床面が検出された。
- 周溝：幅 12 cm、深さ 10 cm で、東壁沿いに長さ約 4 m 認められた。
- 柱穴：壁柱穴と考えられる径 10~15 cm のピットが、東壁に沿って 4 本認められ、これらより一回り大きい径 30~40 cm、深さ 50 cm の主柱穴と考えられるものが 6 本認められる。
- 炉址：炉は東北寄りに設けられており、径 50 cm の井戸尻期の大形土器が、胴部下半を破損して設置されている。炉址内は、第1層が黒色土に木炭が混入しており、第2層は焼土で、出土遺物は、同個体の一部が第一層の黒色土層より出土している。尚、炉址付近までは14号址の貼り床が検出されている。
- 遺物出土状況：遺物の出土量は、14号址にカットされている為少ない。床面直上の第1次堆積土層中には五領ヶ台期の小片が認められるが、これらは住居址埋没時において混入したものと思われる。井戸尻期に属する壺蓋 (Fig. 5) の他は希少であり、床面より 30 cm 程度浮上した井戸尻期破片が認められる。

○5号址 (Fig. 23)

B-15-b の東南に位置しており、4号・14号の南寄りに存在し、4・14号の上に乗る。さらに、5号南には19号が存在する。これらの関係は、5号→19号→14号→4号→19号の順で、5号のレベルが一番高い。

- 形状：不明である。
- 周溝：なし。
- 床面：黒色土上に存在しており、床面は軟弱で、調査時において南側に19号件のものと考えられる五領ヶ台期の小破片を出土している。
- 炉址：小形な石圓炉で、石組みの半分は抜き取られた痕跡が認められる。第1層は黒色土に焼土が混り、第2層は焼土である。長径 55 cm × 短径 50 cm である。
- 規模：不明。炉址から判断すれば、小形の住居址が想定される。

- 柱穴：不明。
- その他：14号址の床面積在後、長径約 120 cm、深さ 76 cm (14号址床面下より) の貯蔵穴が認められ、中からは曾利期の遺物が出土している。これが、5号に伴うものと考えられる。
- 遺物出土状況：5号住は黒色土を掘り込んだもので、発の確認は出来ず、グリットの発掘も遺物は少なく、5~7 cm 浮上した面より曾利期の大形破片が出土している。

○ 6号址 (Fig. 6・24, PL 11・12)

- 西南斜面にあり、住居址確認面の北部寄りに位置している。(A-3・4-a~d)
- 形状：平面形は、西壁が直線を呈するか、ほぼ円形に近い形を示している。
 - 床面：床面は、A-A'においてはほぼ水平であるが、東西のエレベーションB-B', C-C'においては傾斜をなしている。壁は、地形の斜面が著しいため、東壁において明確な褐色土の壁が検出されたのに対し、西壁周辺の壁は不明確である。これらの傾向は1号・7号・10号・14号・17号にも認められる。床は堅硬なもので、西壁付近ではやや軟弱になる。
 - 周溝：東壁高辺に幅 10 cm、深さ 8 cm、長さ 3.6 m の周溝が認められる。周溝内には、径 10~30 cm 大のピットが並ぶ。
 - 柱穴：壁柱穴と考えられる径 10 cm から 15 cm のピットが 12 本あり、内 5 本は周溝内に存在する。これより一回り大きい径 30 cm 大の主柱穴とされるものは 10 本認められ、内 3 本は周溝内に認めることができる。
 - 灶址：住居址の中心より北東に位置し、石組みをもつものであり、その規模は長径 105 cm × 短径 90 cm である。その南側の床面 (80×32 cm) は火熱による赤色化が認められる。
 - 規模：長径 5.9 m × 短径 5.7 m。
 - 遺物出土状況：曾利 I 期の遺物が認められ、重複関係にある 10 号址との接合関係を示しており、遺物廃棄後の移動について興味深い資料を抽出しているものが 2 例ある。覆土中より出土する土器群は、曾利 II 式が主体でありこれら土器群は、床に密着するものは少く、PL 12 上段のように 5~10 cm の第 1 次堆積層 (黒色腐鉄土) 上面に出土するものが多い。この中で、光形に近い器台土器が南壁付近より床に密着しており、特異な様相を呈する。また南壁に沿って径 30 cm のピット中に、埋藏的性格を呈する土器が、上半部を欠損して出土している。PL 11 の下段においては曾利期における一括土器の廃棄が明確に認められるが、覆土より出土する大小破片は、今後の分析をまたねば、長期間による廃棄・短期間にによる廃棄の結論は下せない。

PL 10 - 上段の土器が配石を伴い検出されている事例は、6号埋没後もしくは埋没過程・埋め立て行為後、土器廃棄を指した人々の、住居のくぼみに対する意思を想定する上で重要な資料となりうるものと考えられる。

○ 7号址 (Fig. 7・25, PL 28)

10号址をカットしており、6号址の南方に位置する。西南斜面にあるため、西壁付近は東壁ほど明確ではない。

- ・形状：平面形は円形を呈する。
- ・規模：長径 6.1 m × 短径 5.6 m。
- ・周溝：なし。
- ・床面：ロームカットではないが堅緻であり、踏み固められている。
- ・炉址：住居址の中心より北東寄りに設置されており、石組みを持つものである。炉内発掘前は炉石の縁石が認められず、はじめは抜き取りかと考えられたが、焼土中より凹石等と共に縁石が現われ、これら縁石は、何らかの現象で炉の凹地に落り下ったものと判明した。規模は長径 1.25 m × 短径 1 m である。
- ・柱穴：8 本あり、径 30 cm を計測する主柱穴かと考えられる。この内 1 本は、7 号址の下に存在する五箇ヶ台期の住居址に伴う地床炉まで連しておらず、地床炉中央を貫通している。12 号発見の動機は、上塙等の関係により、平面プランの確認→掘り下げと云った過程では検出し難く、新しい遺構が古い遺構を破壊してそこに何らかの現象が現われない限り、この動機の検出是不可能とされる。不幸中の幸いとでも云えようか、主柱穴の 1 本は地床炉を貫通し、また 7 号址の精査中に焼上の存在が認められたため、7 号地下に新たに住居の存在が確認できた。
- ・遺物出土状況：小破片が主体であり、全ての遺物は第 1 次堆積以降に埋没したものであると考えられる。東壁付近より、土偶の足が 1 個出土している。石器類は、石鎌、打製石斧が出土しており、炉の焼土内から凹石、磐石が出土している。6 号址と出土状況は様相を同じくするが、遺物の量は少ない。

○ 8 号址 (Fig. 8・27, PL 13・14)

グリット B-12~13-b・c・d にかけて存在する。19 号址の南方にあり、8 号以南は 16 号址まで遺物の量も少なく、遺構は検出されていない。

- ・形状：平面形は円形状を呈する。
- ・規模：長径 3.7 m × 短径 3.4 m の、小さな堅穴住居である。
- ・柱穴：主柱穴と考えられる径 15 cm のピットが、床から壁に立ち上がる箇所に斜めに設置されており、空間を最大限に生かそうとする工夫が認められ、8 号住のような小型住居構造を知る上で興味深い資料と云える。
- ・周溝：なし。
- ・床面：東壁から炉址付近までは、褐色土を掘り込んでおり明確堅緻であるが、西壁付近はやや軟弱な床面と云える。エレベーション A-A'・B-B'・C-C'においては、床はほぼ水平に認められるが、D-D' つまり傾斜に沿っては、床の掘り込みも対応しているのが認められる。床面の一部は、炉址からの火熱と異なる大規模な火熱を受け、赤色化しているのが認められる。
- ・炉址：住居址の規模同様に小形であり、規模は長径 50 cm × 短径 40 cm を計測する。住居址中心部の北西寄りに設置されている。石組みを持つが、小形な石材を用いている。第一層は

暗褐色土に炭化物が混り、第二層は焼七で充填されていたが、他の住居址に比較すると量的には少ない。

遺物出土状況：8号住平面プランの確認前は、円形状の遺物集積地が検出され、遺物の記録を残しながら覆土を掘り下げて、壁、床面の検出につとめた。住居址の中心やや北寄りに焼土が認められ、床面・炉址の上面まで達しており、床の一部は火熱を受けて赤色化している。焼土内土器は、諸窯C～井戸尻期の小片が出土しており、全て小片で火熱を受け赤色化していた。床面浮上土器のほとんどは破片であるが、数個体の復元可能な土器も出土している。また、床面に接して有孔鍔付上器が出土している。

8号住内の遺物は井戸尻期が主体であり、一括廃棄の痕跡が認められる一方、五領ヶ台期の小片の混入も少なくない。この様にはっきりした土器の混入は、自然現象によって、住居の埋没過程中に土壤の中に混入するケース、付近一帯の土器が凹みにかたづけられたケース等が考えられるが、ここでは分析結果の最中であるため、早急な結論は控えることとする。

○9号址 (Fig. 9・28・29, PL 15・16)

住居址確認範囲の北端に位置し、A-4・5・6-a～dに存在する。6号住の南方約0.6mに位置し、西方はH-1号住が接している。

形状：平面形は円形を呈する。西壁の確認は出来なかったが、主柱穴の配列より、住居の規模は確認できる。

規模：長径7.2mを計測する。

柱穴：柱穴とを考えられる徑約15cm、深さ約10cm程度のビットが7本あり、それより一回り大きい主柱穴とされるものは13本認められる。

周溝：なし。

炉址：住居址の中央より北に位置している。石組みを持つ炉址と考えられ、1個の縁石とほりかたが認められる。焼土は少なく、その上に乗る黒色土は多量の木炭を含んでいる。

床面：西南斜面に位置するためであろう。西南付近は、東側で認められた褐色土の固い床が消失し、黒色土の軟弱な床となっている。床は、斜面に沿って傾斜するのが認められる。

遺物出土状況：復元可能な土器は少なく、数個を数えるほどである。本住居の特徴は、多量の土器破片を密集出土していることである。井戸尻期が主体を占め、稀れに五領ヶ台・藤内が混入している。東壁付近からは、顎面把手、土偶、轡台、土器の出土があった。

○10号址 (Fig. 10・30・31, PL 28-下段)

北壁を6号址に、南壁を7号址にカットされている。

形状：平面形は、かつて円形を呈していたものと思われる。

規模：長径6mである。

柱穴：主柱穴3本が東壁において認められた。

第一次堆積と考えられる黒色土を除去すると、堅緻な床面が検出される。

炉址：6号・7号の建築時に破壊されたものと考える。

- 周溝：東壁の一部に認められる。
 - 遺物出土状況：遺物は全て第一次堆積上面に来る。遺物は火形なものが多く、また、接合関係が多い。一時期による一括陶器の典型かとされる。6号件出土遺物とも窓の関係が認められ、窓の移動を考える上で興味深い。
 - 土偶の出土は東壁寄りにあった。単なる床面浮上の状態で出土しており、他の人為的行為の構造は示さない。
 - ○11号址：A-1z～A-2zにかけて認められ、東壁から南壁にかけては褐色土を掘り下げており、窓検出には時間がかかるなかったが、西壁において、壁がやや不明確となる。
特に、五領ヶ台期の12号址は、11号の下に存在しており、この窓の関係を示す箇所は、壁検出が困難であった。
 - 形状：円形を呈する。
 - 規模：長径 7.5 m × 短径 6.4 m を計測する。
 - 周溝：北壁から南壁にかけて幅 12 cm 前後、深さ 10～15 cm で認められ、周溝内には、支柱穴が24本認められる。東壁部分の幅 1.3 m の区間には、周溝が認められない。
 - 杖穴：径 10～15 cm、深さ 10 cm 程度の壁柱穴と考えられるものが43本、これらより一例を挙げると、25 cm～30 cm 大きいものが19本認められる。
 - 床面：東部付近では褐色土を掘り下げており、床面も堅緻であるが、四半分は褐色土も消え、床面は軟弱になる。
 - 炉址：長径 45 cm × 短径 35 cm を計測する。石組みを持つが、住居址全体から見れば、炉址の規模は小さいものと云えよう。第1層は黒色土に焼上が混り、5 cm ほど認められる。第2層は焼土である。住居址の中央より北側に位置する。
 - 遺物出土状況：床面に密着して磨滅の著しい磨片の一層が出土しており、それらは藤内Ⅰ期に比定されるものである。これらは、第1次堆積前のものであり、床面より浮上する土器群とは明らかに文様構成が異なる。
 - 第1次堆積後には、所謂一括土器窓の痕跡が認められ、器合土器・土偶・耳飾・復元可能土器などが数個体認められる。これらは、住居址内の中央よりやや東寄りに集中し、井戸窓期が主体である。
- ○12号址 (Fig. 14・34, PL 21・22・23)
- 北西壁の一部、東壁の一部は、7号址・11号址によって一部破壊を受けているが、他は良好な状態で検出された。
 - 形状：主軸は、東西に伸びる梢円形を呈するものである。
 - 規模：長径 6 m × 短径 4.2 m を計測する。
 - 周溝：なし。
 - 杖穴：壁柱穴と考えられる径 15 cm～20 cm のビットが壁に沿って 7 本、径 25 cm～30 cm の主柱穴と考えられるものは 6 本認められる。12号址東壁付近では、径 15 cm～20 cm のビット

が6本、長方形を呈するように規則的に配列されている。

- 炉址：地床炉（45 cm × 35 cm）・埋葬炉の2つを設置している。地床炉の中央は、7号址の柱穴が貫通しており、焼土は少量であった。埋葬炉は、中央よりやや東側に設置されており、焼土は多く、東壁付近の床は火熱を受けて赤色化しているのが認められる。さらに、住居址中央より北側の床面も火熱を受けており、焼土精査中に、有孔鋸付土器・耳飾が出土している。
- 遺物出土状況：床面密着土器（PL 22—上段）は、故意に破壊されたものと考えられ、土器の側部は、自然石によって押し潰されている。PL 22—下段は復元可能土器であり、床面より浮上しているのが認められる。廃棄の痕跡を残すもので、土偶破片も、南壁に沿って出土している。

○13号址 (Fig. 11)

11号址東壁付近上面に、確認されたものである。

- 形状：不明である。
- 柱穴：不明である。
- 床面：褐色土層に床面は認められ、堅緻である。
- 炉址：45 cm × 50 cm で石組をもつ。第1層は黒色土層、第2層は焼土である。

○14号址 (Fig. 5, PL 8)

B—15—c, B—18区に位置する。壁は北側及び南側の一部に認められたのみである。4号址の西側半分をカットしており、北方1.5 mには1号址、約3 m 南方には8号址が存在する。また5号址、19号址の一部をカットしている。

- 形状：西南斜面に存在し西壁周辺はロームカットではなく、壁面を明らかに出来ない。また東壁は、ほぼ同時期とされる4号址をカットしており、4号址の覆土を壁にする為、壁は検出出来ない。
- 柱穴：不明。
- 炉址：埋葬に石組みをもつものである。井戸尻期に属する。4号址の炉より西方約2.3 m に位置し、14号址の中央部に設置されたものと考えられる。第1層は黒色土に焼土が混り、第2層は焼土である。
- 床面：黄白色系の粘土で、貼り床を設けており、4号址の炉址までは連していないが、その西側30 cm 付近では明らかに貼り床が認められる。やや堅緻な床である。
- 遺物分布図：Fig. 34, PL 8—下段の様に床面より浮上した土器が多量に認められ、大形破片は床確認まで残すと柱状を示す。

住居廃絶後の一括土器廃棄が想定されるが、土器出土状況からは土砂が短期間に埋没したものとされる。

○15号址 (Fig. 12, 13)

B—17, B—18区に確認されたもので、その大半は4号址・18号址にカットされているが、

残存部は褐色土をカットしているため良好な状態で、土器の記録・アランの検出が出来た。B-16-zにおいては、善利Ⅲ期の上器集積地があり、その付近では不明確となる。

・形状：残存部分が少なく全体の形状は明らかには出来ない。

・柱穴：不明。

・炉址：不明。

・周溝：なし。

・遺物出土状況：4号址壇の縫合中に口縁部と底部が、ほぼ同一レベルで検出された。これらは床面に接して出土しており、新道式に併行するものと考えられる。床面直上土器、浮土器はほぼ一時期にまとめる事が出来、特に人頭大の自然石を中心に遺物の量が多い。猪沢式、新道式の共伴が認められる。

○16号址 (Fig. 15, 35, PL 24上段)

・形状：17号址にカットされているため、全体の形状は明らかに出来ない。B-4・5区に位置し、住居址群確認範囲の東端に位置する。

・柱穴：不明。

・周溝：なし。

・炉址：不明。

・遺物出土状況：床面浮土器が多く、出土状況は12号址と同様な方を示す。覆土中における土器の小破片の埋没は多くのケースが考えられるが、分析途中であり明記を避けたい。

○17号址 (Fig. 15・16, PL 24・25・26・27)

・B-1-b～B-4-cにかけて認められる。西南斜面にあり、西壁は確認出来ない。

・形状：円形に近い形を呈する。

・柱穴：9本。

・周溝：北壁から南壁にかけて巾10～15cm、深さ10cmで認められるが、東壁の一部には認められない。

・床面：堅密であり褐色土を掘り込んでいるため、床と堆積土の区別は明確であった。

・炉址：石組みをもつ埋廻炉と冶組をもたない埋廻炉の二つが検出された。二つとも北壁寄りに位置し、石組みをもつものは東側に設置される。

・石組みをもつ炉の内部は、第1層が黒色土に焼上が混り、第2層が焼土となる。なお埋廻ののみの炉址には、Fig. 52-1が補助的に埋設されており、いずれも善利Ⅰ式併行とされる。

・土壤：Fig. 16に示すように17号址東壁寄りに位置しており、17号址に伴うものとされる。

・上段底部にはFig. 41-3が横位に埋設されており、その上には8個の把手と一個体の大形土器片が、覆いかぶさる様な状態で検出された。8個の把手の内の1個を横位の土器にふたをするかの様に埋設し、残りは順次不規則に埋設してあるのが認められた。胴部破片はこれらをかぶせる様なかたちで認められた。8個の把手のうち4個は胴部と接合し、完形土器を故意に破壊し、埋設したものであることが判明した。横位埋設上器中・底部付近には、焼土

塊が検出されている。

土壤規模は 65×50 cm、深さ 70 cm のものである。

- 遺物出土状況：埋設された土器を除き、殆んどの遺物は床面浮上の土器であり、一括廃棄の痕跡を残すが、復元可能なものは少ない。

○18号址 (Fig. 5・22, PL 8)

B-16～18の a ラインに認められた。壁と一部周溝（巾 10～15 cm、深さ 15 cm）、計 3 本の壁柱穴、4 本の主柱穴と考えられるピットが認められた。

形状の大部分を 4 号址にカットされており、出土遺物はないため、時期は不明であるが、井戸尻堀（4 号址）より古く、新道期（15 号址）より新しい時期に構築された。

○19号址 (Fig. 36)

B-14 区に位置し、北側には 4・14・5 号址が接する。東側には曾利Ⅲ式の土器集積地が 19 号址より高いレベルで検出されている。

• 形状：不明である。4・14・8 号址にカットされたものとおそれられ、4 号址床面・14 号址と 8 号址の覆土内には五領ヶ台期の上器片の混入が著しい。

• 柱穴：黒色土上面に生活面があり、柱穴の検出は出来なかった。

• 周溝：不明。

• 炉址：長径 80 cm・短径 50 cm の楕円形を呈する地床炉をもつ。焼土を取り除くと深さ 20 cm の皿状をなす。

• 床面：黒色土層にあるが、部分的に貼り床と考えられる傾折が検出され、堅硬な床を呈する。

• 遺物出土状況：地床炉を中心とし、五領ヶ台Ⅱ式以降と考えられる上器群の出土があった。床面に密着するもの、浮上するものと複雑な出土状況である。さらに覆土中よりはクルミの炭化物が出土している。

○20号址 (Fig. 37)

B-16-z 地区に確認された曾利Ⅲ期の土器集積地であり、一個体の先形品と先形に近い人形上器片が出土している。遺構には伴わない一括土器廃棄である。

○21号址 (Fig. 19)

B-24-c に確認された上器埋設遺構であり、周辺よりは一点の有孔鉢付土器の出土があり、これに伴うものとされる。

埋設土器は逆位の状態で 長径 45 cm・短径 30 cm・深さ 10 cm の皿状のピットに設置されていた。

出土状態からは、一見石棒の出土状況を思わせるものがある。

○22号址 (Fig. 15)

B-1-b ラインに検出した土壤である。皿状を呈し、中には五領ヶ台期の胴部が埋設されている。土壤の形状は楕円状をしており、一個体の土器以外の出土はない。

(菱山かつよ・中山誠二・小林和夫・柴池鶴一)

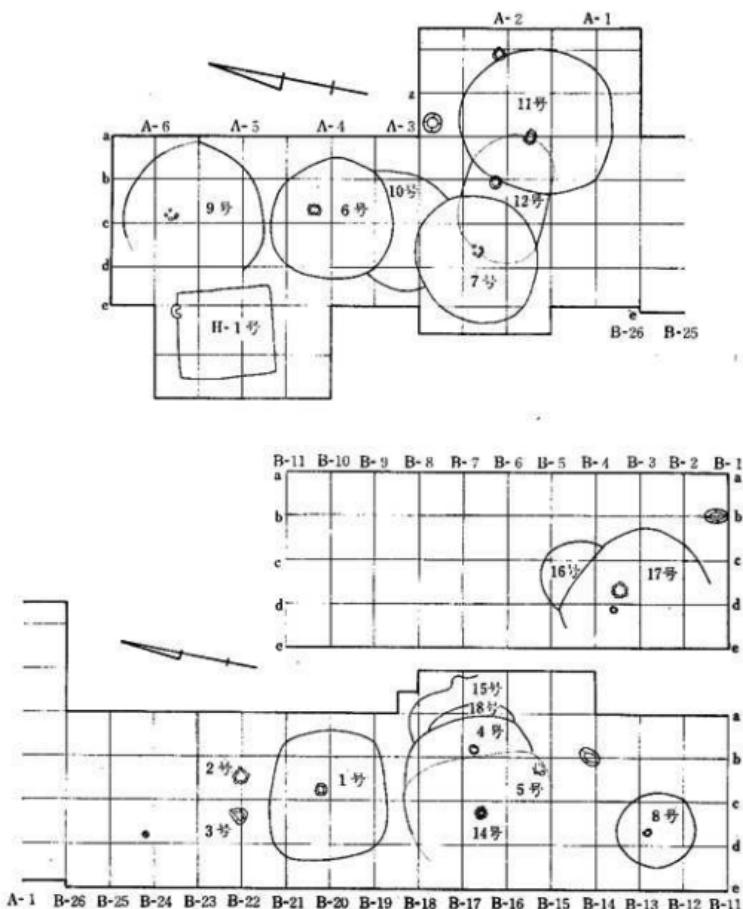


Fig 3 遺構分布図

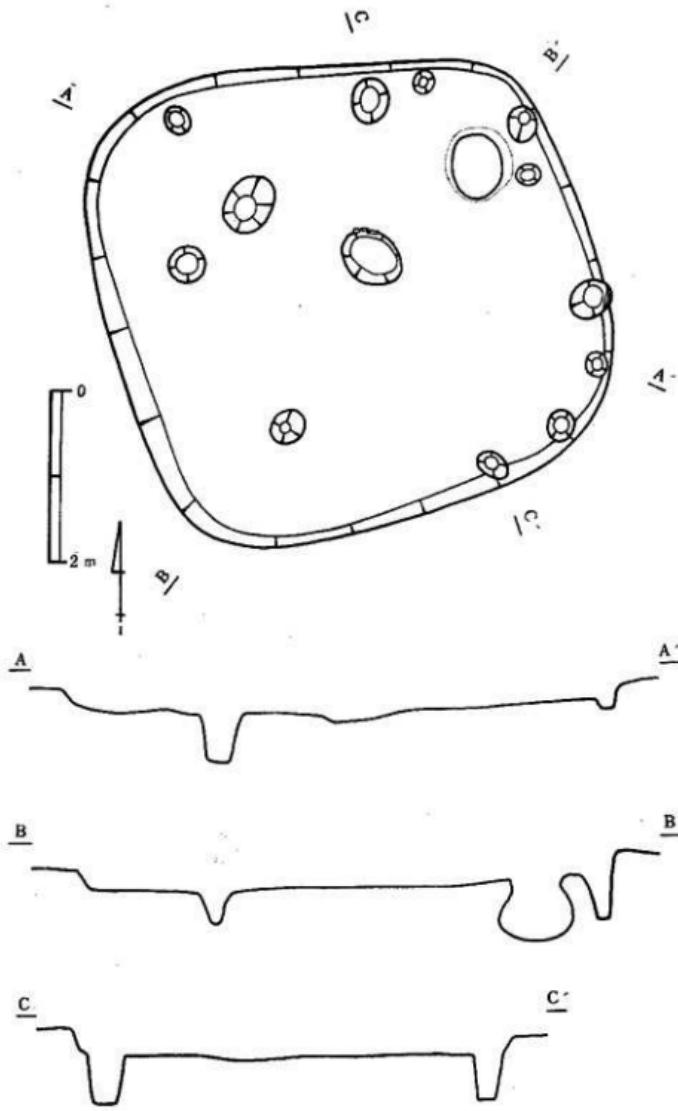


Fig 4 1号住居址

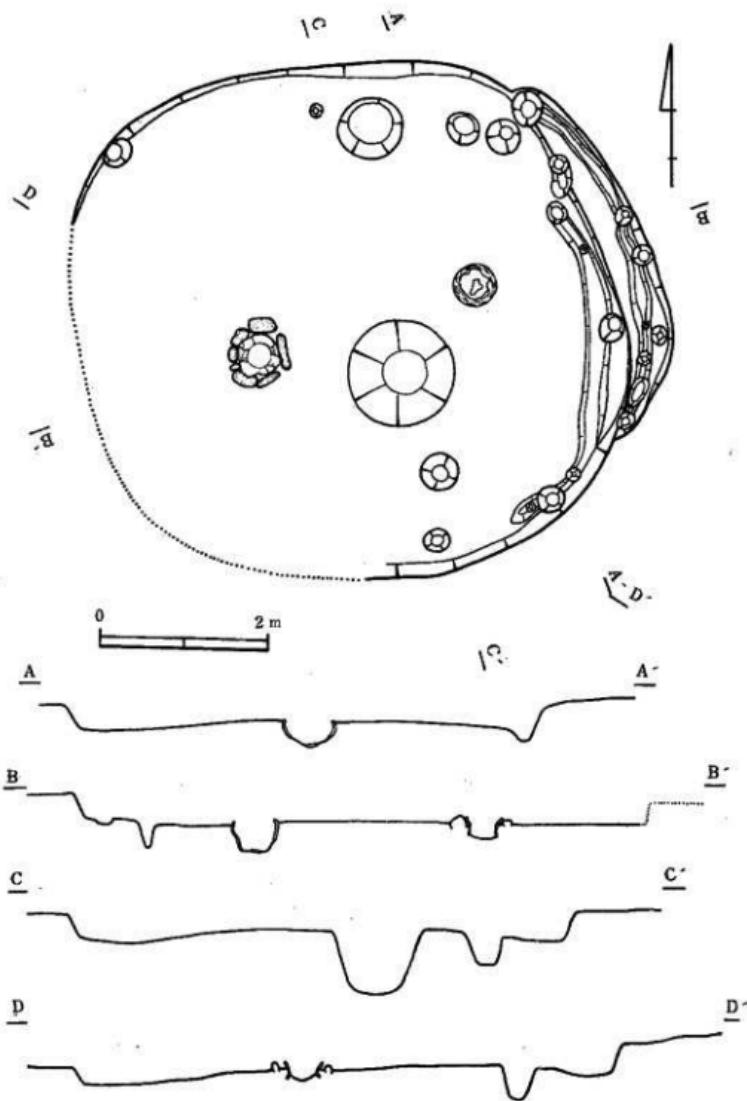


Fig 5 4号・14号・18号住居址

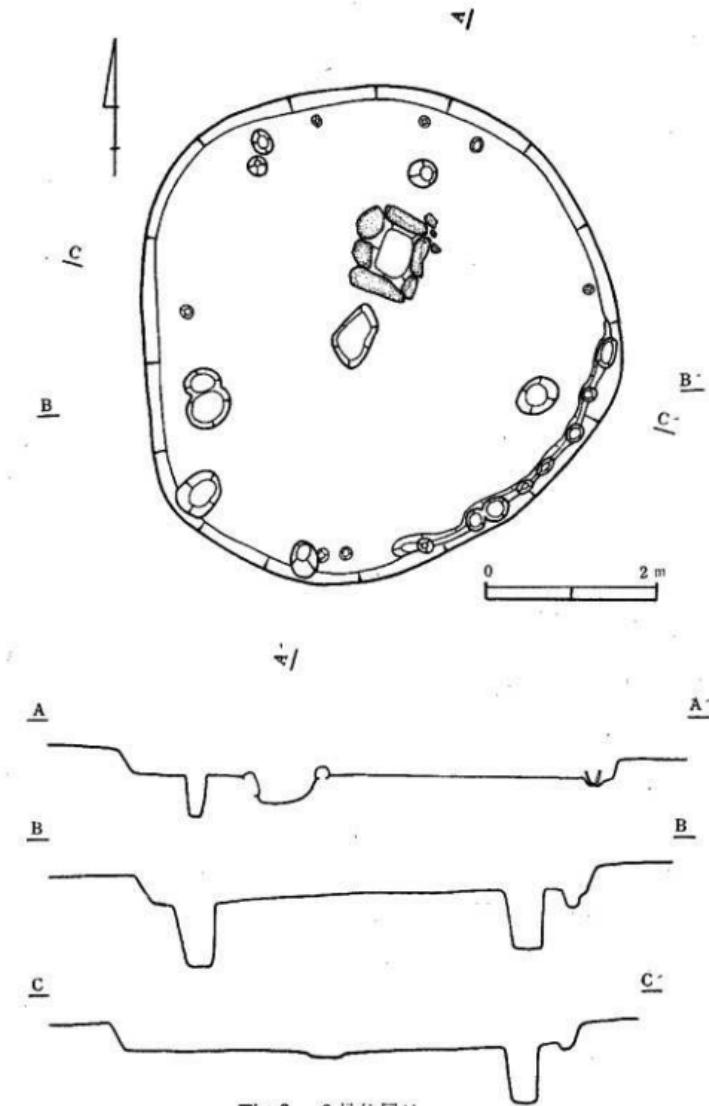


Fig 6 6号住居址

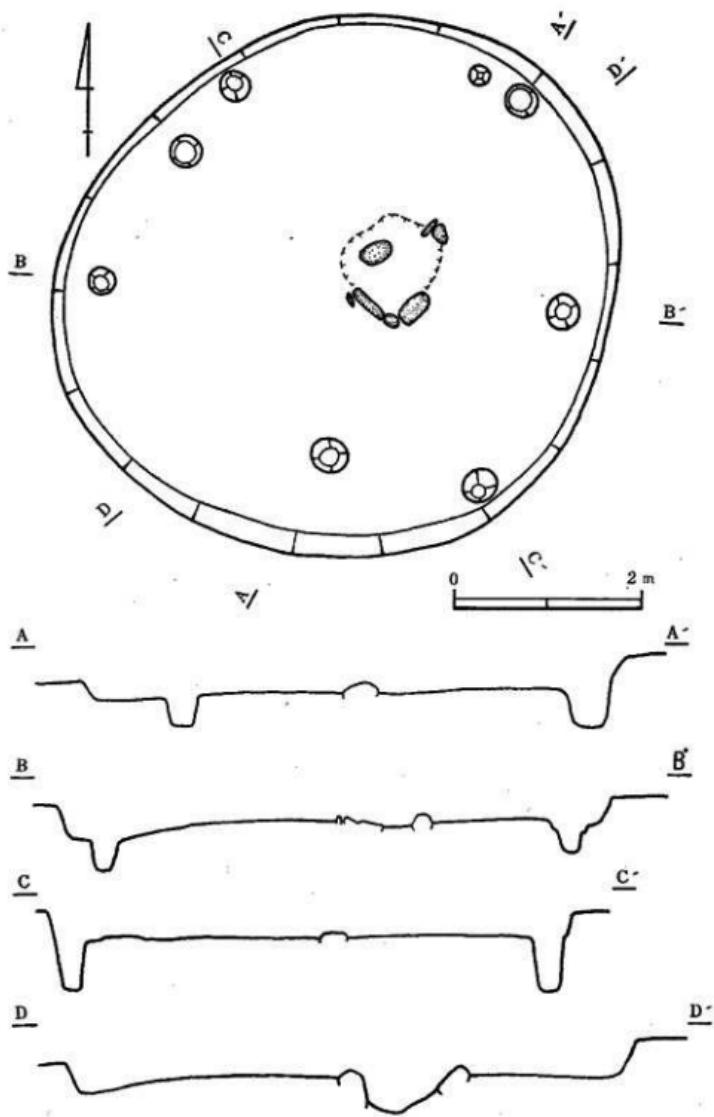


Fig 7 7号住居址

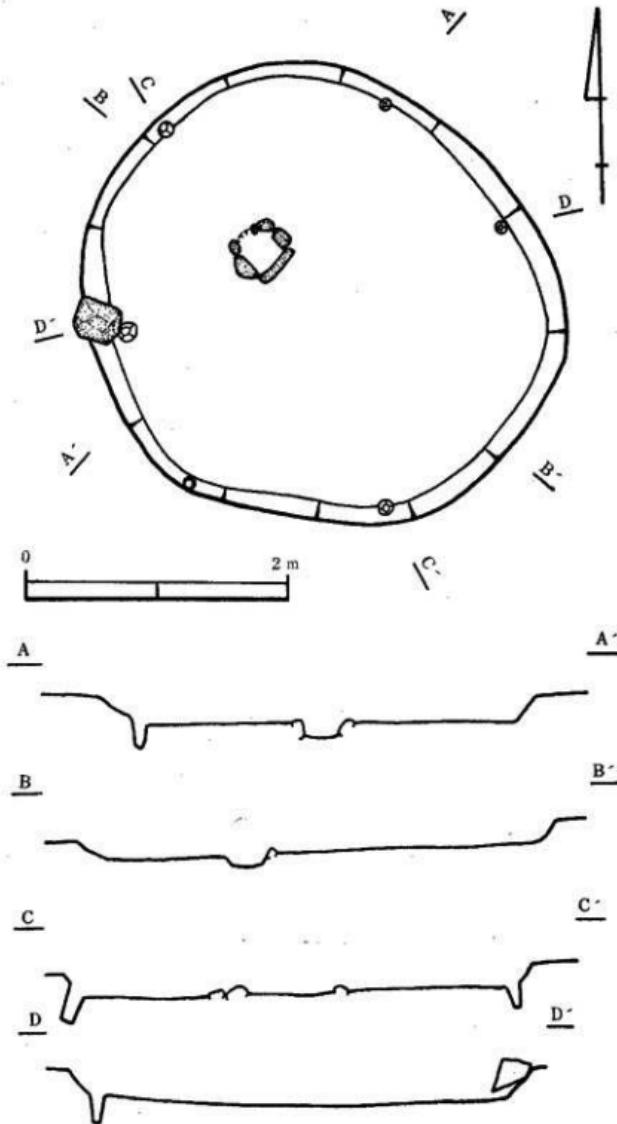


Fig 8 8号住居址実測図

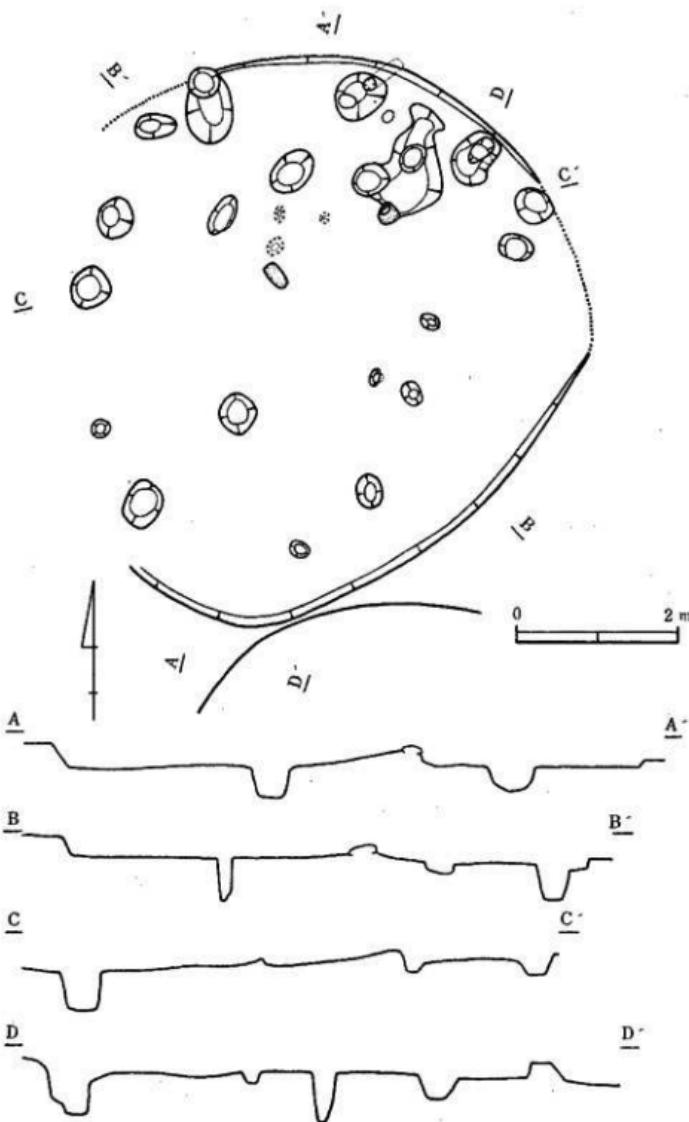


Fig 9 9号住居址実測図

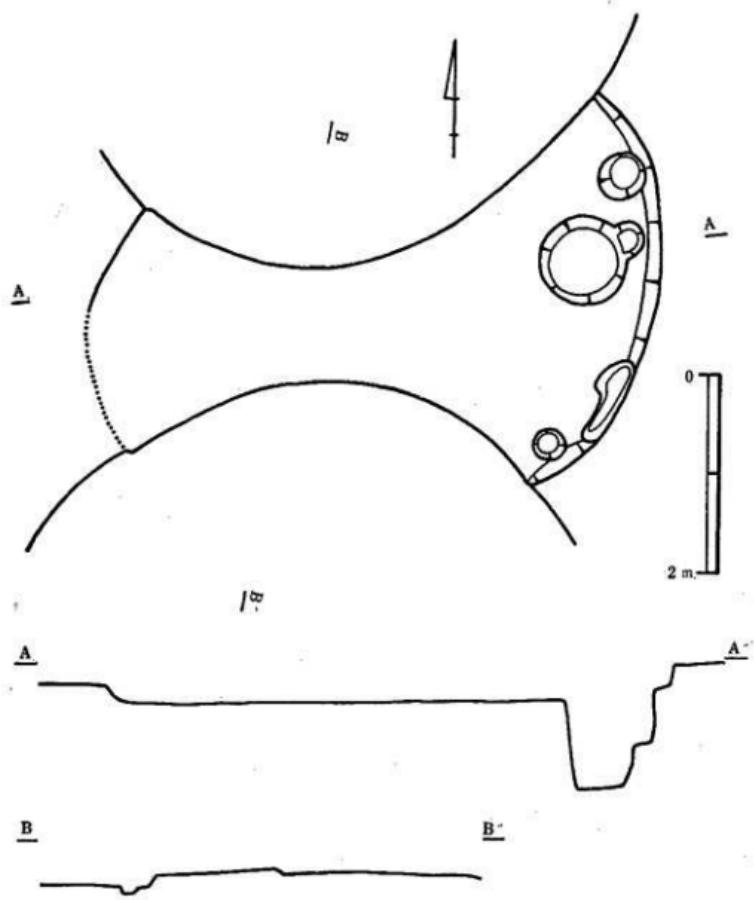


Fig10 10号住居址実測図

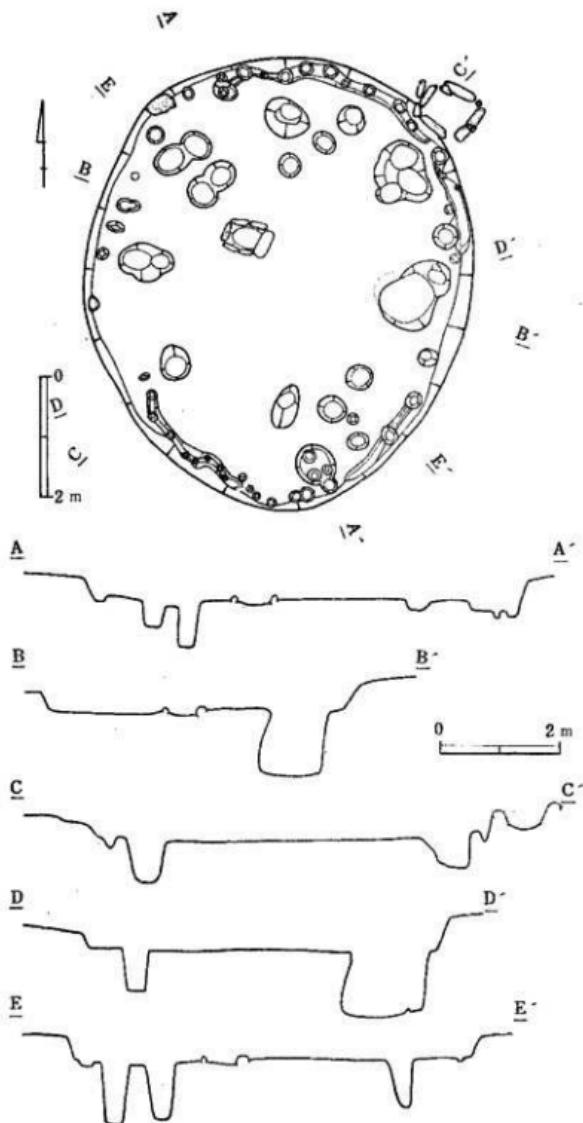


Fig 11 11号・13号住居址

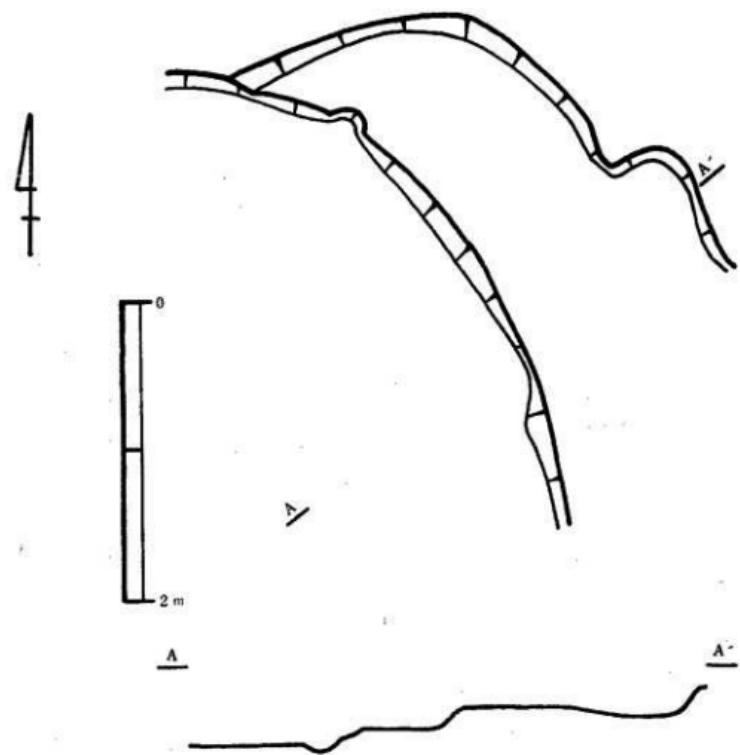


Fig 12 15号住居址

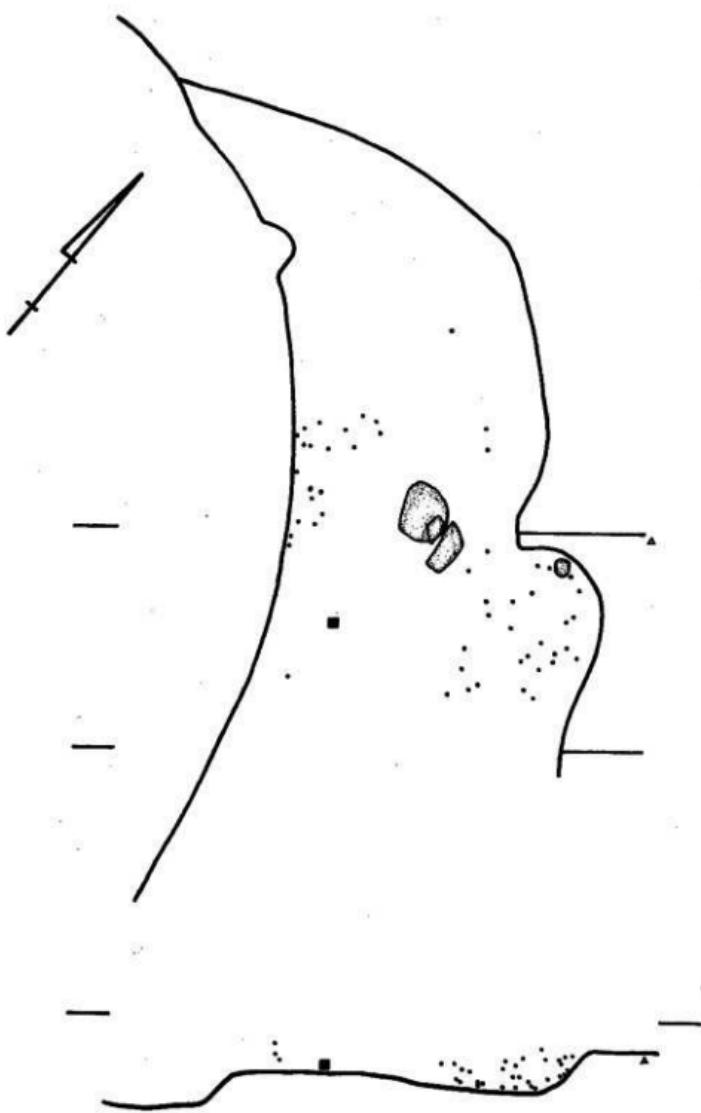


Fig13 15号住居址遺物分布図

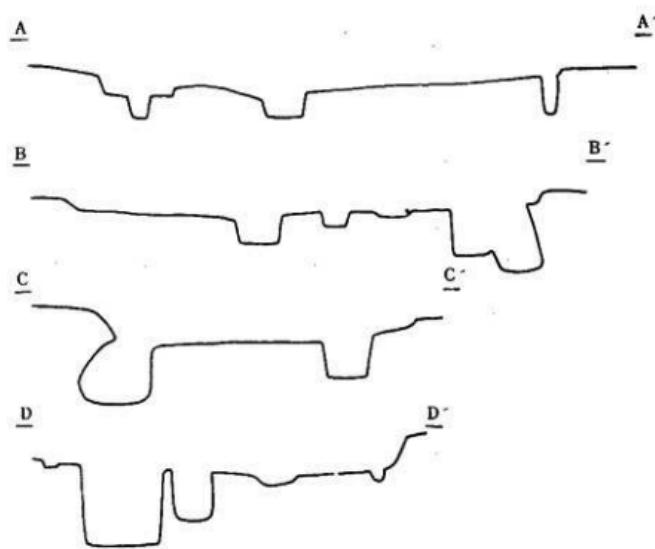
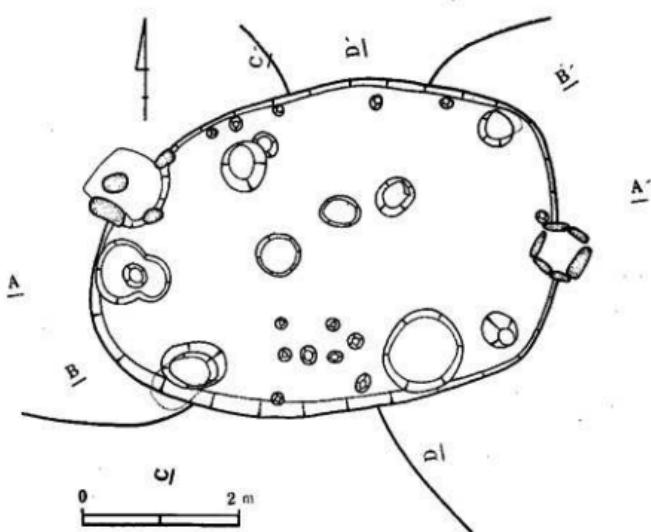


Fig14 12号住居址実測図

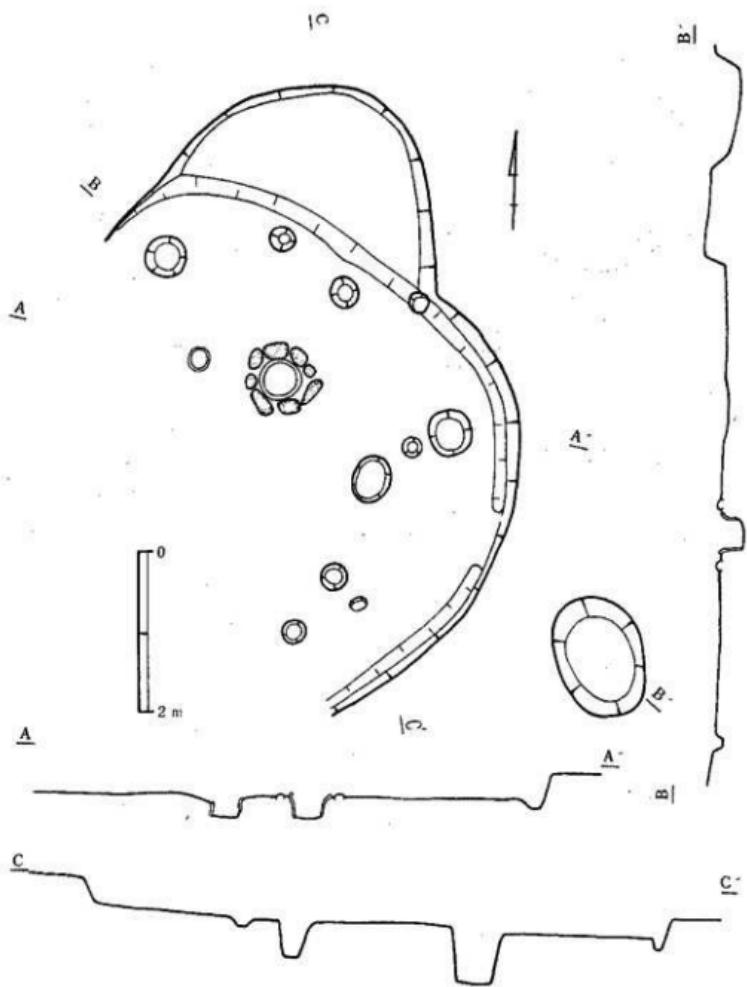


Fig15 16号·17号住居址実測図

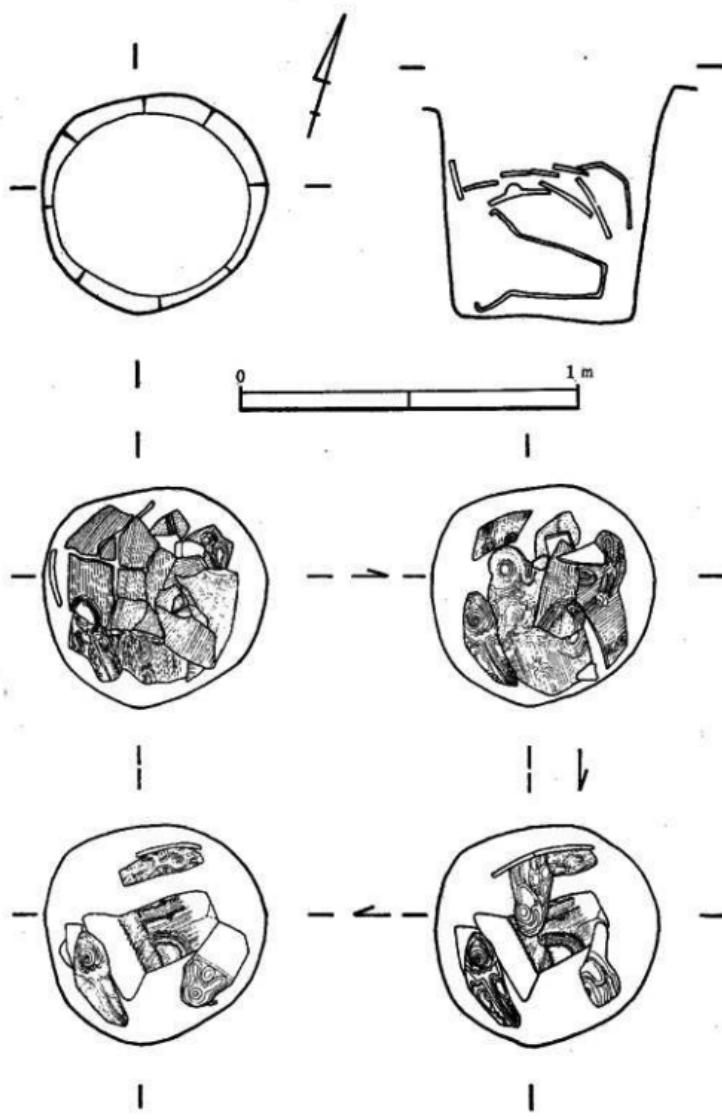


Fig16 17号住居址内土塙

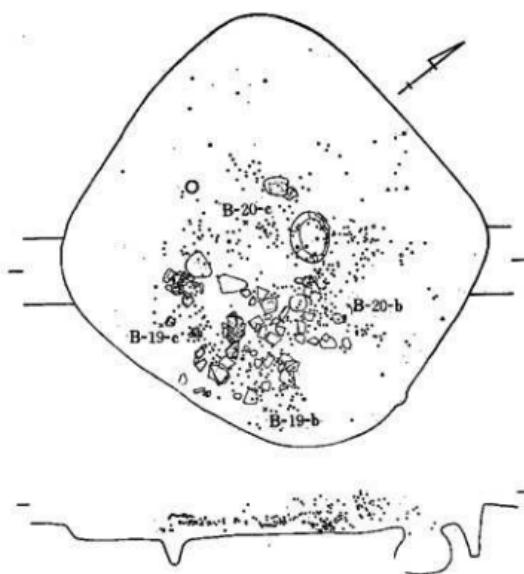


Fig17 1号址遺物分布図

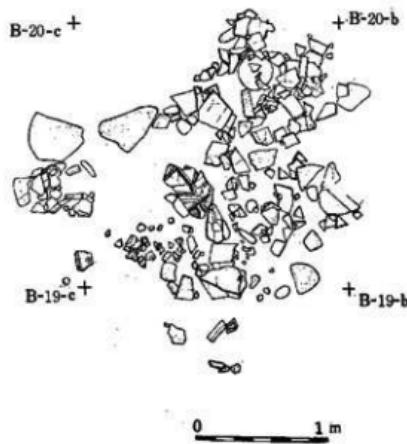


Fig18 1号址遺物分布図

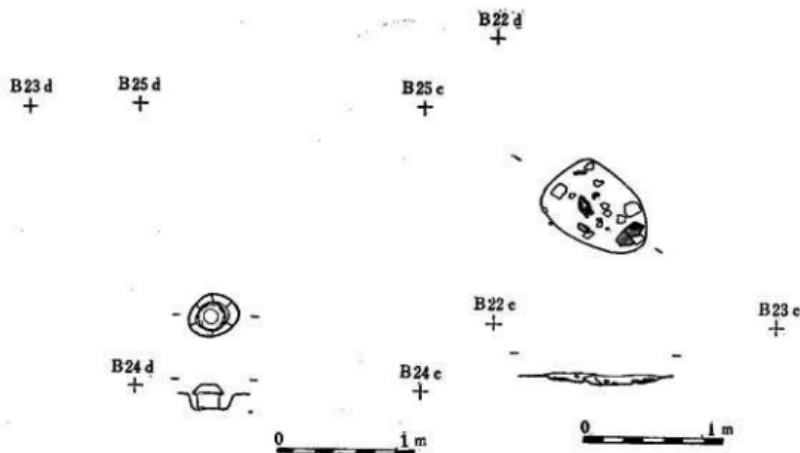


Fig19 19号特殊遺構

Fig20 2号址遺物分布図

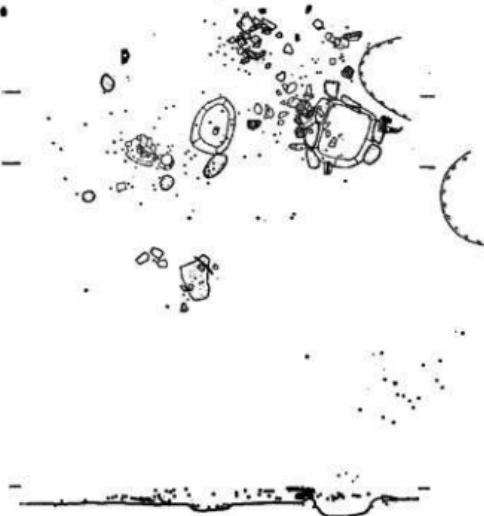


Fig21 2・3号址遺物分布図

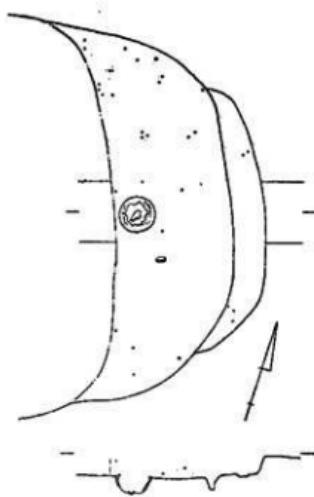


Fig 22 4·18号址遺物分布図

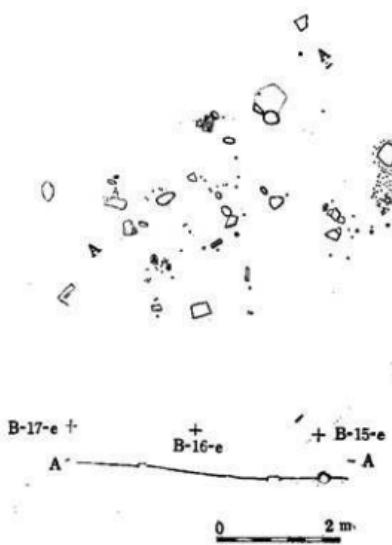


Fig 23 5号址遺物分布図



Fig24 6号址遗物分布图

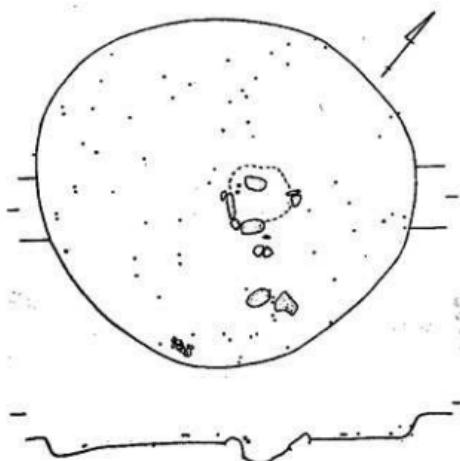


Fig25 7号址遗物分布图

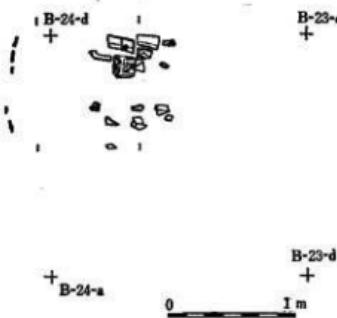


Fig26 B-23 c グリッド

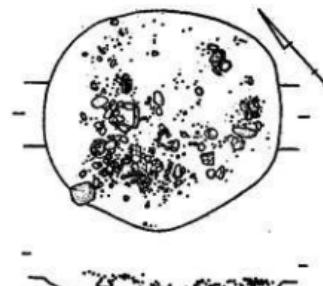


Fig27 8号址遺物分布図

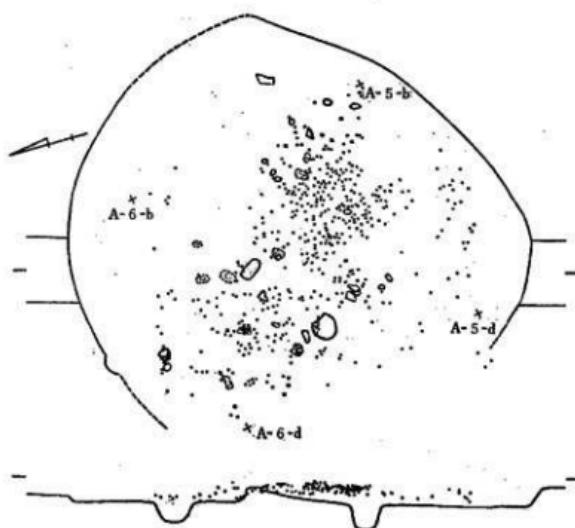


Fig28 9号址遺物分布図(1)

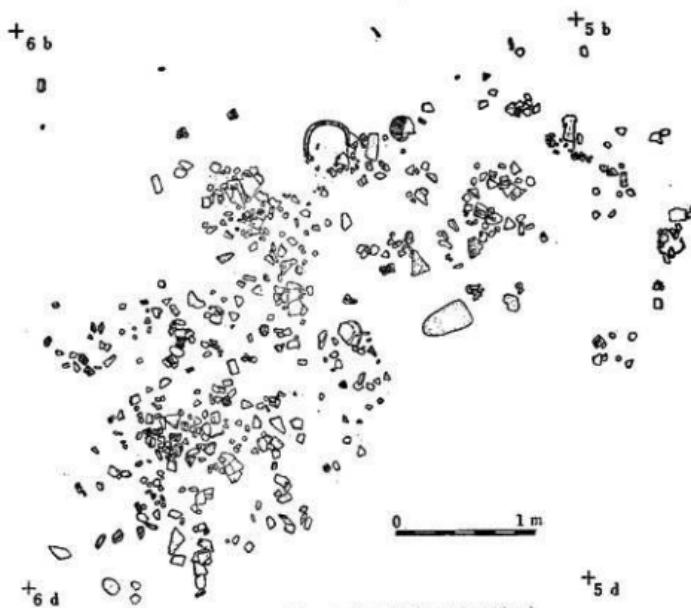


Fig29 9号址遺物分布図(2)

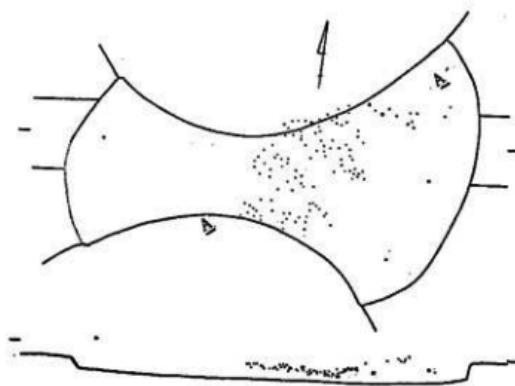


Fig30 10号址遺物分布図(1)

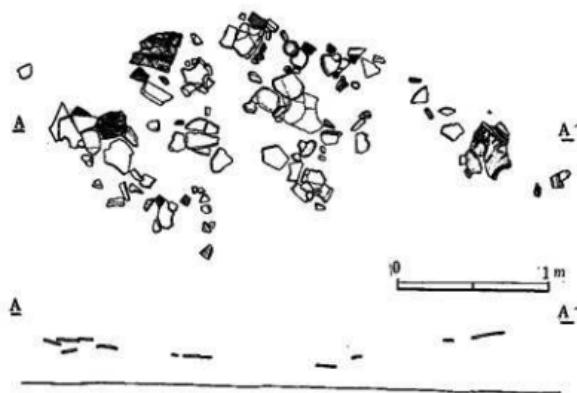


Fig31 10号址遺物分布図(2)

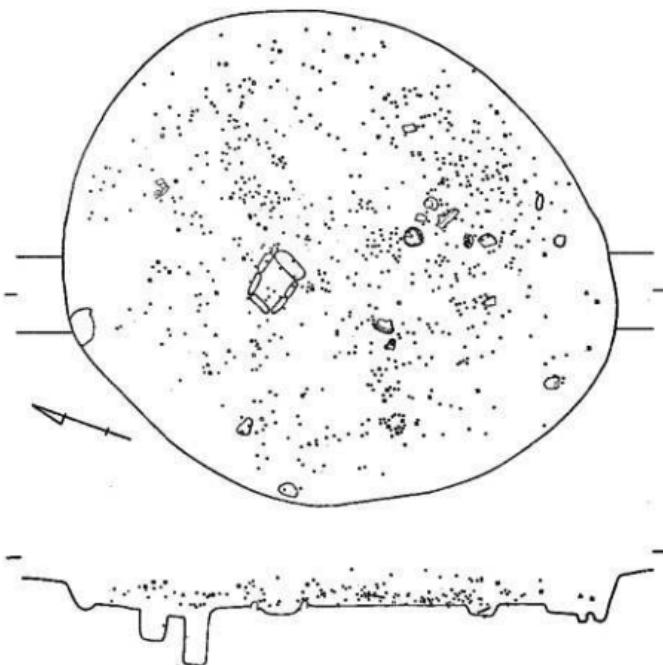


Fig32 11号址遺物分布図

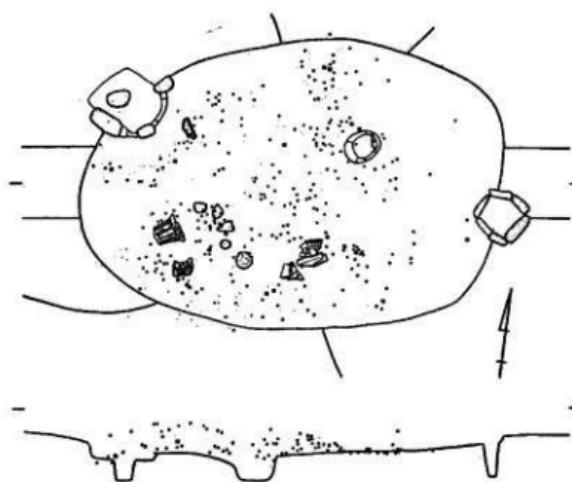


Fig33 12号址遺物分布図

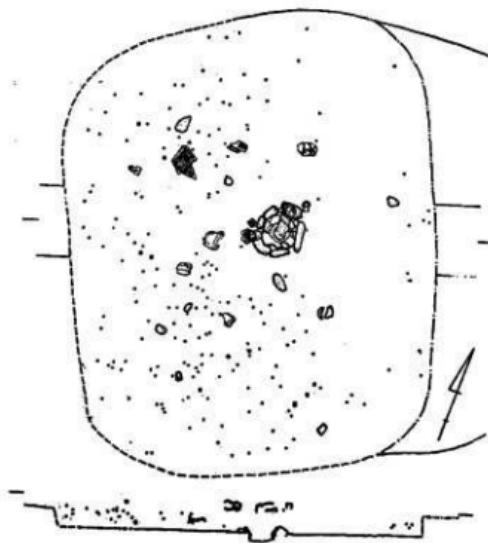


Fig34 14号址遺物分布図

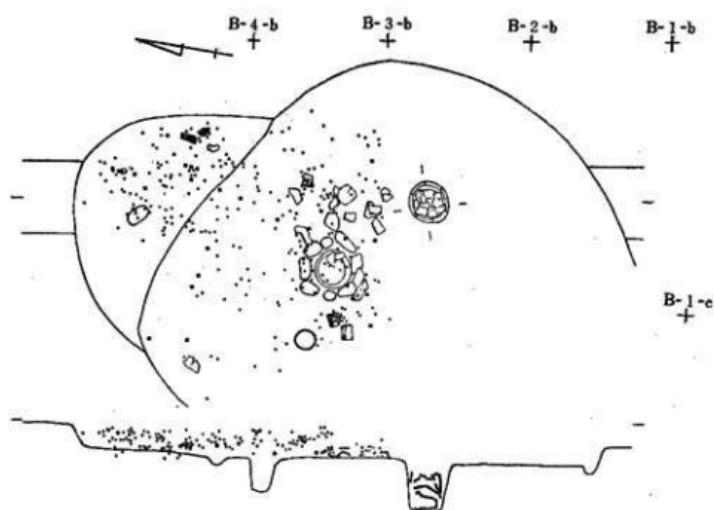


Fig35 16号址、17号址遺物分布図

B-13-e B-16-e B-15-e B-14-e

Fig36 19号址遺物分布図

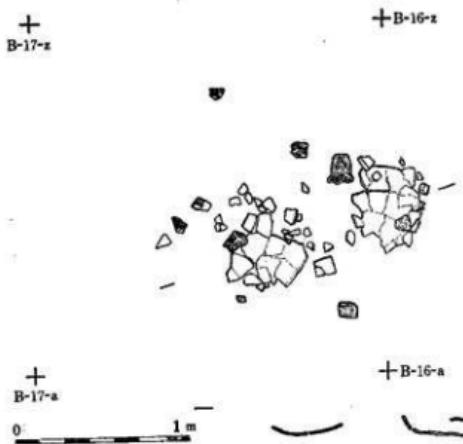


Fig 37 20号址遺物分布図

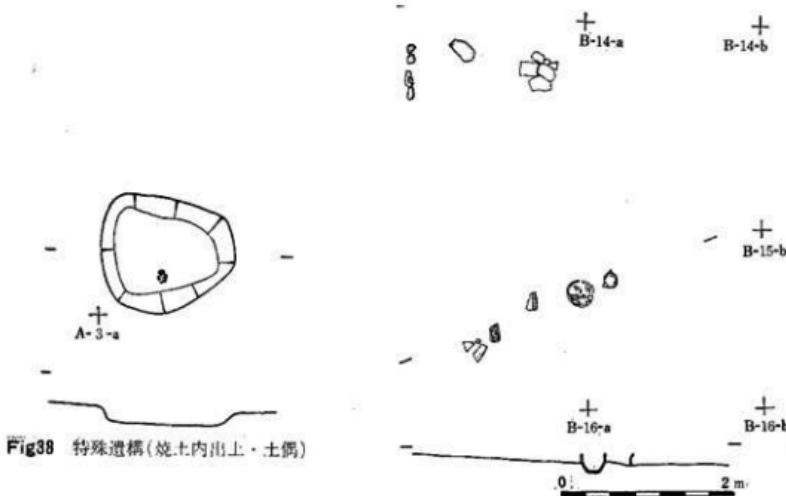


Fig 38 特殊遺構(焼土内出土・土偶)

Fig 39 B-14-b グリッド

(2) 出土遺物

(イ) 土器の分類

当遺跡出土遺物のうち、上器の分布が最も広く検出されたのは五領ヶ台式であり、各グリッドからは多少の光はあるがくまなく認められる。住居址もB-4区(16号)、B-14区(19分)、A-2区(12分)と住居址確認範囲内に於て、最も広く分布している。出土量に於ては、壇内期が最も多く、井戸尻、曾利がこれにつづく。尚、平面分布、レベル計測値からの土器の分析も検討中であるが、今回は、各住居址もしくは土器集積地における上器を主体にまとめ以下にその概要を記しておく。

土器の分類

第1群土器: Fig. 60-1はボタン状凸起文を特徴とする広義の詳穢c式に比定されるものである。地文には沈線文が施されている。8号住居址より出土しており、第2次焼成をうけている。8号住では、井戸尻期の遺物が主体であり、何らかの原因による混入とされる。尚、A-1、2区においても、少量ではあるが認められる。

第2群土器: 主に12号、16号、19号住居址内の発見土器について類型を試みた。

・I類: 器形はキャリバー状を呈するもので、胴部は円錐状である。口唇部から底部付近までR< Lの結節繩文が縱に施されている。第1文様帶には、鋸齒状文、工抱き三叉文が認められヴァラエティに富んでいる。PL 32-2には頸部で隣線が2~3条平行に巡り、それ以下では、Y字状の隣線が胴部下まで縱に降りている。隣線部にも地文であるR< Lの結節繩文が施されている。5号住ではNo. 1が、12号住ではFig. 67-7, 15, PL 32-2がある。

・II類: 器形はキャリバー状の深鉢であり、底部付近で、やや外に張り出す。口縁部から頸部に至る文様帶には、散条の沈線が走り、その中に平行して鋸齒状文が施されている。それ以下では、連弧文による区画がなされており、文様内部にはR< L繩文が施されている。この文様帶には把手の前身と考えられる円形の裝飾及び蛇状にくねった貼付け懸垂文が1対づつ(?)施されている。これに類似するものとして、12号住のNo. 4, 5, 6があげられる。No. 4は、口唇部に1条の横位沈線を施し、その下に三角形沈刻文と連弧文により、口縁部文様帶を構成している。地文には、R< L繩文がい唇部から横に回転されている。No. 5は、地文に横ころがしのR< L繩文を施し、口縁部には2条の沈線が、横位で平行に走り、その中は、棒状工具による刺突文が交互に施され鋸齒状文に似た効果を出している。No. 6は、口唇部に連続爪形文が施され、その下に鋸齒状文が走り第1文様帶を形成する。それ以下では、連弧文による文様区画が認められ、器面全体にわたって横ころがしのR< L繩文が施されている。

・III類: 口縁が内巻し頸部が繊細胴部にふくらみをもつ1群である。12号住 No. 12は、口唇部に連続爪形文が施され、その下には2条の平行沈線が横位に走る。それ以下では、工抱き三

又文と沈線によって連弧文が表現され、その区画内には $R < \frac{1}{2}$ 繩文が、斜め方向に回転している。PL 32-3は、半円形と三角形を合わせることによって口縁部文様帯を構成している。その半円形の区画内には、中間部に竹管背部による押し引きが2本縱走し、その両側に高巻文と三叉文を沈線で施している。三角形の区画文は、沈線で描かれ、その中に玉抱き三叉文がみられる。頭部には、隆線による長楕円の区画帯が巡っている。胴部では、隆線によって楕円文と菱形の区画を構成する。菱形は、2条の沈線によって区画され、その中は、への字状沈線が施されている。上部楕円区画内は、口縁部文様帯にみられたものと同様なものであり、その下方における楕円区画はその内に、逆弧状の沈線がみられる。尚、本土器は $R < \frac{1}{2}$ 繩文を地文としていることを付記しておく。

PL 32-4は、口縁部文様帯を隆線により舟底状と三角形の区画を作り出している。舟底状の区画においては、口唇部下に2条の平行沈線が横に走り、その下に沈線による連弧文を施している。三角形の区画の中には、隆線に沿って2条の沈線が頭部まで降り、その中に玉抱き三叉文を施している。頭部には、隆線によって長楕円形の区画を施し、その中には無文部を残す。胴部では、隆線により区画された中に、逆弧文が認められるものや、沈線によりUの字状及びTの字状に施文したものが認められる。頭部、隆線、沈線部を除いては、 $R < \frac{1}{2}$ 繩文が、縦に回転され、さらに磨り消しが認められる。

・IV類：2つの山形状の突起を1単位としたものが2対認められ波状口縁となる。口縁部では横ころがしの $R < \frac{1}{2}$ 繩文のみで施文されている。頭部では、2条の隆線が横に走っており胴部文様帯とを区切る。胴部では下方へのびる隆帶が、頭部隆線文を被する箇所をY字状とする。隆線は、胴部中段において再び開き、菱形の区画を作つて下へ降りて行く。この区画内には、玉抱き三叉文が施され、菱形の張り出し部からは数条の沈線が横に走っている。又、隆線に沿って沈線が認められ、その内側には、縦ころがしの $R < \frac{1}{2}$ 繩文が施されている(PL 32-7)。

・V類：所謂、浅鉢状を呈する1群をまとめた。口縁内側に逆絶爪形文を施すのが特徴であり五領ヶ台II式に伴うもので、関東、中部地方に広く認められる1群である。中には鋸歯状文の末期形式とも考えられるものも認められる。逆絶爪形文は3段が最も多く、稀に4段以上を有するものがある(12号住 No. 3, 19号住 Fig. 72-11~14)。

・VI類：Fig. 73-3, Fig. 69-1, 4, 5は、口唇部が、山形逆絶文、又は無文で、下部に半截竹管による縦方向の沈線が走る。ほとんど頭部より下方は欠損しているため、それ以下の文様構成は不明である。

・VII類：主に19号住より出土している一群をまとめた。半截竹管による高巻文が施されるものである(Fig. 73-13~15, 18)。中には高巻文と鋸歯状文を伴っているものもある(Fig. 65-13)。

・VIII類：口縁部の長径が10cm程度の小型の上器をまとめた。PL 32-5 口縁部から頭部にかけて内巻し、ややふくらみを呈する。底部では張出しが認められる。16号住 Fig. 69-6と比べ器壁が厚い。文様は簡略化されており、口縁に2条の沈線が一層し、その下に逆弧状の沈線文様が

描かれている。PL 32—7 は口唇部は無文であり、口縁部には平行沈線が横位に走り、その中に鋸歯状文が認められる。さらに胴部下半にも同様な文様帶が認められその間は平行沈線によって三角形に区画され、その中にはヘラ状工具により沈線が斜めに施されている。Fig. 69—6 は口唇部に連続爪形文が施され、その下に横位の沈線が走っている。器形は円筒状を呈しており PL 32—5 とは形態は異なるものである。

第3群土器：

- 。I類：口唇部無文帶に連続爪形文によって、尖端部が丸まって逆三角形又は舟底状の区画文を形造る。区画文の中には Fig. 66—3 にみられる様な小波状の沈線が横に走っているものと、Fig. 53—8, Fig. 66—5 に認められる様な連続角押文を縱又は斜め方向に降ろすものがある。
- 。II類：臨線によって横位の椿円形が区画され、その隆線に沿って、片側又は両側に連続角押文を巡らせている。この区画内においても I類で見られた様に小波状の沈線、又は小波状の連続角押文が横に走るもの (Fig. 63—2, Fig. 53—5, Fig. 68—1, 3) と、縱位又は斜め方向に連続角押文が降りているもの (Fig. 66—4) との違いが認められる。Fig. 68—12 は、この2つの異なる文様を同一個体中に備えるものである。

以上、第3群土器は、中部地方において猪沢式と呼称されているものと考えられ、これらの土器群は中部地方において、井戸尻遺跡（2号址）、九兵衛尾根遺跡（4号址）、月見松遺跡、関東地方では、西上遺跡 B₂N 地点、清水台遺跡などに認められるものと同系統のものと思われ、本県では八代町銚子塚占墳の周辺遺跡より、これらと同系統と考えられる土器が検出されている。

井戸尻遺跡 2号址、高根木戸遺跡72号址、茅野和田西遺跡27号址特殊遺構、鳴神山遺跡の土器にみられる様な抽象文の発達を示す資料は、安道寺遺跡には認められない。

第4群土器：

- 。I類：口縁部が内側にキャリバー状を呈する深鉢形の上器である。口縁部の文様帶は隆線による舟底状の区画文とその間に丸みをおびた三角区画文の組合せによる。それら区画内には対をなす三叉文が認められ、その中央に竹管頭部で押したと思われる円形の刺突文があり、玉抱き三叉文のルジメントとして把握されるものがある。Fig. 68—17 は胴部ではあるが、13と同様に隆線を使った三角区画文の組合せが認められる。臨線部に沿っては沈線文が施され、区画文をより明確にしている。これと同類のものには Fig. 68—14, 15, 20 がある。

- 。II類：I類と同様の区画文帯を有するが、区画内には、連続の角押文、爪形文、三角文を巡らしているものである。Fig. 68—16, Fig. 63—3, 4 は、いづれも口縁部が内側に、口唇部無文帶の下に三角の区画がなされている。Fig. 61—1, Fig. 63—1 は、胴部破片ではあるが、文様構成のかねあいからも、この範型に属するものと思われる。Fig. 61—1 は、連続爪形文の下に縦文を施した隆線が、三角区画文を造り、その内側には連続三角刺突文が巡り、その中には2～3条の小波状の沈線が、横に走っている。

これら第3群土器は、中部方面の新道式土器に比定されるものと思われる。この様に、口縁部に三角文と逆三角形を交互に合わせ区画した第1文様帯を形成する土器は、新道遺跡（1号址）、九兵衛尾根遺跡（3号址）、後田原遺跡（1号址）、関東では、西上遺跡、貫井南遺跡、平古遺跡、栗山遺跡などに認められ、広範囲にわたって分布する土器群である。12号件に認められたPL 32-3, 4 とに、区画文様とともに類似し、玉抱き三叉文はここに至っては退化してくるが、中期初頭土器群を特徴付けるメルク・マールを有している。尚、15号件においては、第3群と第4群の土器は共伴関係を示していることが明確となった。今後の資料の増加や安道寺の整理を進行する過程で、この事については、検討を加えていきたいと思っている。

第5群土器：

I類：横帯区画文と楕円文によって区画した文様帯の一群である。Fig. 53-12 は隆線文による楕円形の横帯区画文を構成するもので、隆線に沿って連続爪形文が付けられ、中央には横位の小波状沈線文が施されている。Fig. 64-3 は隆線文の内側に沿って連続爪形文が施され楕円状を呈する。さらにその内側に沿って沈線文が走っている。この文様帯以下では $R < \frac{1}{2}$ 縄文が横にころがされ、一部に彎曲した波状沈線文が認められる。これはおそらく抽象文の外画に当るものと考えられるであろう。Fig. 54-2, Fig. 64-2 は口縁部無文帯の下に横列沈線文が施された隆線文によって楕円区画文が配され、さらに、その内部に隆線文による楕円文が存する。Fig. 54-2 は楕円文内に横位の沈線文が数条走っている。Fig. 64-2 の楕円区画文内には横列沈線文の施された隆線文が渦巻状を形成している。Fig. 53-14 は横列沈線文が施された隆線文によって楕円区画文が配され、これに沿って隆線文が巡り、この内部は横列沈線文によって満たされている。Fig. 64-4 は横列沈線文の施された隆線文によって楕円区画を形成し、その内側はH状に印刻されている。Fig. 63-8 は $R < \frac{1}{2}$ 縄文の施された隆線文と連続爪形文によって楕円区画文が構成され、その内部には連続爪形文が巡っている。楕円文と楕円文の間に連続角状刺突文によって囲まれた三叉文が施されている。Fig. 53-13, 15 はこの一群の変形と思われ、連続爪形文によって円形に近い楕円文が表現されている。Fig. 64-1 も同様にこの一群の変形と思われ、口縁部文様帯に楕円区画文が施され、連続爪形文による渦巻文が楕円文内部を満たしている。Fig. 43-3 は口縁部が彎曲し4個の把手が加飾された深鉢形土器である。文様帯は3区画され、第2文様帯は無文である。口縁部には沈線が刻まれた隆線文によって楕円区画文が配され、その内部を綾位の沈線文によって満たしている。4個のうち1個の把手は非常に発達し、沈線を刻んだ隆線文が蛇行して蛇状になり、その末端で2つに分かれて円を描いている。第3文様帯は沈線を刻んだ隆線文で、三角形区画文を構成し、これに沿って沈線が巡っている。その内部は数条の平行沈線文が縱走している。

II類：いわゆる抽象文が主体となる一群である。Fig. 53-10 は渦巻状隆線が連続爪形文によって囲まれ、さらにその周囲を波状沈線が囲んでいる。Fig. 53-11 は $R < \frac{1}{2}$ 縄文の施された隆線に沿って連続爪形文と小波状沈線文を加飾している。この下部に小波状沈線の組み合わ

せによる抽象文が施されている。Fig. 63—7 は抽象文と三角形を基調とする区画文との組み合せによるものである。渦巻状を呈する縫線文の周縁に連続爪形文がありその外側に小波状沈線文が施されている。三角区画文の内には隆線の内側にやはり連続爪形文と小波状沈線文の組み合わせによる文様が配される。Fig. 63—10 は $R < \frac{L}{2}$ 繩文を横ころがしにしたものを地文とし、渦巻状縫線文が配されその周縁に沿って連続爪形文さらに小波状沈線文が施されている。この抽象文は区画文の延長上にあると考えられる。

Fig. 63—6, 9 は口縁部破片である。地文に $R < \frac{L}{2}$ 繩文を横あるいは斜めに施している。Fig. 63—6 は磨り消し部が渦巻文を描くものとされ、その周りを波状沈線文が加飾されている。Fig. 63—9 は磨り消した上に連続爪形文を配し、その周縁には小波状沈線文を施す。器形は口縁が直立する樽形を呈するものとされる。

・III類：横帯区画文が三角文によって区切られた土器をまとめた。Fig. 60—8, Fig. 63—5, Fig. 66—7 がある。これらは縫線文によって区画文を形成し周縁には連続爪形文が施されている。三角文の頂部には 2 つの並列するボタン状の突起が配されているもので、三角文内部は無文である。

・IV類：抽象文土器の一部であり、長楕円形の突起が胴部に認められる一群である。Fig. 53—9 はハ状の刺突文を地文として、長楕円突起の周縁が連続爪形文と山形状の沈線文によって加飾されている。Fig. 74—34 は長楕円突起に継列沈線文が施され、その周縁に沿って角押文が 2 重に配されているもので、地文は無文である。

以上第 5 群について 4 類型にまとめたが、これら土器群は藤内 I 式併行の所産とされる。

第 6 群土器：

・I 類：横帯区画文が施されている一群である。Fig. 42—2 は把手を一個加飾した口縁が直立する樽形に近い型態を示すものである。

口縁と底部周辺は無文帯が一周しており、その間は 2, 3 の横帯区画文が施されている。区画内は三角文と楕円文により構成されており、その内部には三叉文や蛇行した隆線文等によって満たされている。Fig. 54—6, 8 はこの種の胴部破片と考えられるものであり、やはり楕円文と三角区画文により文様構成されているものであるが、特に 6 は縫線に連続爪形文が施されており内部文様を構成する三叉文付近では沈線文が全面に施される。この点 Fig. 42—2 は連続爪形文は認められず、手抜きの手法の痕跡を残すものと考えられる。

・II 類：把手を中心として 4 単位の文様構成が認められる一群である。Fig. 42—1 は口縁がやや内側に、口唇部は内折する深鉢形土器である。4 個の把手を加飾し、それを中心に 4 単位に区画され、各単位文様は把手より垂下する肉感ある隆筋によって分割され、胴部下半まで達している。口縁部は把手を除き無文帯であり一周している。この 4 区画は、2 対の関係を示しており 1 つは、同心円文と三叉文の組み合わせによるもの、もう 1 つは蛇状の隆筋と隆筋に沿って沈線の走るものと組み合わせられたものである。この種の土器片には Fig. 60—14, Fig. 66

—9 がある。Fig. 66—9 は同心円文と隆線の組み合わせによるもので隆線にはV字状の連續印籠文が施される。

・Ⅲ類：発達した把手を有する一群である。PL 35—右中段は発達した把手が1個加飾されている深鉢形土器である。口唇部は、くの字状に内折し、脣部がゆるくくびれ、底部付近は所謂算盤底を呈するものである。地文に0段多条の $R < \begin{smallmatrix} L & < \\ & r \end{smallmatrix}$ 繩文が底部と口縁部を除いた全面に施されている。把手は平坦な隆帶により円形と蛇状のものとで構成されている。これより垂下する隆線は底部張り出し部に達し、底部張り出し部で横位に蛇行して伸びてゆく。この一群に組み入れられると思われるものは Fig. 52—4, Fig. 58—1, Fig. 57—12, Fig. 61—11, 13, Fig. 60—16 がある。土器片は、いずれも脣部下半のものと思われ、Fig. 58—1, Fig. 61—11, Fig. 52—4 に認められる花弁状の文様が隆帶によって加飾されている。地文はいずれも0段多条 $R < \begin{smallmatrix} L & < \\ & r \end{smallmatrix}$ 繩文が施されている。

第7群土器：

・I類：内側する口縁をもち口縁部が第一文様帯を形成し、口縁部下が第二文様帯となる。口縁部又は脣部にかけて把手をもつ土器群である。Fig. 49—1 は1個の把手を加飾したキャリバー状を呈する深鉢形土器である。口縁は内側し、脣部は筒形状の壜形を呈する。把手は口縁に突出し、把手から垂下している隆線文は一端脣部付近まで下がり、ゆるやかなカーブを描きながら上外し、しだいに弧を描きながら下がり、脣部に横位の隆線文を巡らし、口縁部と脣部との境を明確に分割している。隆線文はさらに垂下し、脣部中央まで下がる。脣部では、

$R < \begin{smallmatrix} L & < \\ & r \end{smallmatrix}$ 繩文が施されている。Fig. 49—8 は、口縁部を除く脣部以下には0段多条の $R < \begin{smallmatrix} L & < \\ & r \end{smallmatrix}$ 繩文が施されており、口縁部下半から脣部にかけては、同心円文と垂下する隆線によって突起状の文様が加飾されている。

・II類：波状口縁は把手を中心として4区画の単位文様を有するものをまとめた。

Fig. 40—1 は口縁が拗曲し、脣部でくびれる深鉢形土器である。ゆるやかな波状口縁を呈し波状を頂点として4区画される。各単位文様は、縦の連鎖状隆線文が脣部下部まで垂下し、その末端には横位の隆線が一条走り、脣部文様帯との境を造っている。各文様区画内は、隆線文によって三角形を基調とする文様帯が造られ、中に渦巻文、三叉文、沈線文等が用いられている。Fig. 40—2 は脣部文様帯が脣部と脣部下半に2本の横位に走る平行の隆線文が認められ脣部文様帯を形造っている。脣部文様帯が脣部隆線文より垂下する連鎖状隆線文によって区切られ、蛇状の渦巻文、蛇状の隆線文、円形文が認められる。脣部下半は0段多条の $R < \begin{smallmatrix} L & < \\ & r \end{smallmatrix}$ 繩文が施されている。Fig. 57—13, Fig. 61—12 はこれらの破片の一部であろう。

。Ⅲ類：口縁部に小波状のゆるやかな口縁を有するものをまとめた。波状の頂部は1本の隆線が垂下し、把手が加飾されている。器形は口縁部がやや内凹している深鉢の土器である。Fig. 47-2は口唇部は無文帶であり、口縁部では沈線による幾何学文様が描かれ、その以下では、隆線文により同心円文が対に描かれており、その間の三角形を基調とする文様帶内には三叉文や渦巻文や円形が描かれている。その垂下する隆線文の反対側には直線を主体とする沈線が施されており、区画文であることが考えられる。Fig. 66-12は垂下する隆線により区切られた文様帶が認められ、中には三叉文・沈線文等が認められる。

。Ⅳ類：口縁直口の深鉢形土器で全面に繩文が施されている一群をまとめた。Fig. 49-2は口縁直口の小形深鉢上器で、口唇部は無文になり、隆線状を呈する。口縁部下では0段多条

のR<_L<_r 繩文を施し、胴部上半では円形の磨り消し文が認められる。Fig. 52-3はやはり0段多条R<_L<_r 繩文が施されており、その上端には円形の磨り消し文が認められ、さらに胴部においても磨り消しの帯が配され施文効果をだしている。口縁部では一条の沈線が横位に走り口縁部無文帶を区切っている。

Fig. 49-6は口縁が直口し底部がくの字状に張り出している深鉢形土器である。口縁部は無文でその下は円状剥突文の加飾された隆線文が横位に走っている。胴部はR<_L<_r 繩文が充満し底部は無文である。

。Ⅴ類：口縁が大きく内凹し胴部がくびれ、所謂、算盤底を呈する深鉢形土器である。口唇部

付近と底部を除いて0段多条R<_L<_r 繩文が施され胴部中央には々く々の字状沈線が施された隆線文が横位に施されている。「1縁部には隆線による把手が加飾され、口縁部振り出し部に同心円状に隆線文が認められ、これから垂下する隆線文は胴部隆線に至る。胴部中央では、蛇状による隆線と沈線を組み合わせた文様がみられる。(PL 33-右下段)

。VI類：Fig. 49-4に認められる所謂腕形の土器である。底部には台付がある。文様は0段多

条R<_L<_r 繩文が施される。

第8群土器：

。I類：一般に水煙文として知られる渦巻文把手付土器の類型に属するもので、一個体の完形上器と一個体分の把手4個が同一箇所から出土したもので他にはみられない。

PL 40は17号址の土壙内から出土したもので、底部から把手部の尖端までの高さ約85cmを計る極めて大型な土器であるといえる。器壁の厚さはその重量に耐えるために1.5cm近くあり器面全体に意匠文様が認められる。頸部上方には粘土紐を曲線又は蛇行状に貼付することによって渦巻状把手を造り出している。把手は4単位で構成されており、その内部はいづれも空洞になっている。また、把手と把手の間の口縁は馬蹄形の無文部を残し、器面の文様構成は、

軌跡に左右対照が意識されたものと思われる。頭部より下は隆線によりV字状の懸垂文が渡され、その先端は隆線による蛇状及び渦巻文の構成による胴部小把手がみられる。地文は沈線がくまなく縱走している。

・II類：本類は口縁部が内側に折り返され、V字状の形を呈するもので、I類部文様帶は無文帶で残し、頭部以下は鶴目文を施し蛇状の粘土紐を貼り付けたものを本類にまとめた。

Fig. 41-3はこの特徴を最も良く表わす完形土器であるが、PL 40の土器と同一遺構内より伴出したものである。この上器は、頭部に一条の波状隆線文を横に巡らし、更に、胴部上半にも二本の波状隆線文をそれに平行に巡らして、口縁部と頭部を分割している。この下部の2本の隆線から2条の隆線によってV字状の懸垂文がたれ下がっている。胴部にみられる懸垂文は2単位で、その間には同様のタッチで造られた懸垂文が認められる。地文はきめ細かい沈線文であり、胴部下半から頭部まで施されている。Fig. 53-1に於ては、土器はFig. 41-3と文様構成上からも似似するものである。沈線は頭部に施された横位の隆線文下より始まっている。

Fig. 51-2, 4, Fig. 58-5, Fig. 70-12, 13, 15, 17等は器形などに若干の差異は認められるが、同類のモチーフにより器面を飾っている。

・III類：Fig. 70-5は横位に走る数条の沈線文によって区画された間に浮帶部が施され、蛇状に走っている。浮帶部には、棒状工具の頭部によって刺突文が全面に密に押されている。

第9群土器：

・I類：口唇部が内側に折り返され、口縁部に斜状又は同心円状の重弧文を施したものである。Fig. 46-2, Fig. 55-7, Fig. 59-4は竹管又はヘラによる平行沈線を斜状又は同心円状に施す手法を用いている。Fig. 46-3は、粘土紐を同心円状に貼付して重弧文を表現している。

・II類：なだらかなくびれを有する深鉢形土器である。口縁部には3条からなる平行沈線により、逆弧文が描かれている。頭部では、ヘラ状工具により5~6条の平行沈線が一周し、胴部以下では、縱走する沈線が全面を占める。

・III類：Fig. 62-7にみられるように、口唇部にのみ文様を加飾するものである。Fig. 62-7は口唇部にのみ文様を加飾するものであり、地文にR<1/2縮文を施し、渦巻状の隆線を貼付したものである。

・IV類：口唇部が内側に折り返され、口縁部に格子状を施すものである。Fig. 62-10は口唇部が内折し、2条の隆線を巡らせている。そこから頭部に至るまでの間には平行沈線が斜めに走り、その上から平行隆線を貼付することにより、格子状を造り出している。

・V類：本類は頭部に隆帶や、懸垂文によって文様を施し地文には、縦位の沈線を走らせるもの（Fig. 55-6, 10, 12, 13, Fig. 56-6, 8, 11, 12, Fig. 58-9, 10, Fig. 59-7）と繩文をこころがすもの（Fig. 55-3, Fig. 59-13）がある。Fig. 56-8, 10, Fig. 58-9, Fig. 59-5, 14は隆帶によって渦巻文を形成し、その間に渦巻を強調するような放射状沈線を施すものである。

第10群土器：

。I類：口縁部がやや開き波状口縁をもつ深鉢で口縁部に「S」字伏文や楕円文が巡っているものである。Fig. 41-1は口縁部に陰帯が貼付され、そこに「S」字状と楕円形の深い沈線を交互にいれたものである。この楕円文の内には更に2～3本の沈線を施している。胴部には1～3条の沈線を巧みに使って蔽手状の文様を形成し、この周りに横位の大まかな沈線を施している。Fig. 58-3は口縁部が薄手で折り返しはみられないが、楕円の凹文を口縁部に施すものである。

。II類：器形は口縁部が外反し、頸部に於いて繊れ、胴部で再びなだらかにふくらむ深鉢形上器である。器面にはヘラ状工具による沈線を地文としている。Fig. 50-6は口縁部文様帶に3本の沈線が連弧状に巡り、その上の口唇部付近に横位の沈線を巡らせている。頸部には3条の平行沈線が横位に走り、器面全体にヘラ状工具による沈線が施されている。

Fig. 50-5は口縁部を無文で残し、頸部には4条の沈線が巡っている。その下の胴部にはヘラ状工具による沈線が下方まで施されている。

。III類：口縁部文様帶に簡単な渦巻文のつなぎ横帯文を巡らすものである。

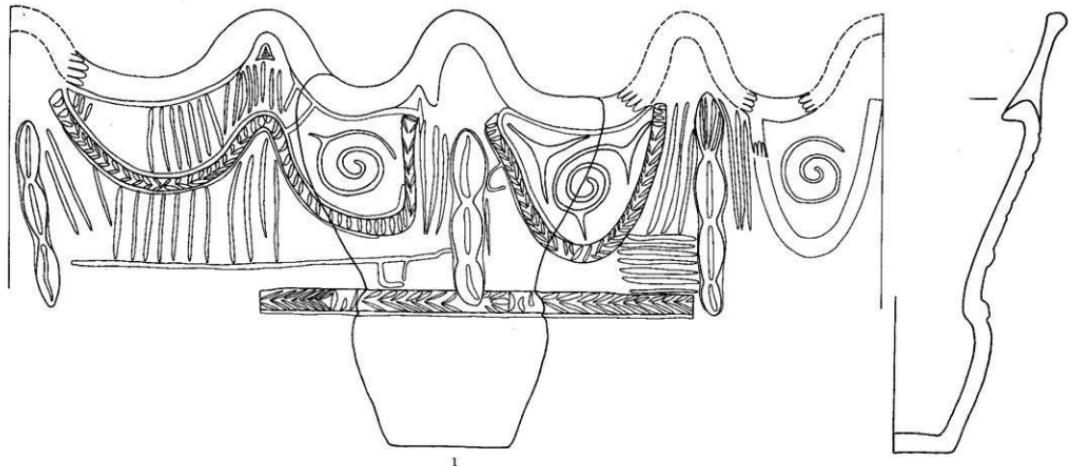
Fig. 46-1がこれに属する。口縁部には、簡単な渦巻文を加飾し、これより上部の口縁部には地文のR₁L繩文を施している。一方、横帯のつなぎ口部分からは懸垂文が認められ、横帯文の中間部からは2条の平行する陰線が降りている。

。IV類：地文に繩文をもち、3類でみられた渦巻文のつなぎ目横帯文を3条の沈線によって表現したもので、渦巻文を描く部分からはFig. 58-6の様に数条の沈線が混れ下がっているものもある。

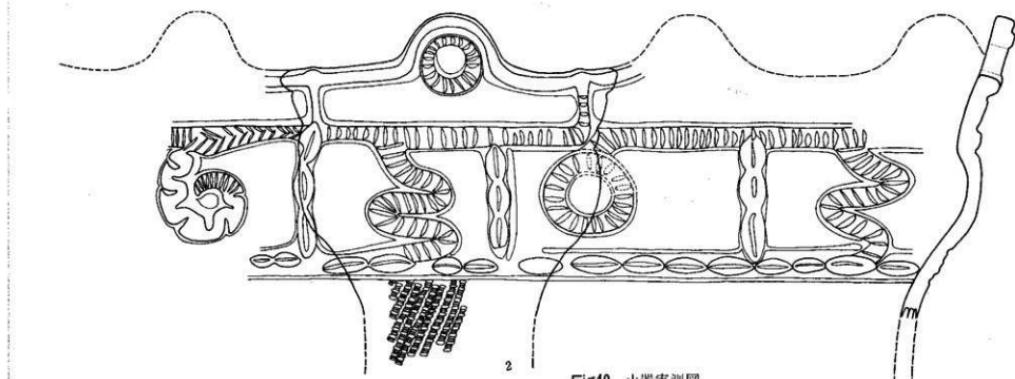
第11群土器：

Fig. 58-12, 13は併に器壁が薄く、口縁部に1条の沈線を巡らせている。その下に施された沈線はFig. 58-13にみられる様に、下方へと伸び、縦方向の区画を形成しているものと思われる。この区画の中にはFig. 58-12の様に、波状回線文が垂れ下がり、それを中心として「V」字状をなす平行沈線が施されている。

（小林広和、小林和夫、中山誠二、里村亮一）



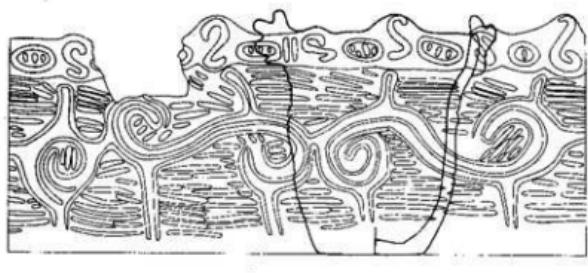
1



2

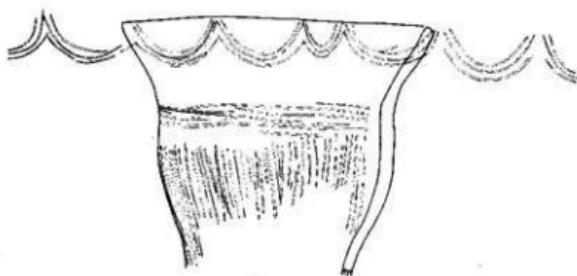
Fig40 土器実測図

0 5cm

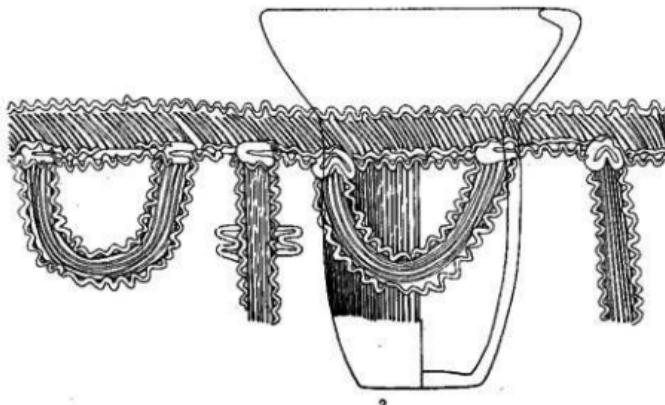


1

0 5 cm



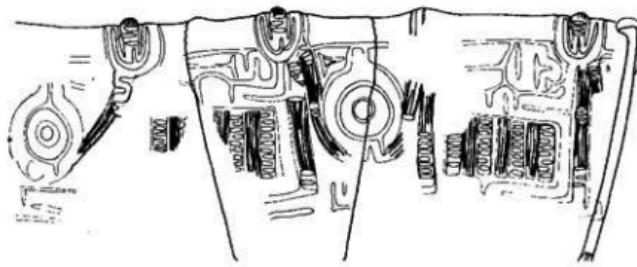
2



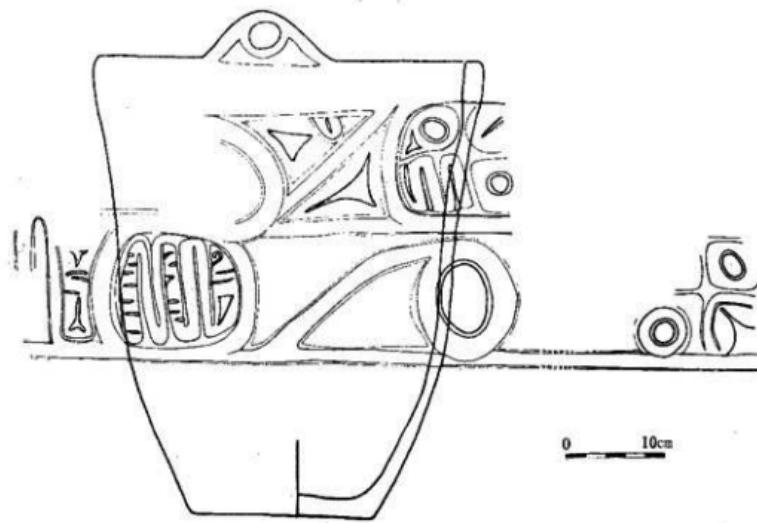
3

0 10 cm

Fig41 土器実測図



1



2

Fig42 土器実測図

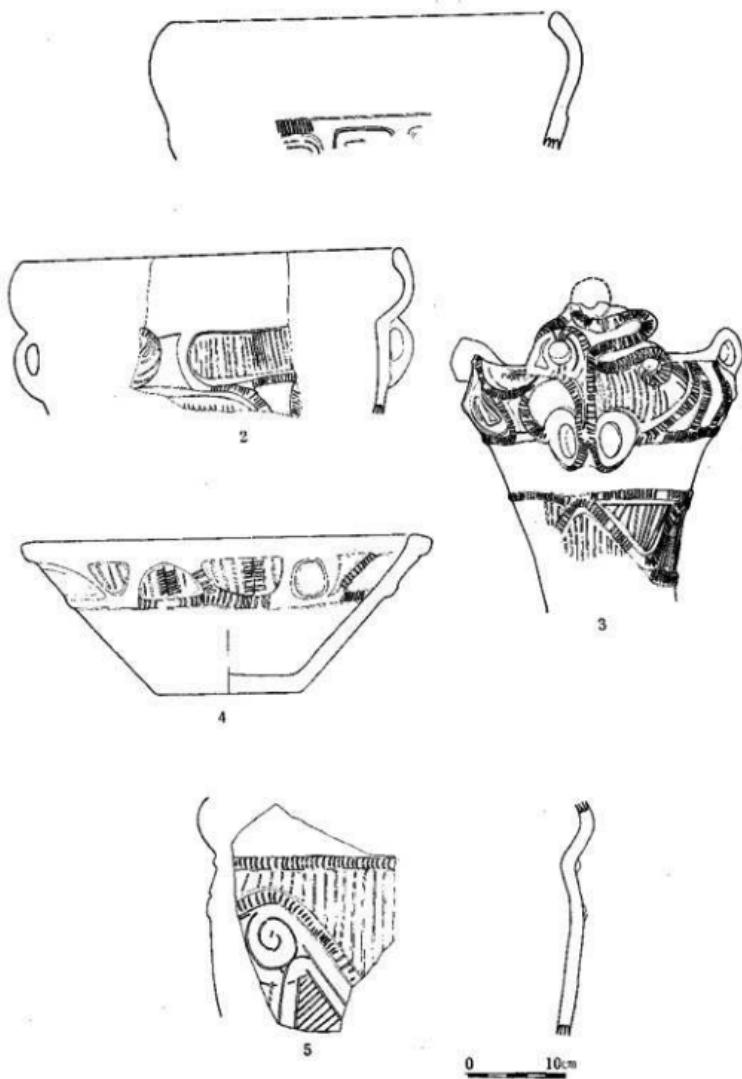


Fig43 土器実測図

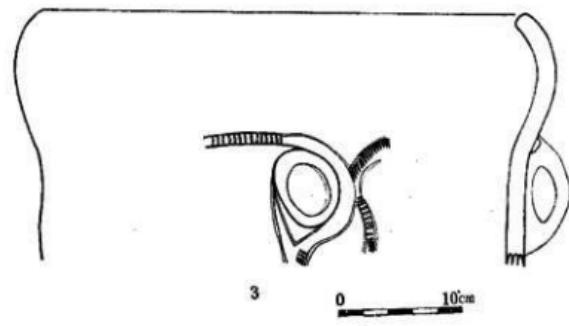
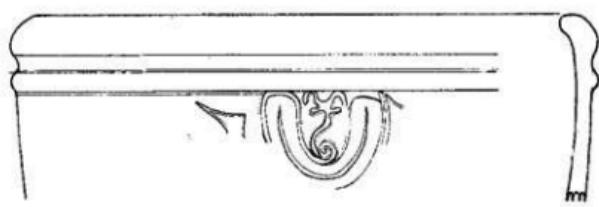
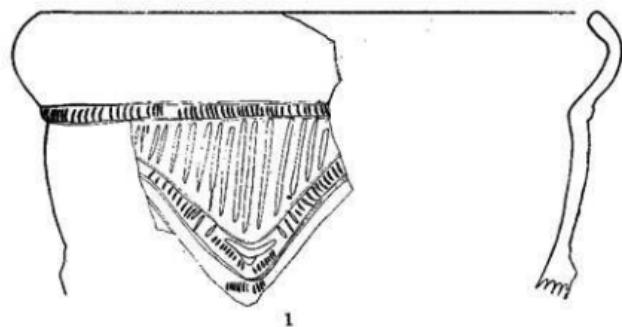


Fig44 土器実測図

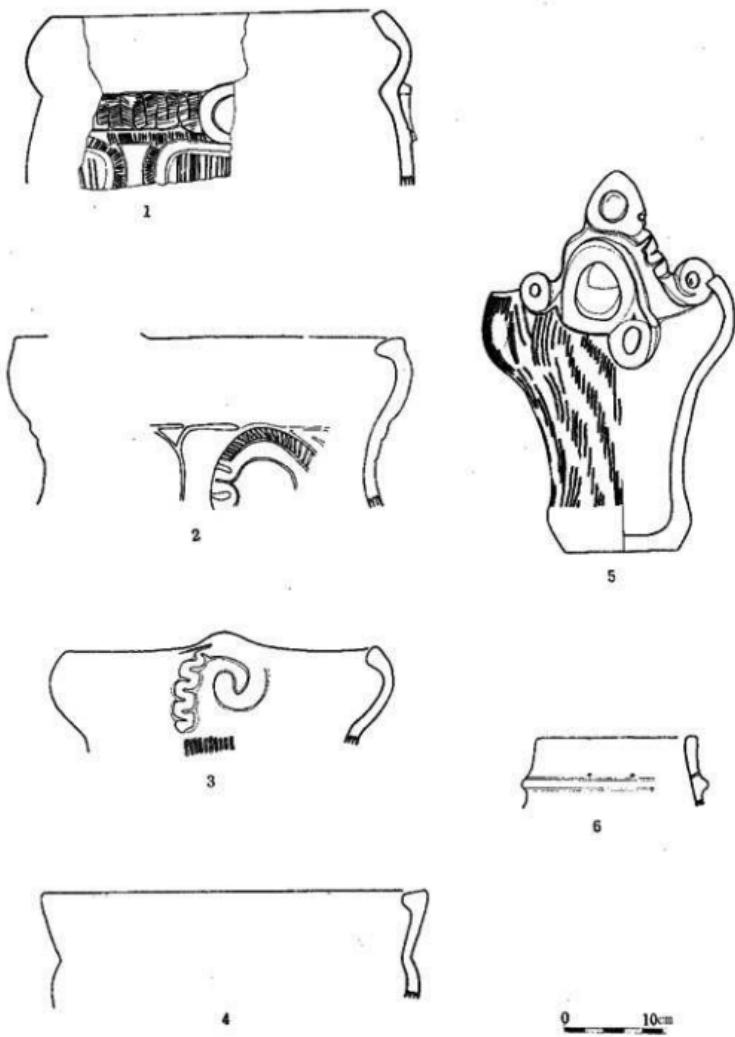
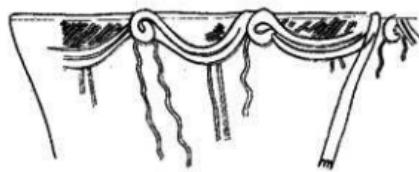
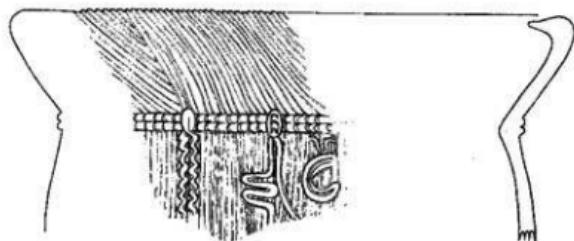


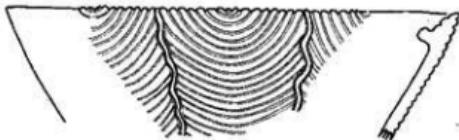
Fig45 土器実測図



1



2



3

0 10cm

Fig46 土器実測図

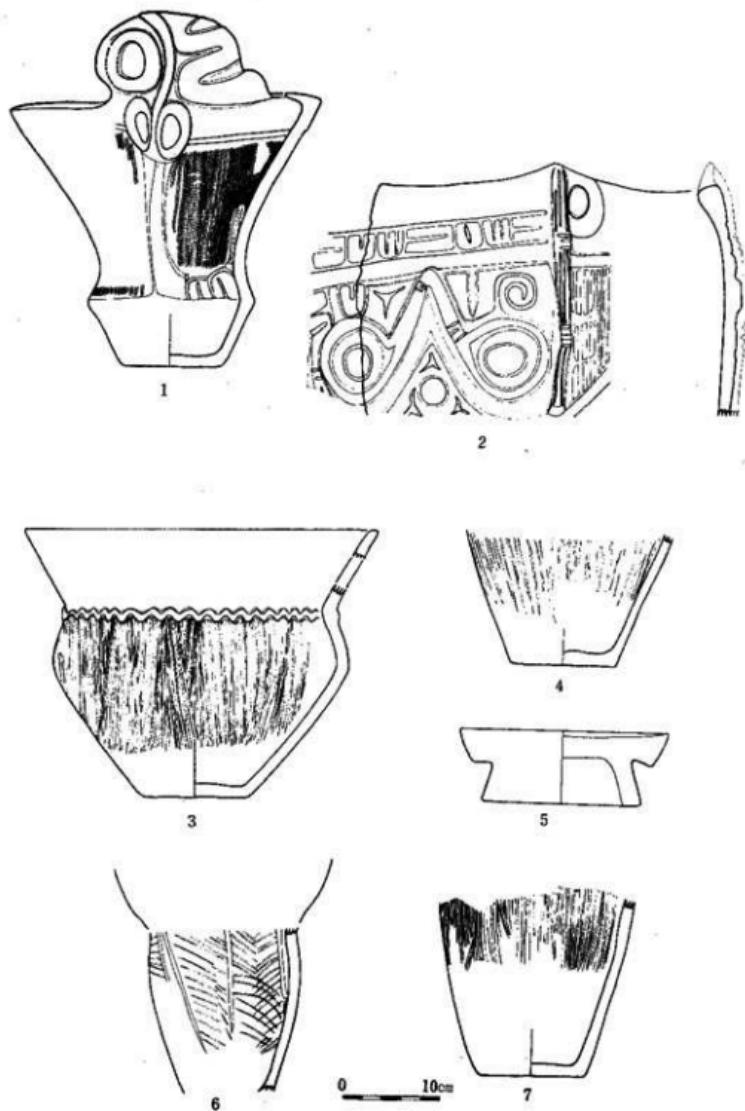


Fig47 土器実測図

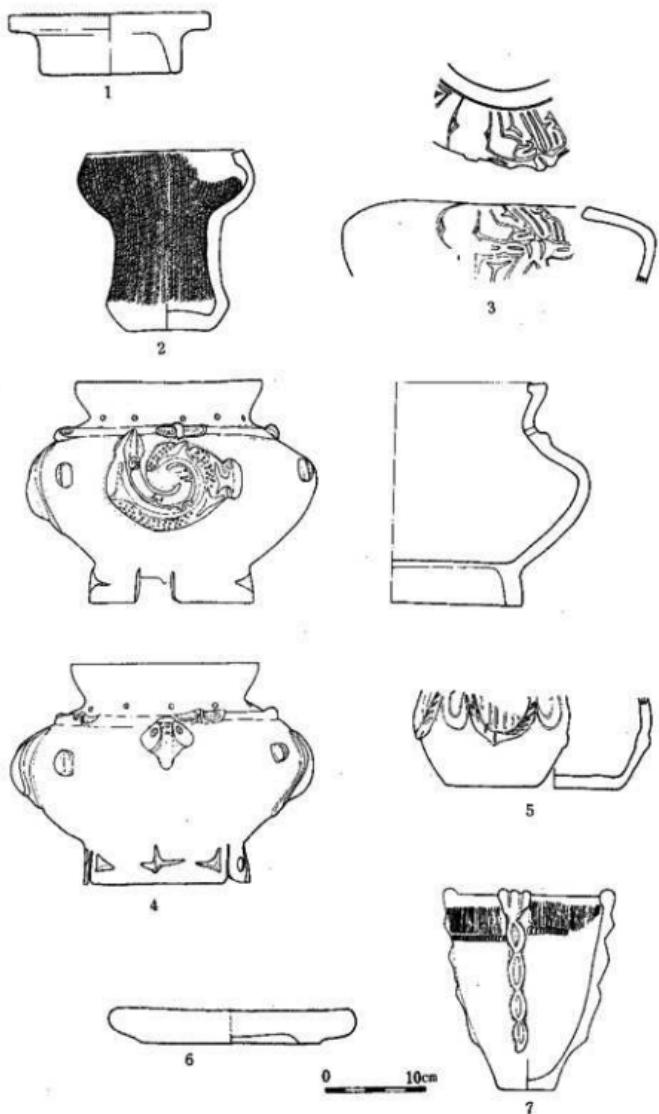


Fig48 土器実測図

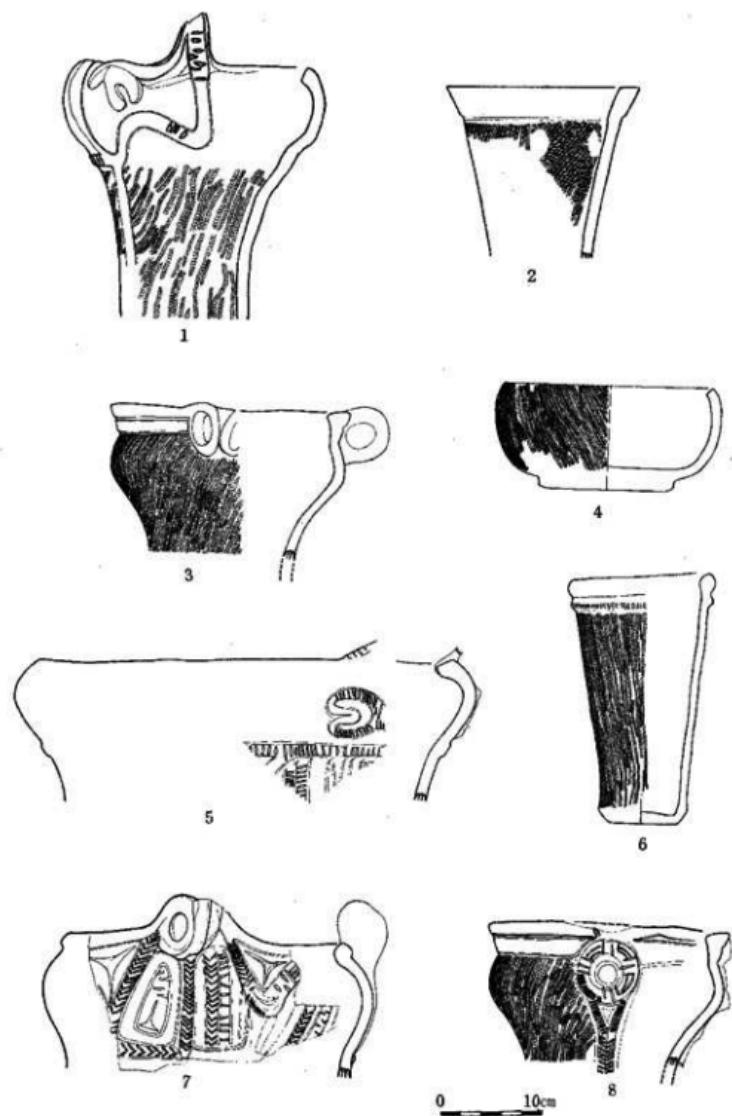


Fig 49 土器実測図

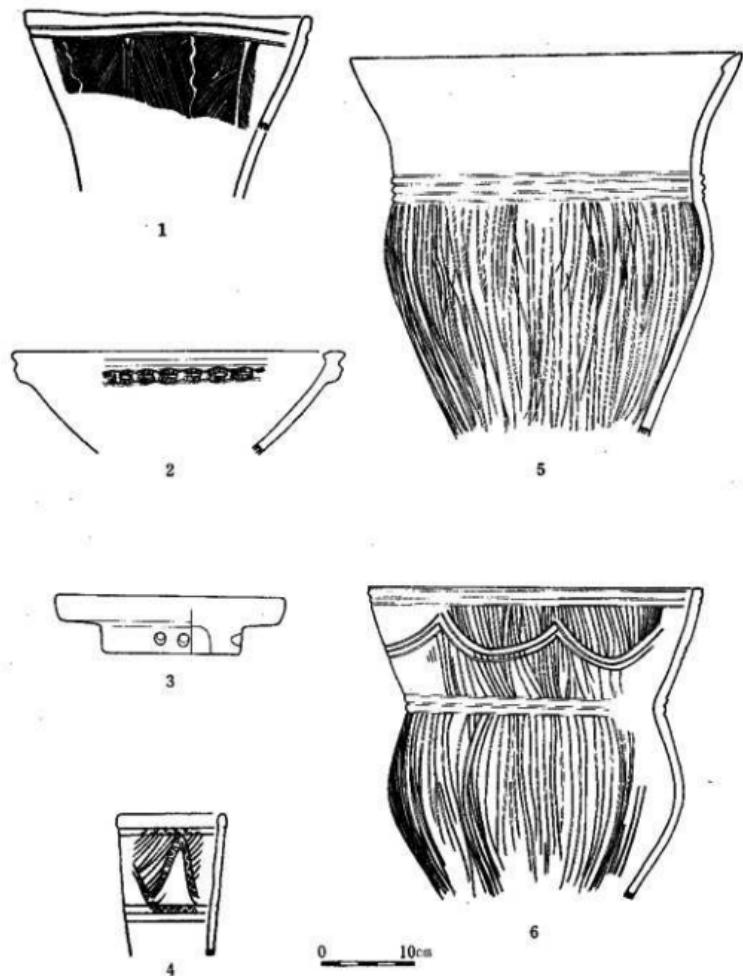


Fig50 土器実測図

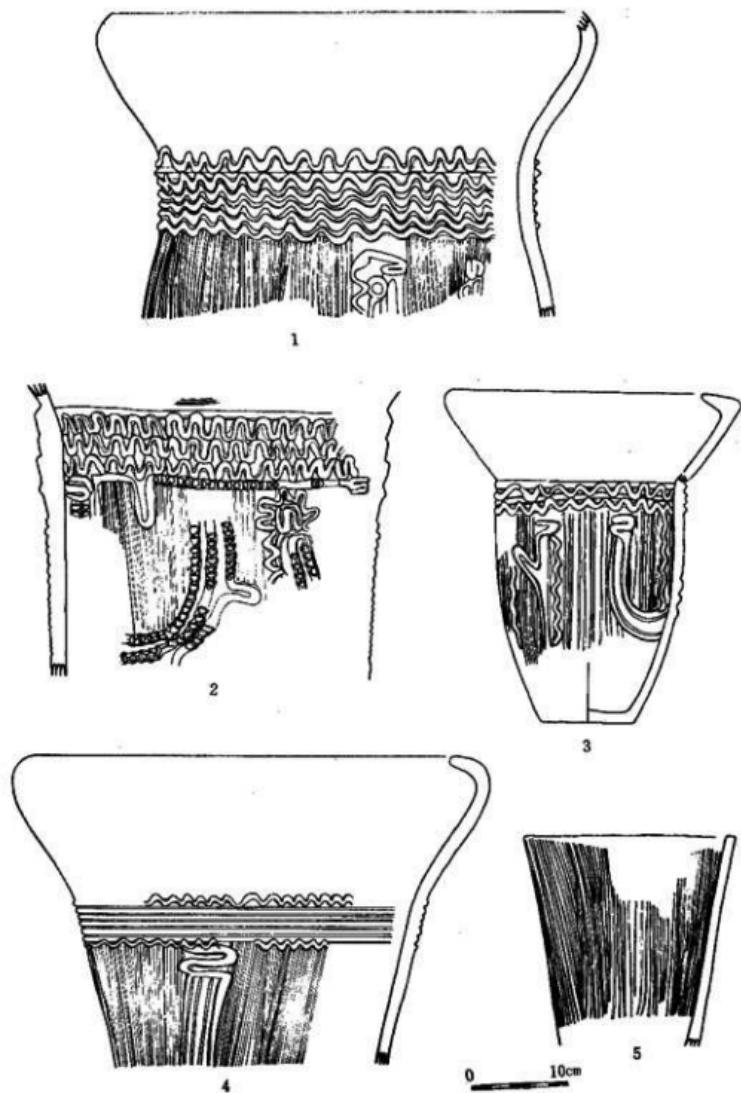
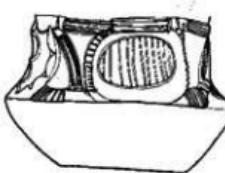
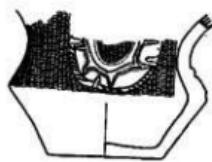
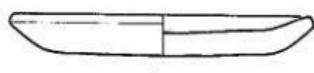
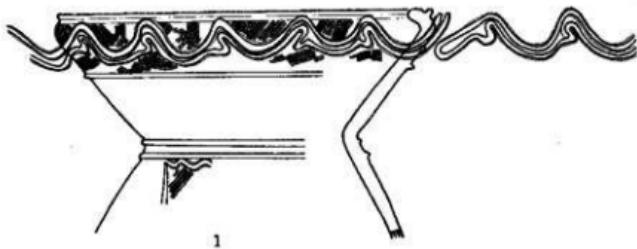


Fig51 土器実測図



0 10cm



Fig52 土器実測図

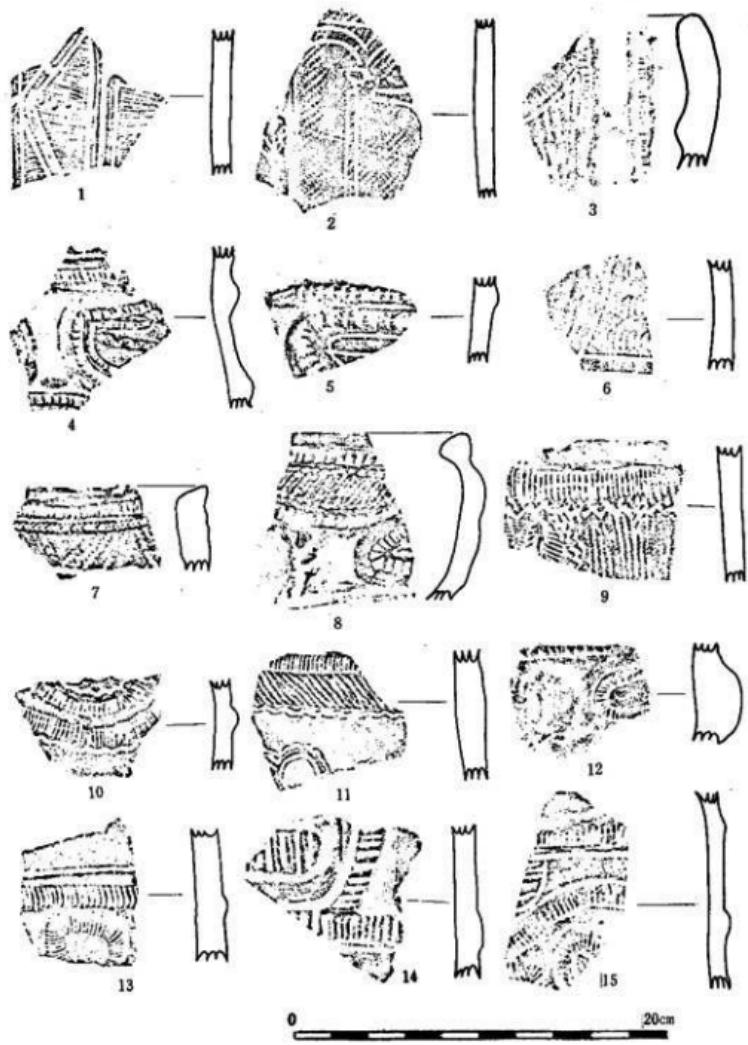


Fig53 1号址土器拓影図(1)

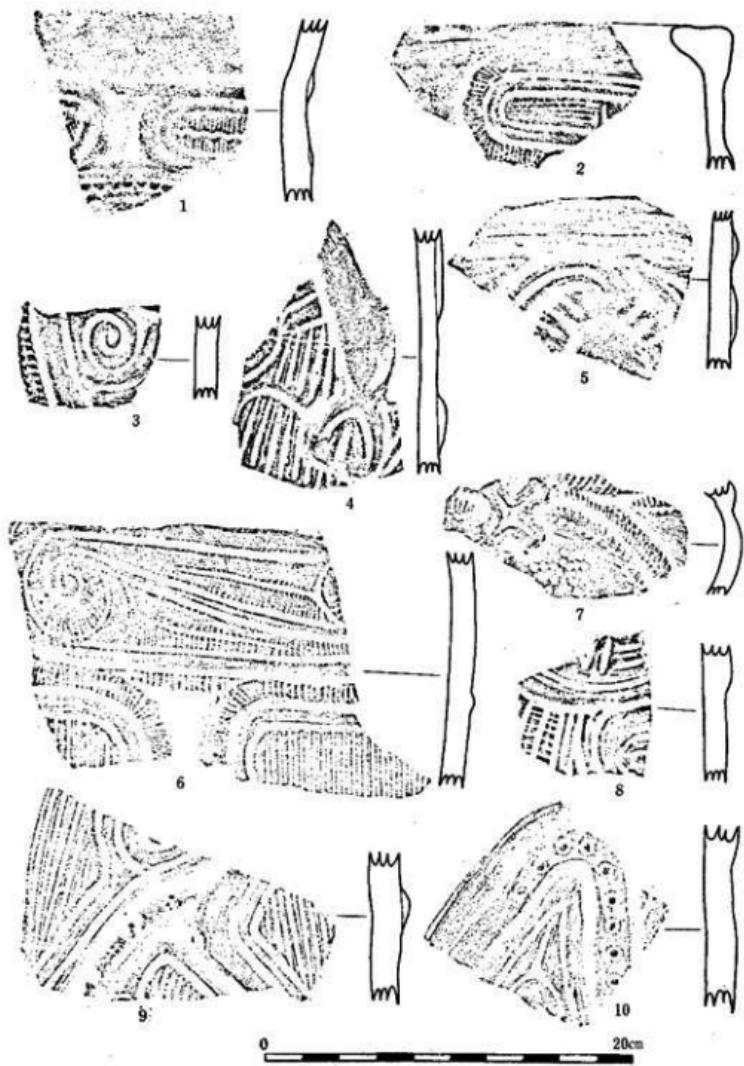


Fig54 1号址土器拓影圖(2)



Fig55 2号址土器拓影

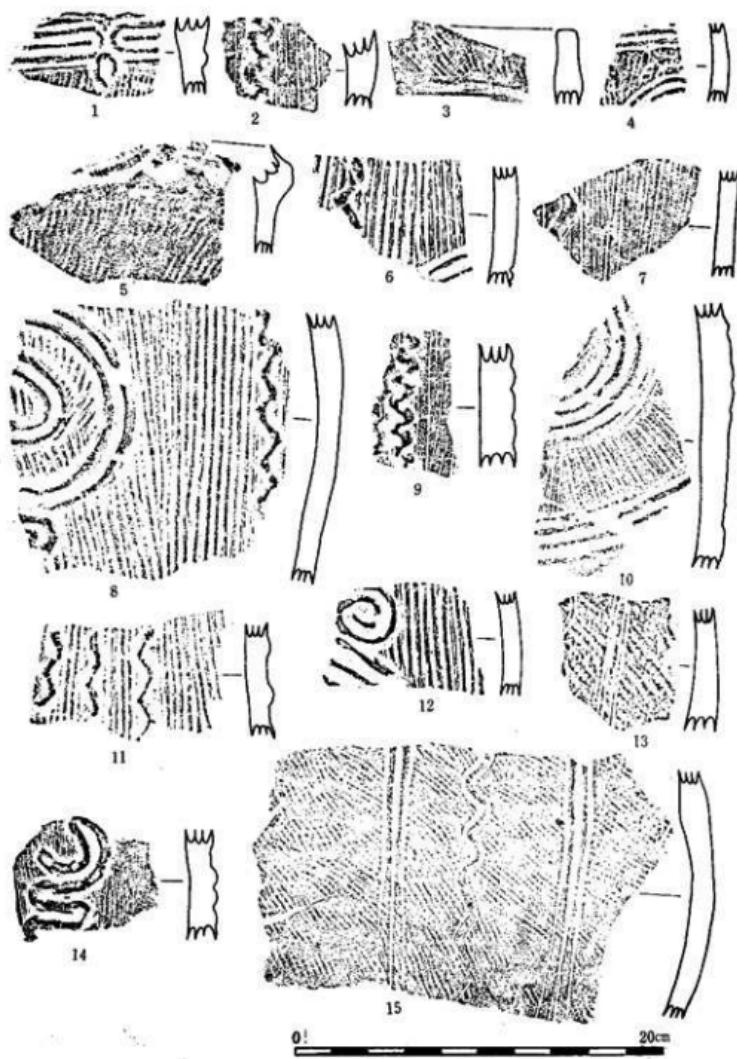


Fig56 3号址土器拓影

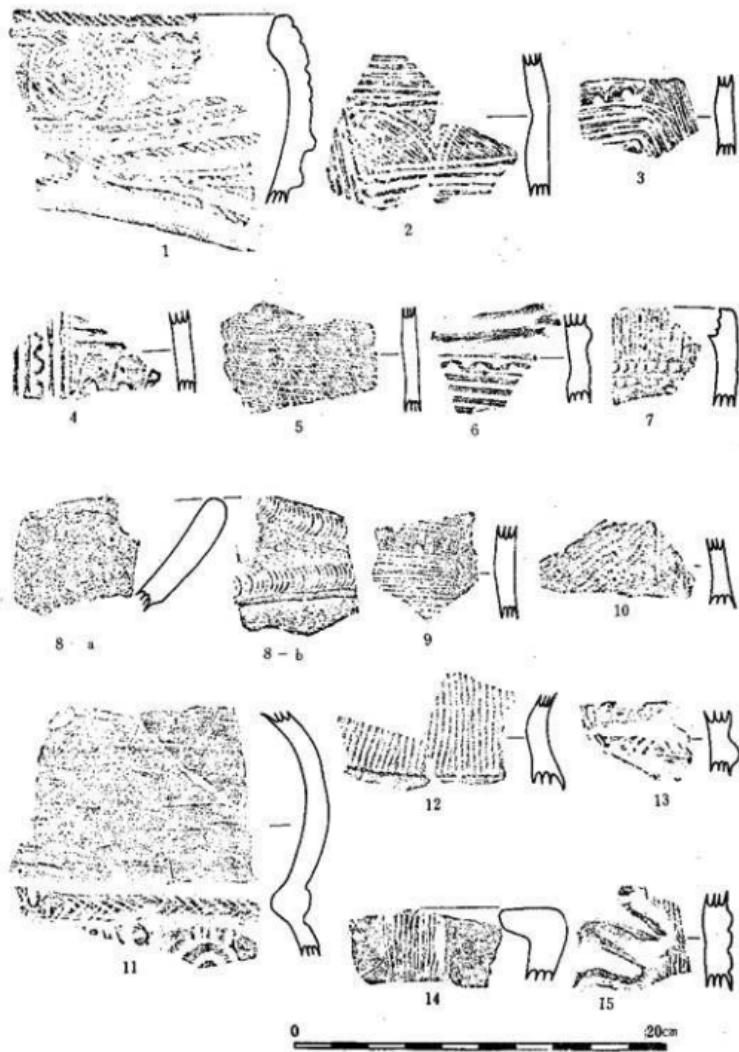


Fig57 5号址土器拓影

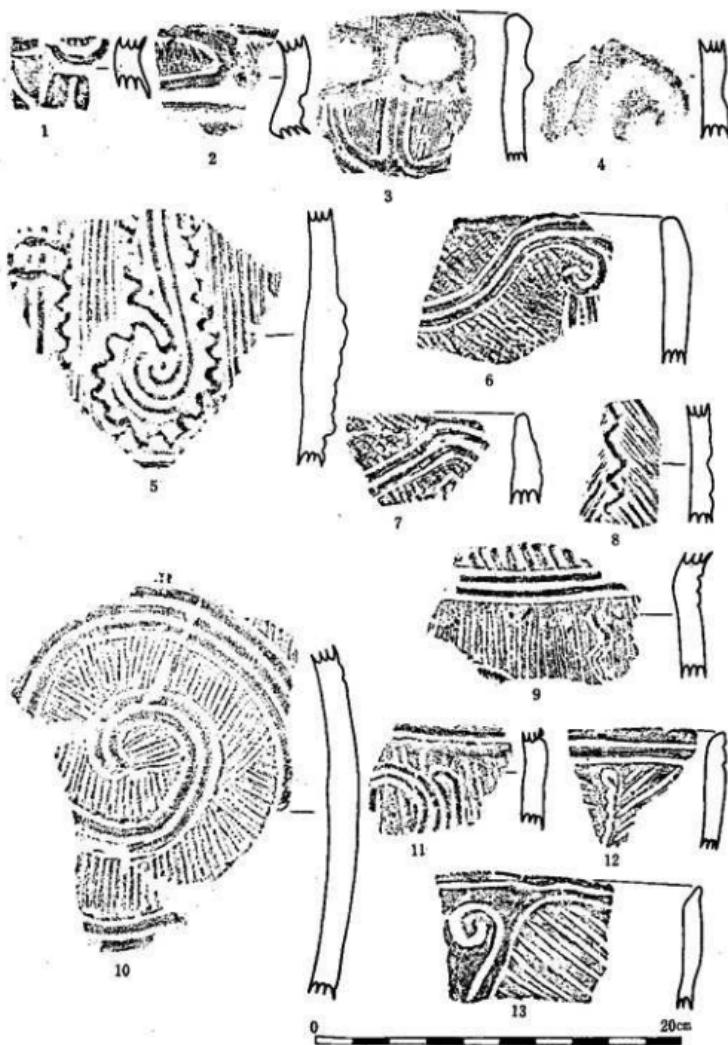


Fig58 6号址土器拓影

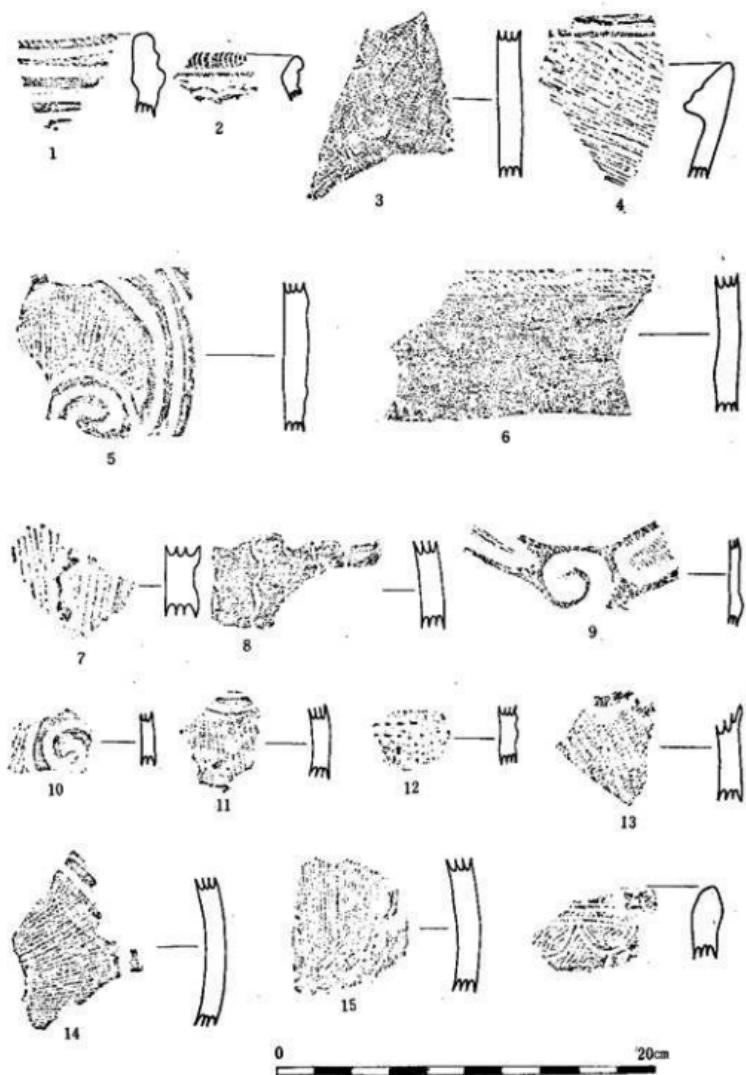


Fig59 8号址土器拓影図(1)

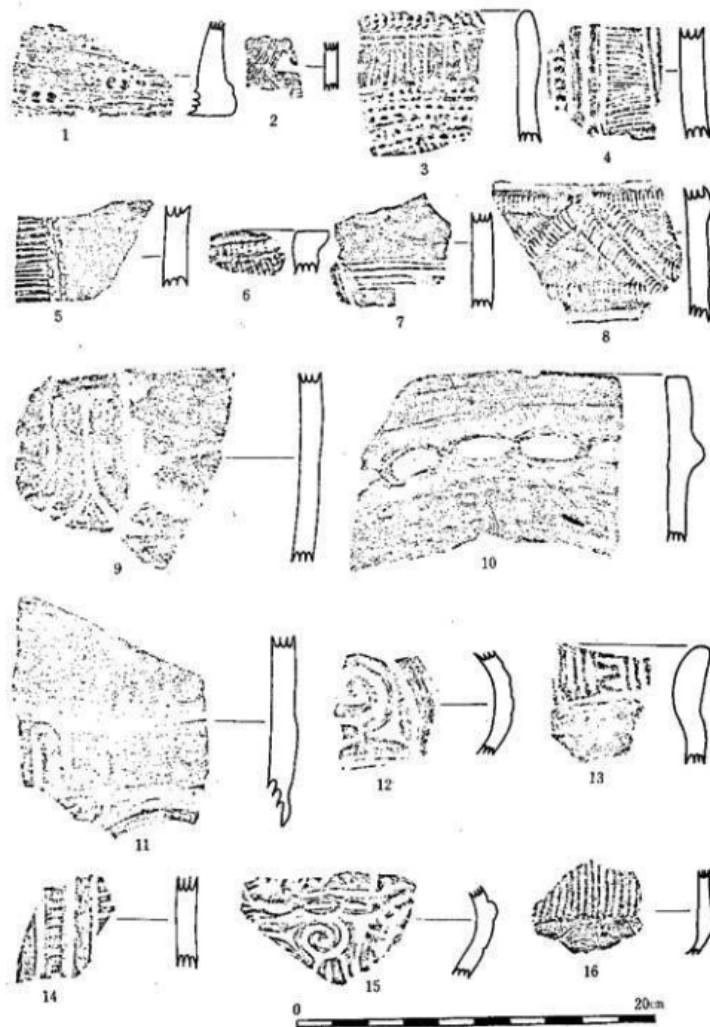


Fig 60 8号址土器拓影図(2)

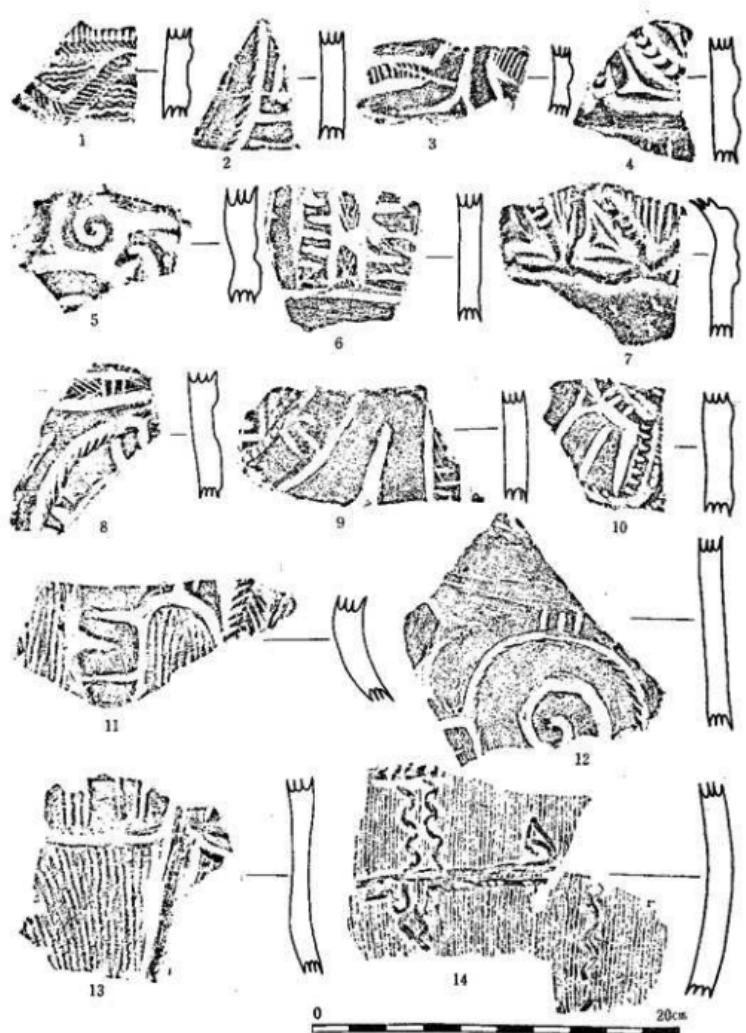


Fig. 61 9号址土器拓影図

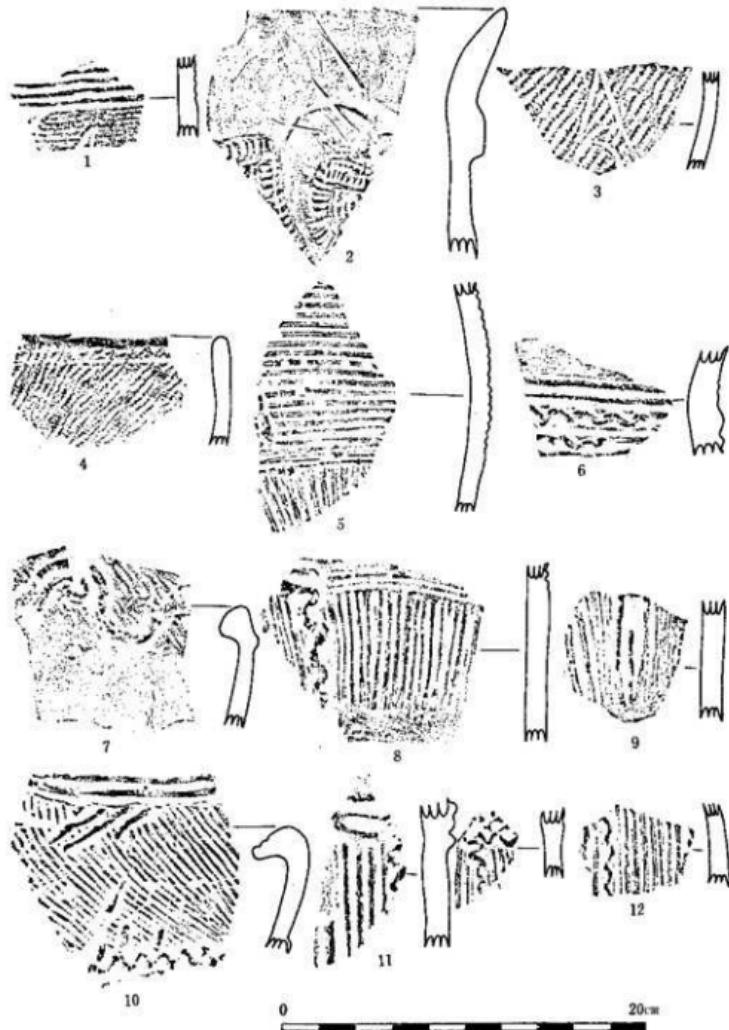


Fig 62 10号址土器拓影図

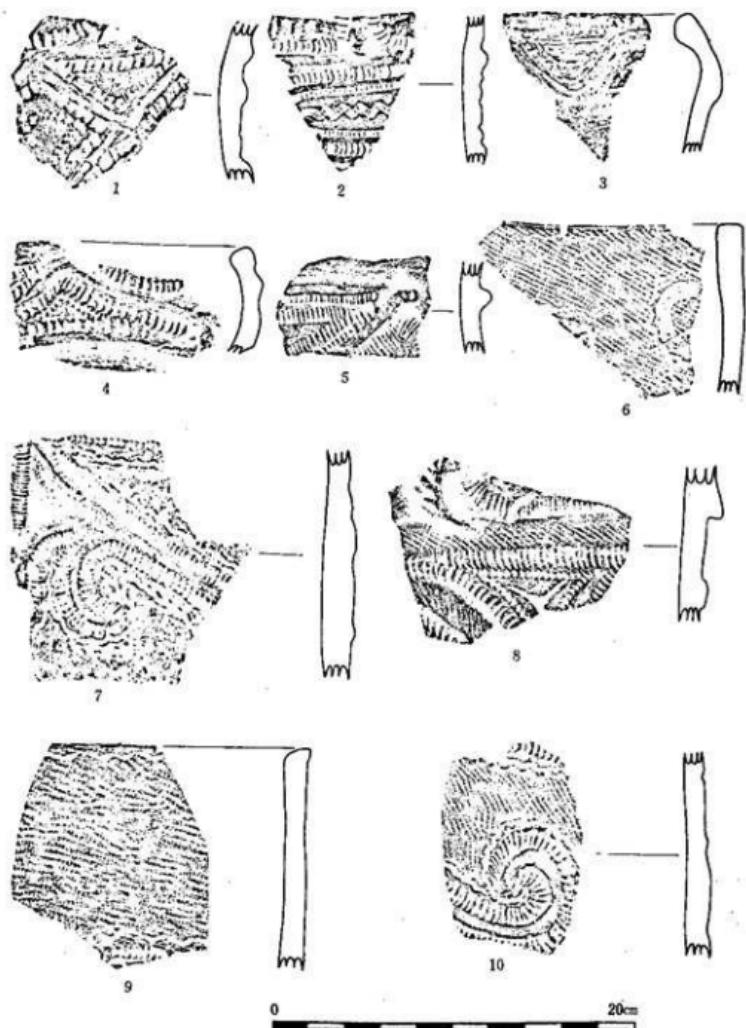


Fig 63 11号址土器拓影圖(1)

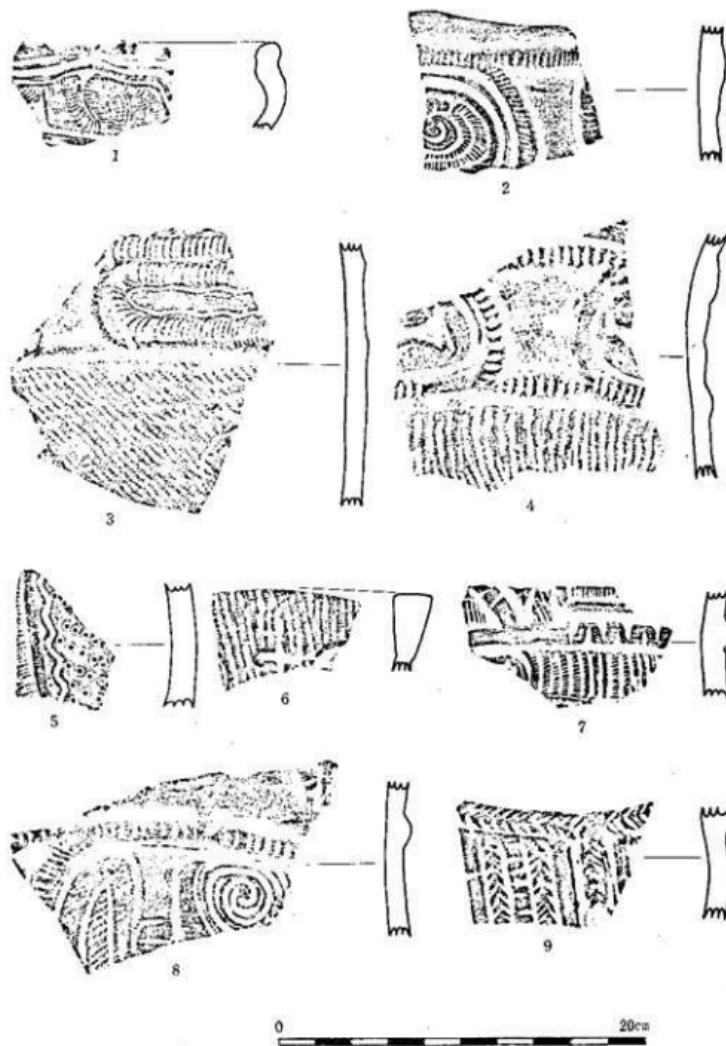


Fig 64 11号址土器拓影图(2)

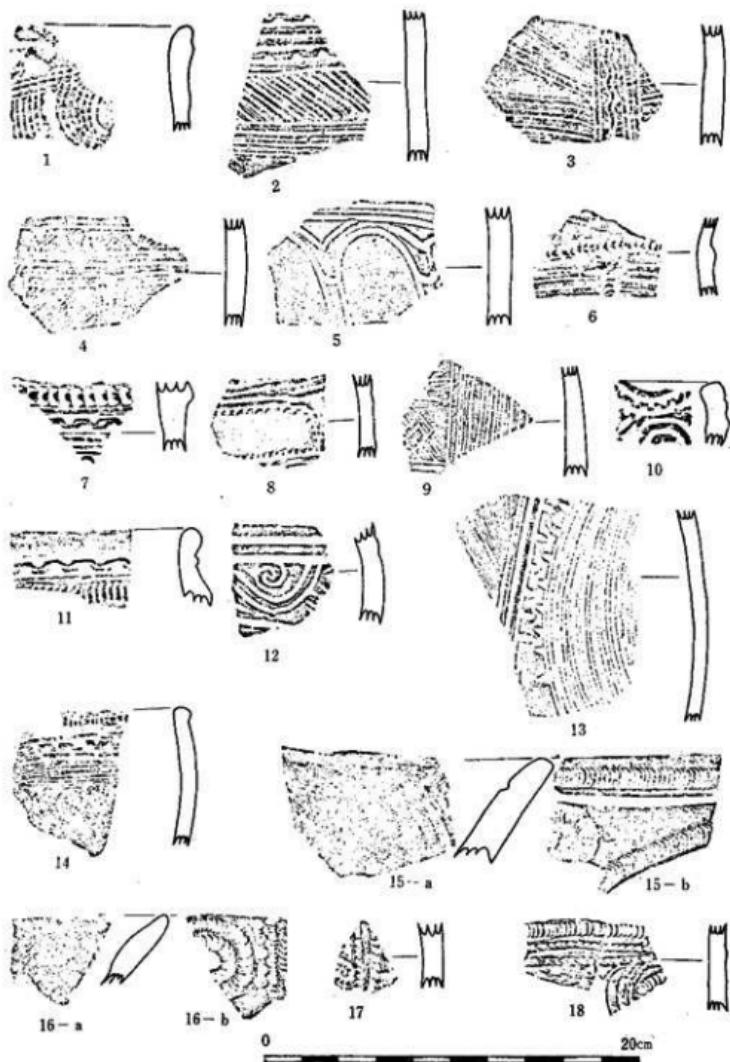


Fig 65 4号·14号址土器拓影(1)

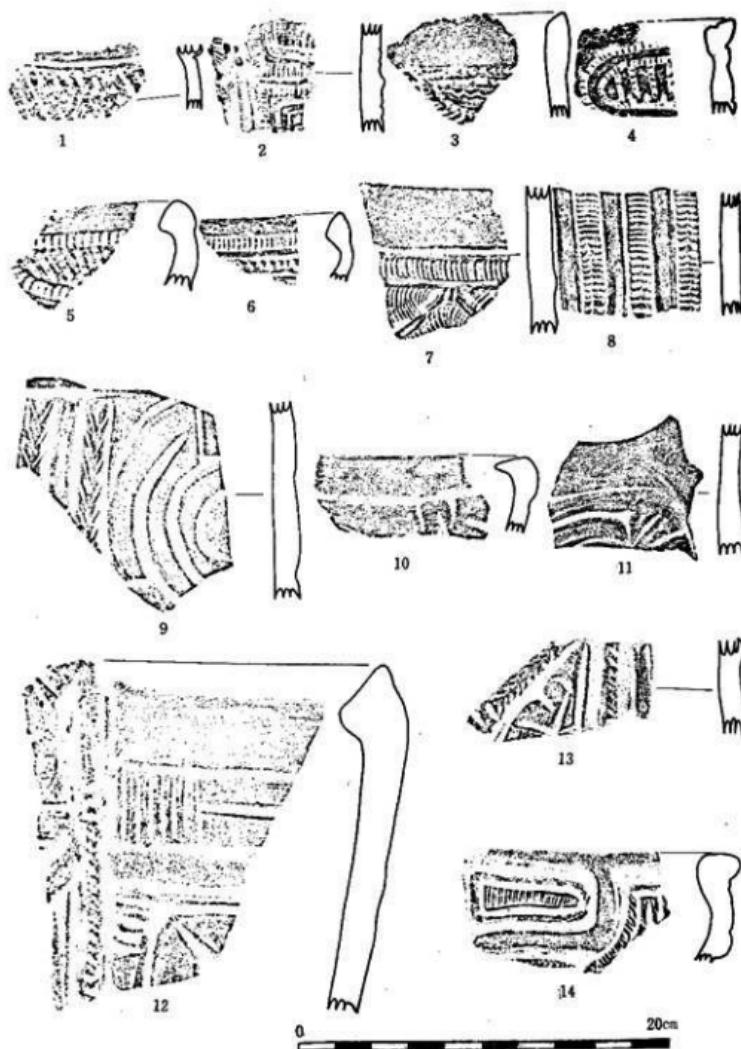


Fig 66 4号・14号址土器拓影図(2)



Fig67 12号土器拓影

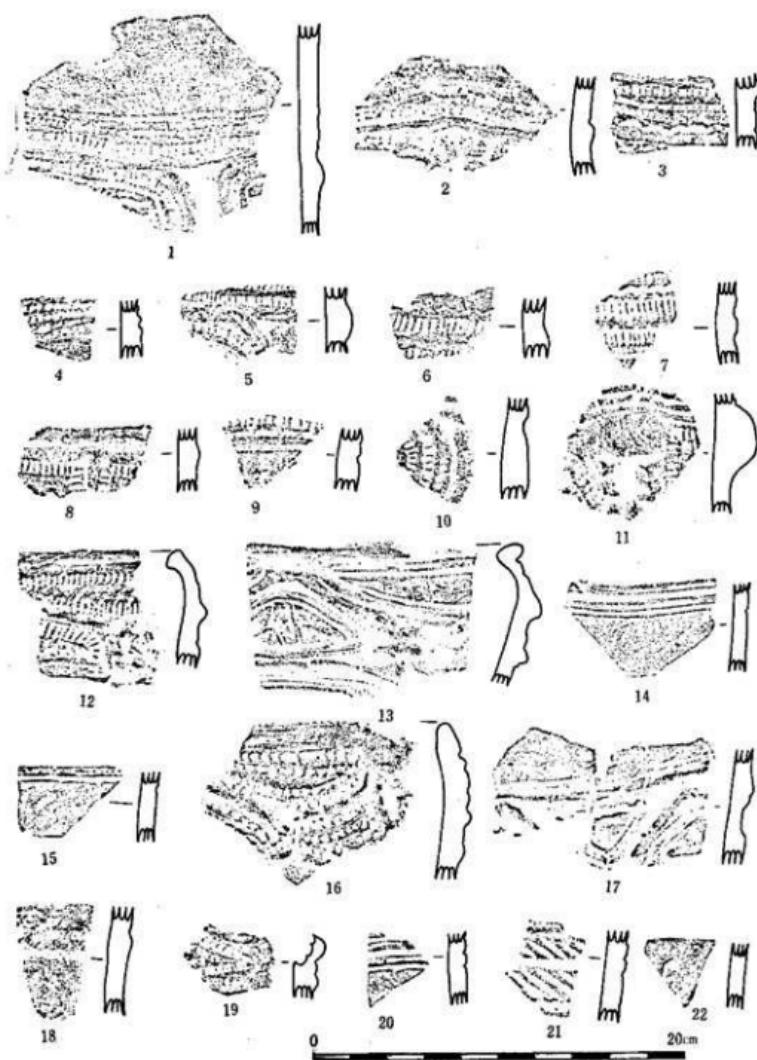


Fig 68 15号址土器拓影图

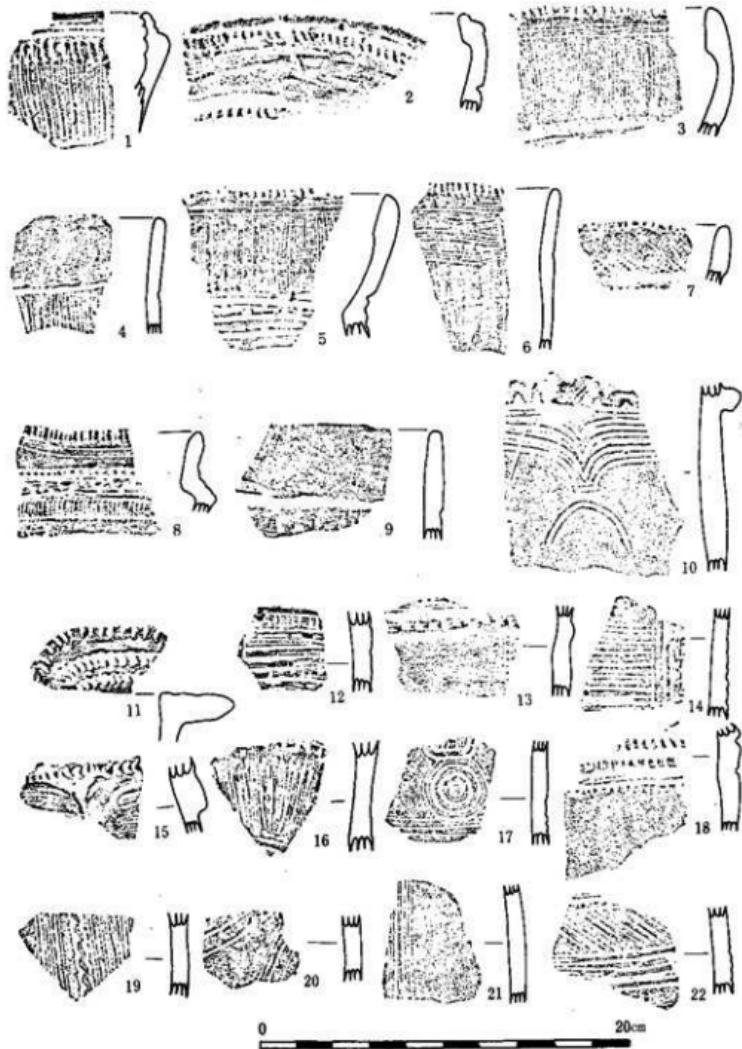


Fig 69 16号址土器拓影図(1)

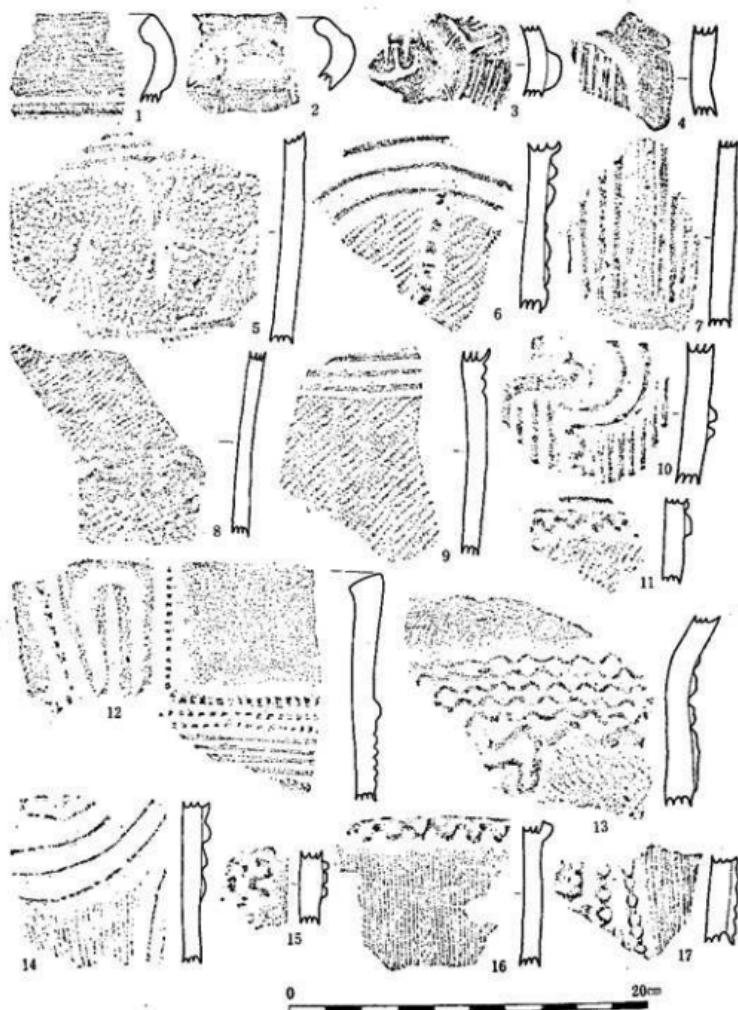


Fig70 17号址土器拓影圖

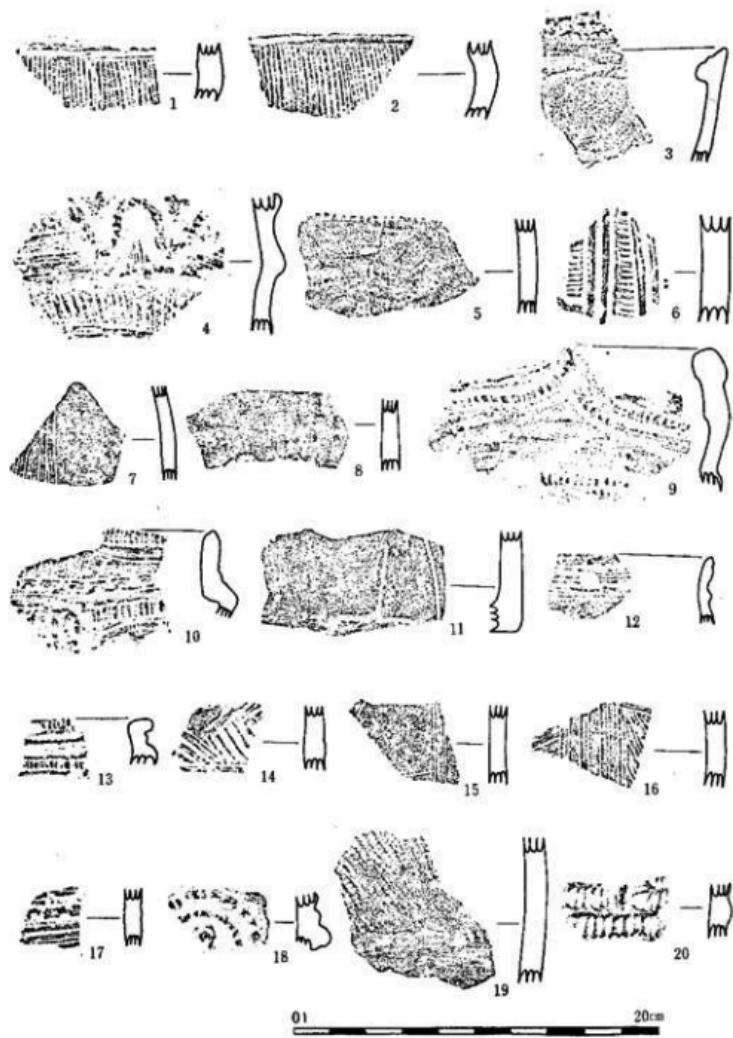


Fig71 16号址土器拓影(2)

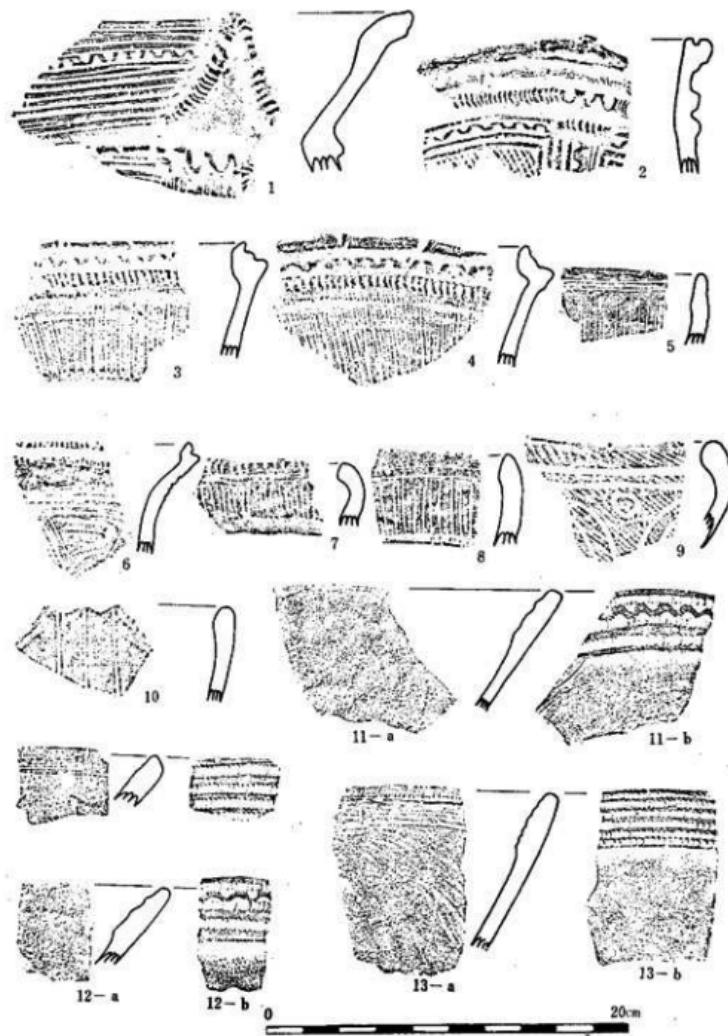


Fig72 19号址土器拓影圖(1)

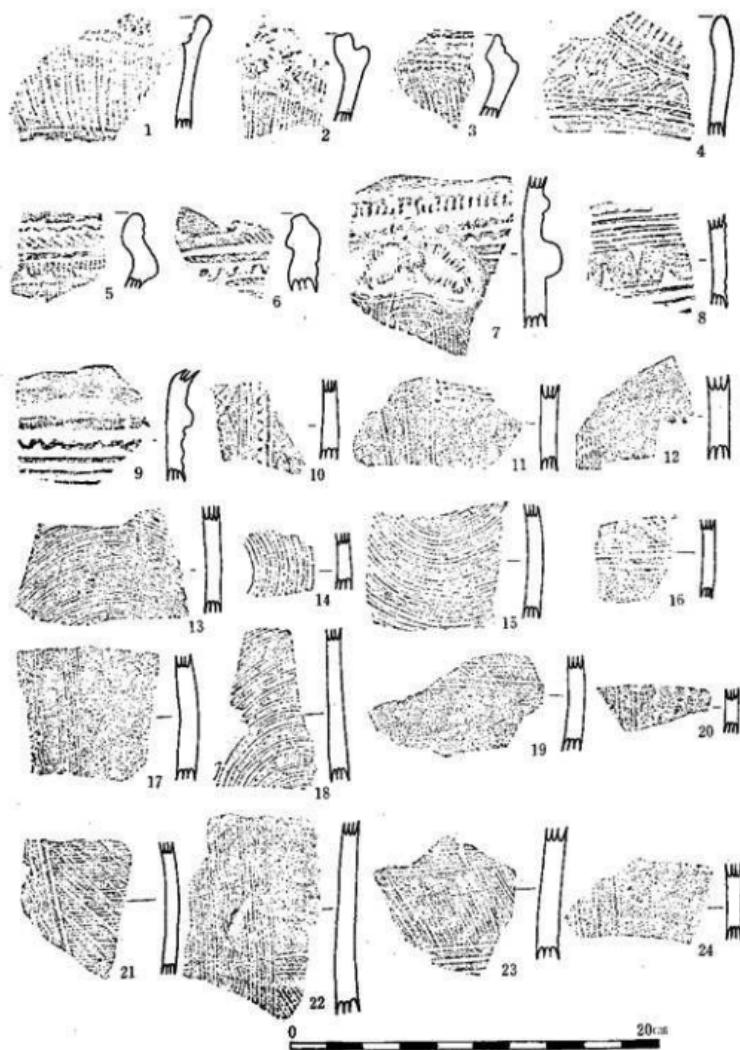


Fig73 19号址土器拓影図(2)

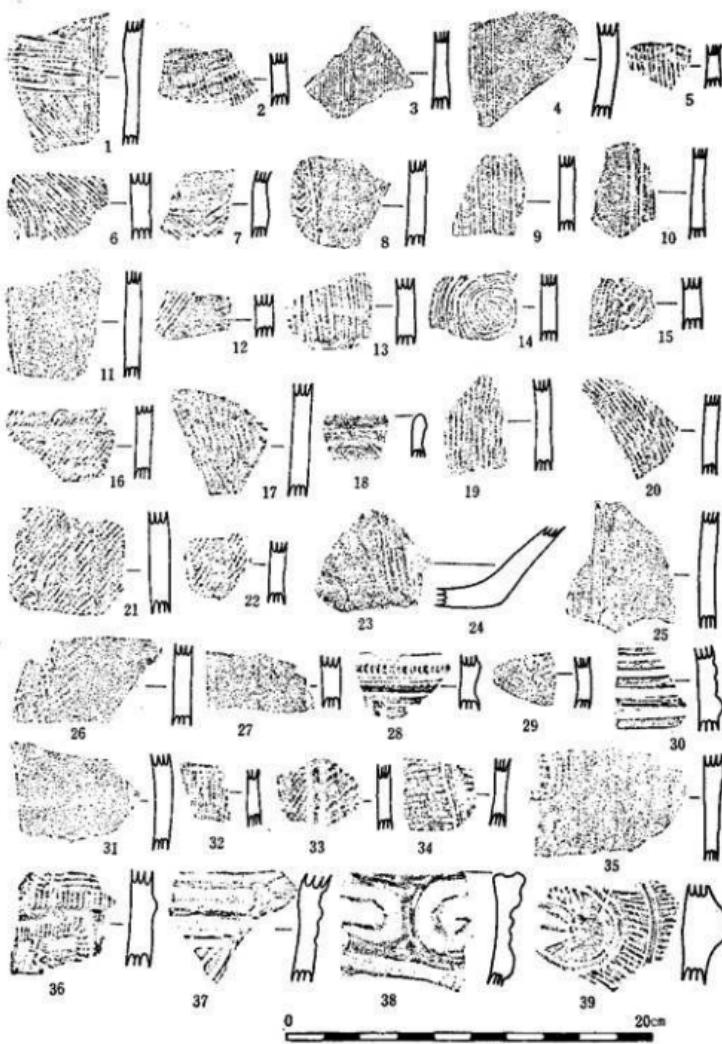


Fig74 19号址土器拓影图(3)

(口) 土 製 品

土 偶

発見された土偶の総数は18個で、完形品はなく皆損傷を受けている。頭部4個、胸部9個、脚部5個で、すべて中期の土偶である。ほとんどがいわゆる有脚立体土偶とよばれる種類のもので、武藏野台地から多摩丘陵さらに中部地方の山岳地帯へと分布する勝坂・加曾利E式土器（長野・山梨県地方の藤内・井戸尻・曾利式土器）に伴出する。有脚立体土偶は、臀部がハート型に背面に突き出し、両手は横にひろげるか斜め上方に上げ、足の裏は扁平で大きく、全体のバランスはとれていない。当遺跡出土の土偶は、皆ほぼこれらの特徴を備えているが、例外として動作を表わした土偶が1個発見されている。その他、板状土偶1個と、円錐状土偶1個を出土した。また、出土状態の特殊なものとして、焼上から発見された土偶が2個ある。それぞれ別の焼土から発見されており、1個は住居址内の焼土から出土したものである。

○五箇ヶ台期の土偶

12号住居址覆土より出土したもので、当遺跡唯一の五箇ヶ台期の土偶である。胸部に簡単な沈線文が施されており、両手を翼のようにひろげている。頭部・脚部を欠損しているため全体の形が判明しないのが残念であるが、太く短い横に広げた手や手と平行に並ぶ丸い乳は、前期の土偶との形態的な関連を思わせるものがある。

○藤内・井戸尻期の土偶

2は11号住居址覆土から出土した頭部で目は細く口尻が鋭く切れ上がり、そのまわりに沈線が描かれている。鼻は作られておらず、両頬には刺青と解される八字型の沈線文がある。3は9号住居址覆土から出土したもので、後頭部と頬の上縁部に渦状の隆起文があり、中期装飾の特徴である蛇体装飾を抽象化した文様とも思われる。目は小さく口尻が上がり、肩から鼻にかけて隆筋が続いている。8は8号住居址内の上器廻棄とともに発見された脚部で、臀部を井戸尻期の特徴的な文様である迷走刺突文様で形どっている。

○曾利期の土偶

7は中期には珍しい特定の動作を表わす土偶で、B-19-a Grより出土した肩部の破片である。右肩に左手の手の平と思われる5本指の手があり、破損してはいるが右手も前方に延びていることがわかる。これは、欠損部に何かを抱えていたか、または後期土偶に數例見られるような腕を組んでいる土偶であったと考えられる。尖石遺跡には、手を胸や腰にあてた中期の土偶例もある。いずれにしても、両腕を横にひろげた土偶とは異なり、何らかの動作を表わしていることは明確である。

1は10号住居址覆土より出土した頭部で、これもまた目が鋭く切れ上がっている。目の中には数本の沈線文が描かれ、口は三つ口に裂けており、あたかも獣を連想させるような顔つきである。右頬に3本、左頬に2本、刺青を思わせる沈線があり、特定の動物を擬人化した表現とも考えられる。または、三つ口の人間に對して何か特別な靈力を託して、土偶化したものであ

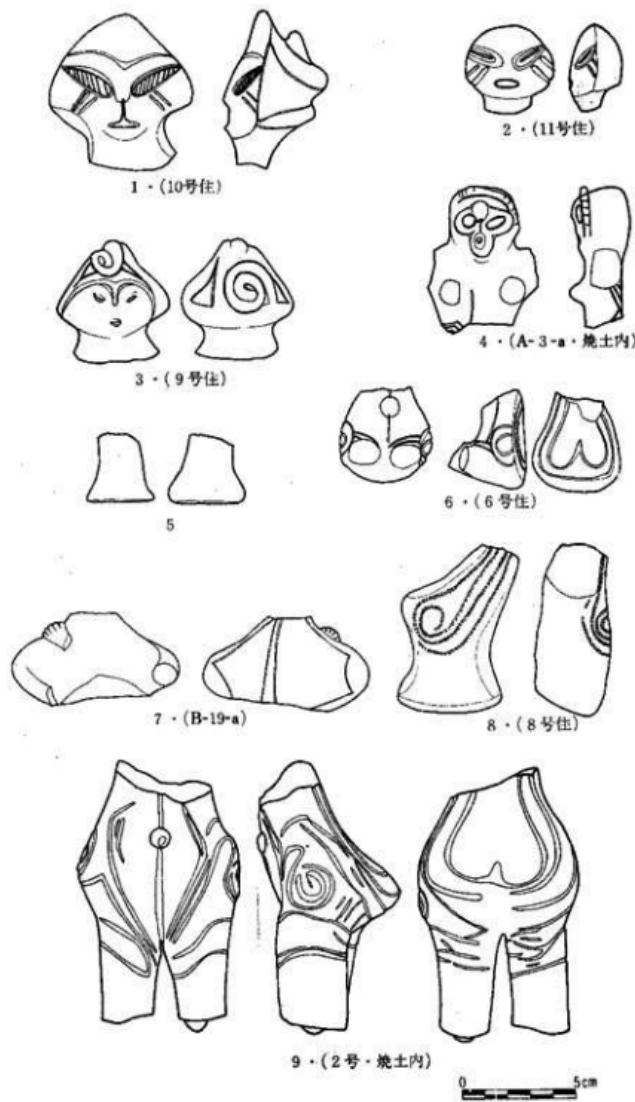
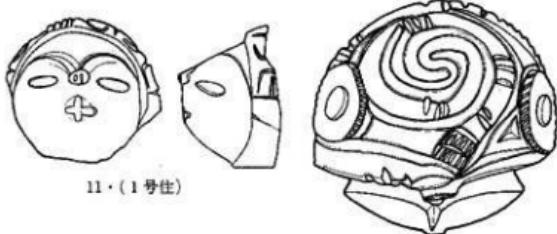


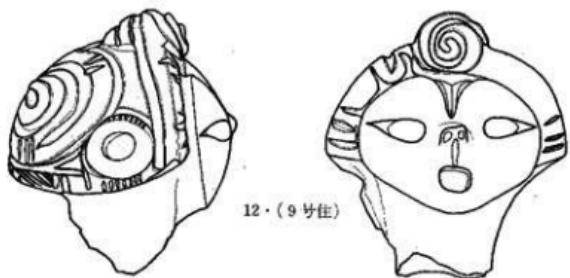
Fig75



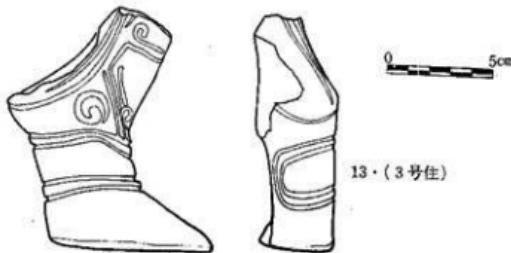
10 · (8号住)



11 · (1号住)



12 · (9号住)



13 · (3号住)

Fig76

ったかもしれない。6は6号住居址覆土の遺構確認面で発見された骨部で、配石を伴う。配石は、人頭人のもの1個、小石3個で、1個を開むように円を描いて配置されていた。土偶は小型で、簡単な沈線文が描かれている。13は、3号住居址内より出土したもので、長さ11.5cmの骨部から脚部にかけての破片である。粘土塊の混入した土器残渣とともに発見された。長さ、太さともに、原形は当遺跡で最も大きな土偶であったであろうと思われる。太い沈線文が施されている。

ここで特に注目すべき出土状態を示しているものは、4、9の土偶である。いずれも焼土から出土しており、9は2号住居址内の焼土から、4はA-3-a Grの焼土から発見された。9は晩初期の土器を伴い、長さ11.8cmの骨部から脚部の破片で、これもまた中期後半に多い中型の土偶である。全体に太い沈線文が描かれている。4は両手を横にひろげ、奇怪な表情をした土偶で、伴出する土器はない。土偶が焼土から出土したものは、他に類例を見ない。もともと土偶を設置して火を使用したものであるか、それとも故意に土偶を焼いたものか、どちらかであろう。特に9は住居址内の焼土より出土しているため、その住居址が何か特殊な性格をもっていたものと考えられる。生活のために必要不可欠であり、しかもそこに神秘性を伴ったであろう火と、この土偶との関係が意味するものは、今後土偶を考える上で重要な課題となる問題である。土偶は、その大半が故意に破壊され、放置された状態で散在的に発見される。そこに土偶の特殊な性格が問題とされてきたわけであるが、この焼けた土偶は、さらにその性格を考えていく上で重要な意味を持つことになるであろう。

顔面把手(10, 11, 12)

発見された顔面把手は3個あり、うち1個は後頭部を欠損している。

10は8号住居址より出土したもので、長さ10cm、幅8cmの中型の把手である。目尻はやや下がりぎみで、頭部が環状把手となっている。背面外側から環状把手の中心に向かって蛇体装飾があり、顔面上縁に蛇の頭部があらわれている。12は9号住居址より出土したもので、長さ12.4cm、幅11.3cm、厚さ10.7cmで、かなり大型の顔面把手である。背面と顔の上縁部に降帯の渦巻文様があり、蛇がとぐろを巻く姿の装飾と思われる。両側面に環状のくりぬきがある。11は1号住居址より出土し、後頭部を欠損しているのが惜しまれる。長さ6.7cmの小型のもので、目尻は下がっており、口が十字型に裂けている。

顔面把手は、一般に目尻の切れ上がったものが多いが、当遺跡出土の顔面把手は、12がやや切れ長であるのみで全体的に優らしい顔の表情をしている。これは、土偶の目が皆切れ上がっているのに対して対照的である。顔面把手付深鉢土器は、一般的深鉢同様、煮沸用に用いられていた痕跡が認められているが、他の深鉢形土器と同様に、日常の食品を煮沸したかどうかは疑問である。たいていは一遺跡から一・二例の出土が知られるだけで、一集落における一時期に一点ぐらいしか必要なかったと考えられる。当遺跡からも3個が発見されるのみであり、また、顔面が内側を向くという形態からも、非常に特殊な用途に使われたものであろうと推察される。

(菱山かつよ)

5 平安時代遺構

本住居址は発掘地区的南西端に位置し、安道寺遺跡において発見された歴史時代の住居址は本住居址だけであった。

本住居址のプランは正方形を呈し、東西3.7m、南北3.1m、面積11.47m²で主軸方向はN-60°-Eである。住居址の掘り込み面は黒色土層であった。壁の最高地点は南壁側で75cm、最低地点は北壁側で48cm、平均61.5cmであった。壁面は80°~90°の急な立ち上がりを持ち、床溝は竈西側附近より始まって北東部隅の貯蔵穴迄、幅9cm、深さ8cmの床溝が全周していた。

ピットは3箇所発見され、住居址北壁中央部附近には径20cmの円形を呈するピットがあり、住居址北西部のピットは径16cmで円形を呈していた。又南壁中央部附近には円形を呈する径16cmの小ピットがあった。このピットは柱を受けたものとすると入口の施設に何らかの関連を想定できるかもしれない。長径26cm、短径20cmの貯蔵穴が北東部隅に確認された。なお住居址の内外を精査した結果柱穴と思われるピット分類は存在しなかった。

床面の状態は良く踏み固められており堅牢であった。貼り床は構築されていなかった。出土遺物はカマド内よりは分期の甕が1個体出土した。

竈の構造は壁面へ奥行48cm、間口100cmに掘り込み、東袖の芯には長径24cm、短径20cmの河原石が使用されていたものと思われる。又炊き口の支柱は、8cm~16cmの河原石5個より構成されていた。奥行への掘り込みが浅いため、この住居址において煙道は充分に利用されていたかどうか不明である。

(菊池健一)

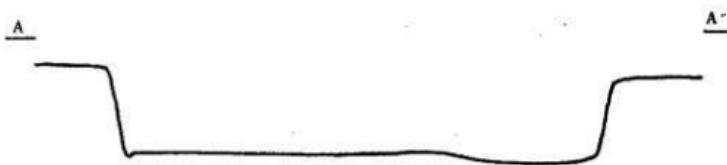
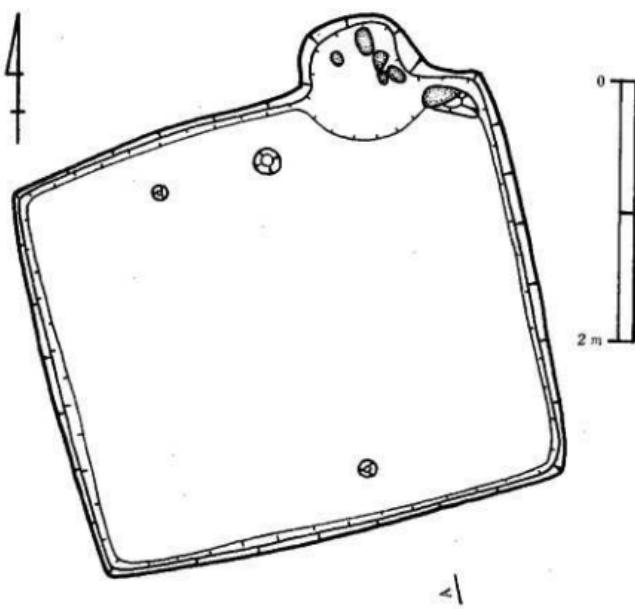


Fig77 H-1・住居址実測図

6 ま と め

安道寺遺跡は中部山岳地帯の南東端に位置し、多摩丘陵を経て関東平野へと続いている。地域的にみて中部山岳の文化と関東の文化の接觸点にあたるといえる。

縄文文化、特に中期においては、八ヶ岳山麓の井戸尻遺跡群を初めとして、中部山岳において優秀な文化が開花したことが知られる。その八ヶ岳付近より流れ出す釜無川は、山梨県に入り甲府盆地を南下し、笛吹川と合流し富士川となって駿河湾に注いでいる。安道寺遺跡の属する笛吹川水系は、当地と関東とを隔てる関東山地に源を発し、甲府盆地を西流し富士川となる。一方当地の東方は山地を挟み中山湖より流れ出す桂川が、多くの支流を集めながら相模川となり、関東平野西部を縱断し相模湾へと注いでいる。

上器型式においても信州では、駿沢・新道・藤内・井戸尻・曾利という井戸尻編年が主体となるのに対し、関東では勝坂・阿玉台・加曾利Eと名称を異にし、土器の文様構成にも幾分差異が認められ、文化内容も遺跡の立地・環境の差と同様異質な面が知られる。しかしこの両者は山地に阻まれて別個に存在するはずではなく、当然交流のあったことは各方面の研究で既に明らかである。ところが両者の中間に位置し、その関連を追求するために重要な位置を占める山梨県での調査の立ち遅れが指摘されて久しかった。

近年山梨県でも開発が進み、桂川沿いの都留（奥・山本 1972・山本他 1974）・大月（川崎他 1973）・上野原での調査が進み、また井戸尻遺跡群と接する釜無川水系でも資料が集積され、いよいよ甲府盆地東縁部の当地域が空白部としてとり残された感があった。

当地では縄文期の遺跡の調査は、重郎原遺跡（上野 1972）、柳田遺跡（上川名 1970）の二例に限られ、今回の安道寺遺跡の調査はこの空白を埋める一助となるとともに、広く中部山岳の縄文文化と関東の文化との対比するための有効な資料となりうるであろう。

今回の調査は土地改良事業質水路埋設敷地内と限定された範囲であり、遺跡の乗る台地を東西に切るいわば遺跡のセクションベルトに過ぎないものではあるが、調査により得られた成果は少なくない。

以下調査の成果を概述し、今後の課題となる点を抽出しまとめたい。

- (1) 22基の遺構を検出し、そのうち19基の住居址を確認した。
- (2) 岩上遺物は縄文時代を中心とし、前期末より中期後半に及ぶ。
- (3) 中期初頭（五箇ヶ台期）の住居址と遺物を検出した。
- (4) 一住居址内より、井戸尻編年でいう駿沢式と新道式土器の共伴が認められた。
- (5) 各住居址間には多数の重複関係が認められた。
- (6) 住居址内の遺物の状況を把握することに努めた。

- (7) 一住居址内の土壙から4個の把手付上器と4個の把手、さらに完形土器1個体の出土をみた。
- (8) 20個近くの土偶が検出され、中には遺構を伴う例も認められた。

(1) 住居址

19基の住居址は調査地域の北端と南側の一部を除き、ほぼ全域に及んでいる。この狭い範囲内に複雑な重複関係を示して検出されたため、その全容を明らかとする住居址は7基と半数以下となる。

プランは多少の歪みはあるが円形を主体とし、一部には隅丸方形状のプランとみなされる例が認められる。規模は径5~7mの範囲に収まり、一例のみ径4m弱の小型の特殊なものが認められた。周溝はプランの全周を巡らすものではなく、東側を中心に部分的に設置されるものと、周溝の存在しないものが相半ばし、特に規則性はみられなかった。

炉址は住居址の構成要素の中では時期的な変遷をたどることができるものであるが、安道寺遺跡では地床炉・埋甕炉→石圓炉・石圓埋甕炉が追加され、石圓炉は次第に大型化するという一般的の趨勢に合致している。これらの炉址はプランの北寄りに位置し、南方の出入口の存在を予想させるものがあるが、埋甕のある例や、柱穴の配列が変化するもの以外は、想像の域を出ない。

住居址の上部構造の復元のための最大の要素は柱穴の存在であろう。しかし現段階では主柱穴と女性穴との区別の充分な基準が得られず、主柱穴として一括して表にしたものもあり、一住居址にしては多すぎる例もある。

なかには明らかな柱穴どうしの切り合いや、20本近い柱穴の存在が認められ、他に原因を求めるなければならない。これらは炉址が複数認められたり(12号址・17号址)、またその痕跡が認められ(6号址)、同一プラン内の重複すなわち増・改築の可能性を示すものであろう。さらに単独の炉址にあっても多数の主柱穴址を検出する例については、同心円上、建直し連続使用住居址として同様の指摘がなされ、集落構成を考える上でも分析の必要性が認められている(宮坂1971)。

今回の調査において広く集落を論することはとうてい出来ないが、見通しを立てるうえでも一応の意味は必要となろう。

住居址の研究は近年資料の集積が進み、集成され形式変遷も説かれる趨勢にあり(石野1975・加藤1975・橋本1976)、これらの基礎的な作業を通して住居址の上部構造の解明への方向性を打ち出すことが出来れば、集落の問題に留まらず、土器廃棄・土偶の性格等の問題とも関連する成果も期待されよう。

(2) 出土遺物(土器)

今回の報告では整理中のものは除外したため全資料を提示出来なかった。住居址の時期決定

表-1 住居址一覧表

内容 住居	プラン規模	周溝	炉	柱穴			遺物出土状況			重複関係
				主柱	壁柱	貯蔵	床面	浮上	直上	
1号	圓丸台形 5.6×5m	ナシ	石圓	12	2	○			1括?	2・3↑
2	不明	不明	地床		不明					1↓・3↑
3	不明	ナシ	石圓		不明		○		一括?	1↓・2↓
4	円形?	東側	埋甕	○	○	不明	×			18<・14>・5↑
5	不明	ナシ	石圓		不明	○	○			19・4・14<
6	円形 6×5.8m	東側	石圓	10	12	ナシ	○		一括?	10<
7	円形 6.1×5.6m	ナシ	石圓	8	ナシ	ナシ	×			10<・12↓
8	円形 3.7×3.4m	ナシ	石圓	6		ナシ	○	○	一括	19<
9	円形 径約7.2m	ナシ	石圓	13	7	ナシ	○			ナシ
10	円形? 径約6m	○	不明	○	不明	○	○		一括	6・7>
11	円形 7.5×6.4m	北側 南側	石圓	19	43	1	○	×	一括?	12↓・13↑
12	楕円形 6×4.2m	ナシ	地床 埋甕	6	7	ナシ	○	○	括	7・11↑
13	不明	不明	石圓		不明					11↓
14	圓丸方形? 6.5×5m	不明	石圓+埋甕	○	不明		○		一括	4<・5↓
15	不明	不明	不明		不明		○	○		18・4・20>
16	楕円形?	不明	不明		不明		○	×		17>
17	円形 径約7m	東半分	石圓+埋甕 埋甕	○	不明		○			15<・4>
18	不明	○	不明	○	不明					5>・8>
19	不明	不明	地床		不明		×	×		15<
20	土器集積 遺構						○		括	○切る< ○切られる>
21	土器埋設 遺構	ナシ	ナシ				○完成品・大形破片 量が多い			○埋める↓ ×埋められる↑
22	土器埋設 遺構						○破片量が多い ×破片量が少ない			

にはこれら出土遺物が主となったが、分類は便宜的に井戸尻編年に準じて1~10群に区別した。

1群（諸磯C式）・2群（五領ケ台式）・3群（猪沢式）・4群（新道式）・5群（藤内I式）・6群（井戸尻I式）・7群（井戸尻II式）・8群（曾利I式）・9群（曾利II式）・10群（曾利III式）

しかし、これは文様を主とした土器群の分類であって年代差をも認めたものではない。この点については、既に井戸尻編年の問題点が指摘され、住居址の重複関係の確定などころは、猪沢・新道→藤内I・II→井戸尻I・II→井戸尻III→曾利とする見解（松村1975）に従っておきたい。

安道寺遺跡では後に述べるが、数多くの重複関係が認められ、それらにともなう土器も多量に検出されていることから、今後出土状況の分析を通して明確に把握されれば、土器形式の変遷を知ることが可能となろう。

また当地は中部山岳と関東の接点に近く、両地域との型式学的対比から多くの成果が期待されるが、現在のところこの点についてはまったく白紙である。全資料の整理終了をまって論じることにしたい。

（3）中期初頭の資料

第2群（五領ケ台式）として分類した土器群は、3基の住居址と1基のピットを主に出土したが、小破片は近接の住居址の覆土中からも検出された。

3基の住居址のうち16号・19号住居址は後述する様に、他の住居址に切られ一部分を残すにすぎない。しかし12号住居址は2基の住居址に埋められ、上部の住居址の精査中に偶然発見されたもので全貌を知ることが出来た。

12号住居址は東西に長い梢円形で、地床炉と埋甕炉の2基の炉をもち、南側中央に小柱穴が集中し出入りの施設の存在が推定される。2基の炉址や柱穴数から本址は増・改築の可能性が認められる。

県内では該期の住居址は、下向山遺跡に一基知られ本址をひとまわり小さくした規模・内容を示す（吉田1973）。また近年・寺平遺跡でも一基が発見されている。

これらはいずれも梢円形のプランと地床炉や埋甕炉が認められ、他県の該期住居址とも共通の特徴を有する。

16号住居址は半分を切られ、炉址は不明であるが、プランはほぼ梢円形で規模も12号址に近いものと考えられるが、主軸の方向は異なる。

19号址は住居址の密集地区に存在するため、周囲を全部切られ地床炉と若干の遺物を検出したにとどまる。

ピット（22号）は16号址の南に隣接し中より胴部破片を検出した。

中期初頭（五領ケ台式）に属する住居址の発見例はまだ10基を越える数といわれ（鈴・佐々木1976），その中に3例を追加したことは一応の成果といえる。またこの時期の土器廃棄の様

表-2 住居址出土遺物時期別一覧表

時 期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
1群																						
2群																						
3群																						
4群																						
5群																						
6群									○													
7群																	○					
8群																			○			
9群																						
10群																						

主体をなす時期
 埋蔵(復)
 少破片の出土する時期

相は、住居址外廻りの所謂平和台バターンが普遍化するとされるが(小林1947)、12号・16号址で認められた土器の出土状態は、明らかに床面より浮上し、吹上バターンを呈するという問題がある。さらに12号址では床面に密着する土器と浮上して検出される土器とでは文様構成が異なり、時期的に分離される可能性もあり検討が必要である。

(4) 猪沢式(3群)と新道式(4群)の共伴

15号址より出土した資料を主とする。15号址は南半を18号・4号に切られ、出土遺物も器形のわかるものは少なく、小破片に限られる。

近年勝坂式土器成立をめぐって、型式学的な研究が活況を呈するが(戸田1971・佐藤1974・佐藤、平山他1976)、安道寺15号址における3群・4群の共伴はこの問題を解く鍵となるものと思われる。但し本址の出土状況は床面密着と浮上に分けられたが、個々の土器片のレベル等の遺存状態を把握し、両者の差異の有無を明確にした上で型式面も考えてみたい。

(5) 住居址の重複関係

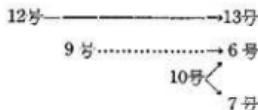
切る・切られる、埋める・埋められるの重複関係をまったくもない住居址は、19基中わずか1基にすぎない。この9号址もプランの上ではまったく単独に存在するが、隣接する6号址とは至近距離にあり、上層構造も考慮に入れるならば当然重複関係を認めることが出来、19基すべてが重複関係を有するという特異な状況を呈する。その重複も2~3基という単純なものではなく、幾重にもなるものが多く、その意味では調査区域は安道寺遺跡の中では、住居の立地

に良好な条件をそなえた場所であったことが窺えるわけである。

まず地域別に北よりA・B・C・Dの4ブロックにわけて重複関係を整理してみよう。

<Aブロック> 12・11・9・6・7・10・13号址

2群土器を出土した12号址が、5群土器を出土した11号と9群の7号に埋められる。11号は7群上器をも多量に出土しており、この期期にも使用されたか、即ちとして残存したと考えられる。また9号址も7群土器の出土をみ、先述の如く6号址と近接する。9群土器を出土した住居址は複雑で、13号址は11号址を埋め、12号址を埋めた7号址は10号址を切り、さらに6号址も10号址を切り、6号址が直接の重複関係を示し、その順は次のようになる。



但し12号・9号・10号址は出土遺物によったが、9群の6号、7号は近接しすぎるため新旧関係が考えられる。

<Bブロック> 1・2・3号址

5群土器を出土した1号址は、9群土器を出土した2号・3号址に埋められる。2号址は3号址に埋められるので次の順が考えられる。

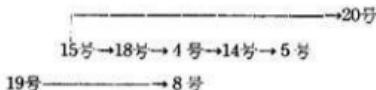
1号→2号→3号址

BブロックはCブロックの住居址群とも近接するが、プラン上とぎれるため一応分割した。

<Cブロック> 19・15・1・18・4・14・8・5、(20)号址

Aブロックとならぶ多数の重複があり、隣のBブロックをも含めると一層複雑な様相を呈する。

2群土器を出土した19号址は7群土器を出土した8号址と9群土器を出土した5号址に切られる。3・4群土器を出土した15号址は18号址(出土遺物が僅少で時期不明)、6群土器を出土した4号址に切られる。4号址は7群土器を出土した14号に切られ、9群土器を出土した5号は14号を埋める。また住居址ではないが土器集積遺構である20号址は10群上器を出土し、15号址を切る。以上から次の順が考えられる。



4号・8号址については新旧を知る資料はない。19号・8号・20号については出土上器より位置づけた。

<Dブロック> 16号、17号、(22号)

2群土器出土の16号址が、8群土器以上の17号址に切られ、付近には2群土器出土のビット(22号址)が存在する。

16号 → 17号

年代順に縦の系列を考えてきたが、次に時期別に横の広がりを考えたい。ここで問題となるのは直接住居址間にはその資料となるものがないことである。出土土器に拘るところが大となるが、同一の土器型式に属したとしても、住居相互間に同時存在の証明が完了したことにはならないという弱点を内包することを前提としなければならない。

<第1期> 12号・19号・16号・(22号)址

2群土器を出土した住居址を一括して、一時期とする。A・C・Dの各ブロックより一基ずつ認められ、間隔をおいて存在する。

<第2期> 15号址

3・4群土器を出土した15号址のみである。第1期の19号址との間には、直接・間接とともに重複関係はないが、距離的にみて新旧関係を想定することが妥当と考える。

<第3期> 11号・1号・18号址

5群上器を出土する1号・11号址と、第2期の15号を切り次の第4期の4号に切られる18号を一応3期に含めた。

<第4期> 9号・11号・14号・4号・8号・(21号)址

6群上器を出土した4号址、7群土器を出土した9号・11号・14号・8号、さらに上器類設置構の21号址をまとめて第4期としたが、4号・14号の切り合いがあり、さらに細分の必要があるかもしれない。11号は第3期に構築されたが、4期まで土器を埋納する機能をはたしたことになる。

<第5期> 17号址

8群上器を出土した17号址1基のみ専用区域内から検出された。重複関係による時期の設定ではなく、土器型式から第5期を設けた。

<第6期> 6号・10号・7号・13号・2号・3号・5号址

9群土器を出土した住居址を一括したものであるが、第4期と同様に同時期内の重複が認められる。第4期の場合6・7群を一括したため分離の必要もあるが、第6期の場合は一型式とした上器群であり、さらにその重複は複雑である。

すなわち10号址をともに切る6号址と7号址においても位置関係から新旧関係を認める必要がある。6号・7号址が構築された時点においては10号址は完全に埋没する必要があり、特に6号址は南側に入口が想定され、7号址より後に構築されたとすれば、7号址の凹地も平坦とはいかないまでも、かなりの埋没が終了する必要がある。逆に7号址は出入口の位置は定かではないが、北側の入り口を想定するのは困難であり、6号址が先行し廃絶後凹地を呈したとしても影響は少ないと考えられ、10号→6号→7号の順が想定される。また13号址は炉址のレベルが最も高く、他の住居址の確認面が床面となり、7号址よりもさらに新しい可能性がある。

<第7期> 20号

住居址は認められないが20号の土器集積遺構が認められ、住居址は調査区域外に想定される。

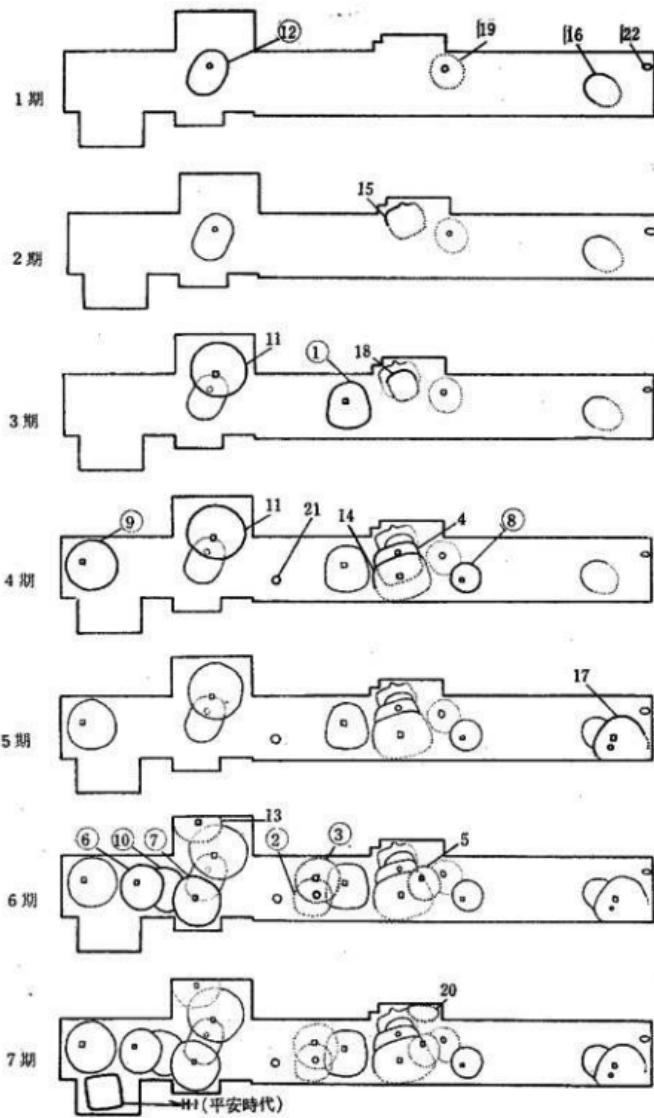


Fig78 住居址時期別分布図（○印は土偶出土・住居）

以上7期に区分したが問題となるのは第6期の重複関係であろう。この時期は所謂曾利II式土器を出土した住居址群より構成され、編年研究に寄与するところは大きいが、同一土器型式を単位とする集落構成論に投する波紋も大きいものがあろう。

(6) 遺物の出土状況（土器廃棄問題に関連して）

全住居址について記述する余裕はないので、ここでは出土遺物の多い住居址を選び出土状態を検討しておきたい。

1号址：土器はプラン南半に集中して床面より浮上する。完形品や大形破片は一括廃棄の様相を帯びる。土器は底部を西に、口縁部を東に向け、投棄方向を示唆する。6群土器が主体をなすが、中には5群に属する完形品も少数含まれる。一括廃棄であれば両者が同時に使用を停止したことになる。

6号址：プラン全域より遺物が出土し、南壁沿いに器台土器が床面に密着する例を除けば、土器は床面より浮上して検出されるが、それらのレベル差は大きく一平面をなさない。炉の周辺に大形破片が認められ、その方向は不規則である。北壁沿いには配石に伴う土偶が見られ、炉の東側では胴部のみの上器が直立して床面より浮上し、複雑な様相を呈する。

8号址：径4m弱の小形の住居址で、床面上に完形の有孔縫付土器がみられ、床面浮上土器は小破片が多いが、大形破片は南北方向に認められる。この住居址は上部全面に及ぶ焼上がみられ、浮上した土器は焼上より出土した。

9号址：北西より南東にかけてベルト状に小破片が多量に集中し床面より浮上する。東壁沿いには、土偶・器台・顔面把手が認められ、特異な場を形成する。

10号址：6号址と7号址に切られプランの中央部が残るにすぎないが、2～3個体の大形破片が床面より浮上しており一括廃棄と考えられるが、6号址の出入口にあたり、一型式内に埋没が完了したものと考えられる。

11号址：床面に密着して5群土器が、浮上して6・7群土器が多量に認められ、浮上土器は一括廃棄の様相を呈する。

12号址：床面に密着する土器は上から押し潰された様な状況を呈し、床面浮上土器とともに完形品や大形破片が認められる。

20号址：住居址外の一括廃棄で小形の完形品1個体、大形破片は表面を上にして密集する。

この様な住居址内の遺物の遺存状態については、吹上パターンの提唱（小林1965）以来10年余の歳月を過ぎた今日、確かに廃棄に関する認識は深まったが、縄文時代の社会構造にまで及んだこの試論も、一括廃棄の基準が明確とならず、さらに住居址内遺物の帰属・時期決定等混沌とした状態が続いてきた。

今回の調査にあたっては、理論的な前提もなく単に遺物のドット・レベリングにとどまつたため、吹上パターンの正否までは論究し得ないが、まず提唱者によって再整理された各パターン（小林1974）との対比をしてみたい。

1号址はパターンA（吹上パターン）としてよいであろう。6号址は一見パターンAとパターンB（井戸尻パターン）の両者が認められるが、パターンAに属するものの中には直立するものや配石にともなう土偶がみられ、単純な一括廃棄とはならない。8号址はパターンA・Bともに認められるが、本址の場合パターンAに焼土が伴なう例で、その焼土は単なる火災ではなく住居址廃絶後の意図的な行為として注意されたもの（桐原 1976 b）に類似する。9号址はパターンC₁、10号址はパターンA、11号址はパターンA・Bの両者であるが、その間には時効差が認められ、同一型式内に一括廃棄がおこなわれたものではない。20号址はパターンD（平和台パターン）となる。

以上の土器廃棄に関する近年の研究には二つの方向性が示されている。一つは龜ヶ岡パターンの提唱（鈴木 1977）に見られる土器廃棄継を継承し、土器廃棄行動の背景となるものを追求するもので、他の一つは土器の出土状態を注視し床面浮上現象の解明（桐原 1976 a）に重点をおくものであろう。

前者は各遺跡の状況把握に基づくパターンの抽出であり、一住居・一遺跡内でも完結する問題である。しかし後者はより多くの資料によって検討が加えられる必要性を有する。今回の報告においては特に後者に関連し、出土状態をいかに資料化して提示するかという問題があったが、現段階では結論が出ず、一般的なスクリーン・トンを設定しレベルを投影する方法にとどめた。

二次元の平面内に三次元の空間的広がりを記録することは困難なことである。いかに文章等によって補足したとしても、それには経験論として資料の活用の限界がつきまとるものである。ましてその上に立って四次元に属する時間の流れの中に身を置く土器廃棄現象を認識することは一層困難といわねばならない。吹上パターンを普遍的現象とする理解（小林 1974）と特殊な例とする（桐原 1976 a）まったく相反する結論が導き出された原因は、現在までの報告が三次元への把握を困難とした点に他ならないものであり、我々の課題としなければならない点である。

（7）把手付土器等を出土した土壙

17号址内の土壙に埋設されたもので、まず完形土器内に焼土塊を生ずる行為がなされた後に土壙内に埋設され、1個の把手でふたをし、さらに3個の把手を土器の周囲に入れ、4個の把手付の大形完形土器を破壊し、把手を埋めた後、これらを覆う様に鶴部破片を納め完了する一連の行動が認められるが、この行動がいかなる原因に起因したものであったかは、横位埋設土器内の収納品が現存しない今となっては想像の域を出るものではない。

11号址内の貯藏穴の底部からは、底部のみ欠損する獸面把手付土器が出土したが、17号址の場合土器を埋設するために用意された土壙であり、性格を異にするものである。

(8) 土偶及び土器

現段階で確認される土偶は18個を数え、時期は第1期、3期、4期、6期に認められる。これらはいずれも欠損品であり、中部山岳から関東各地にみられる中期土偶の諸特徴を備えている一般的なものである。

出土状況は18例中住居址内出土は12例を数える。これは今回発見された住居址19基中9基に認められたことになるが、重複により不完全な住居址の多いことを考慮すれば、その割合はさらに高まる予想される。

時期的には2～4期までは住居址内の発見に限られるに対し、5～7期では住居址内6に對し、住居址外5とはほぼ対等となる。しかし6期では8基の住居址中6基に土偶が認められ、残りの2基は表土に近く遺物量が少ないとから、これらにも上偶の存在の可能性もあり、住居址に土偶のともう比率は以前にもまして高くなり、住居址外出土の土偶も付加され、土偶の盛行が窺われる。

住居址内より発見された上偶は床面上や馬溝内からは発見されず、すべて床面より浮上して発見され、土器廻棄に伴なう例も多い。6号址では廻棄された土器群中に配石を伴うもので、単に土器と同様に一括廻棄でない例も認められた。また2号址では焼土の堆積した皿状のビット内より打製石斧・大形土器片を伴う例がある。さらに住居址外でも皿状のビット内に認められたものもあり、土偶の性格・使用を知る資料となろう。



縄文土器の研究は文様帶系統論に基づく先学の業績によって敷かれた軌道上を加速度的な前進をとげてきた。「型式は究極まで細分されなければならない」とする指摘はその方向性を示したものであった。

今日、文様帶系統論は汎日本的な広がりをみせ、その変遷は時間的な流れを示唆する成形を得ることとなり、縄文時代研究の主流を占めるに至っている。しかし世界に冠たる縄文土器編年も今回の調査で検出された住居址を分析する上では、有効なものとはなりえなかつた。たとえば一住居址内の遺物においても出土状況は複雑で、その帰属を決し得ない場合も少なくない。文様帶系統論の分析が客観的に展開されても、その資料の把握には主觀が生ずることは避けられない現状にある。

次々とおこなわれる発掘調査は資料を膨大なものとし、文様帶系統論の前途に無限の可能性を開いてくれている感があるが、その前に解決しなければならない問題も多く、基礎資料として充分割えうるものは意外に少ないのでないだろうか。それが今日勝坂式・加曾利E式の細分を定着させない要因でもあろう。

今回の資料を上述の理解の基礎となるものに向めることが、我々にとって急務であろう。



以上安道寺遺跡の中間報告をおこなってきたが、整理途上であること、我々の力量不足から

不充分な点も少なくない。諸賢の叱正は甘んじて受けるつもりである。しかし調査が終了し、また本報告を公表したとしても、整理・研究は決して完了するものではない。その意味で今回の報告は我々にとって出発点にすぎないものなのである。

(小林広和・里村亮一)

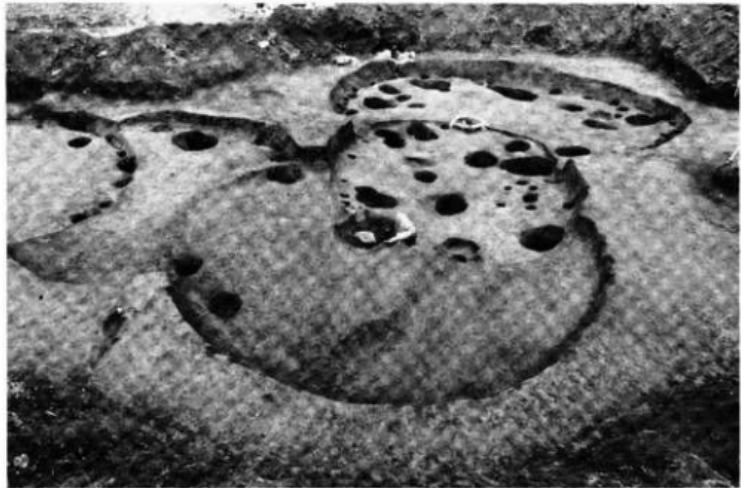
参考文献

- 石野博信：1975「考古学から見た古代日本の住居」『日本古代文化の探求「家」』所収
上野晴郎：1972『山梨県塩山市中萩原重郎廬遺跡』山梨県教育委員会
奥 隆行・山本正剛：1972『住吉遺跡』
加藤 緑：1975「中期绳文人のすまい」『Circum-Pacific』1号
川崎義雄他：1973『宮谷遺跡発掘調査報告』
上川名昭：1970『甲斐北原・柳田遺跡の研究』
桐原 健：1976a「床面浮上土器の取り扱いについて」『信濃』28巻8号
桐原 健：1976b「土器が投棄された廬屋の性格」『考古学ジャーナル』129
鴨 国男・佐々木藏之助：1976「八王子市明神社北遺跡第3次調査報告」『考古学ジャーナル』122
小林達雄他：1965『米島貝塚』
小林達雄：1974「縄文世界における土器発達について」『国史学』93号
佐藤達夫：1974「縄文式土器」「日本考古学の現状と課題」所収
佐藤達夫・平山久夫他：1976「勝坂式成立の問題」『北夷古代文化』8号
末木健也：1977「寺平遺跡発掘調査報告書」
鈴木克彦：1977「廬屋の再構成と課題 一亜ヶ岡パターンの認識から一」『考古学ジャーナル』142
谷口一夫・末木謙他：1975『山梨県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書』
伊田哲也：1971「勝坂式土器縄年に関する試論」『小田原考古学会会報』4号
橋本 正：1976「堅穴住居の分類と系譜」『考古学研究』23巻3号
宮坂光昭：1971「茅野和田遺跡における縄文期集落の分析」『長野県考古学会誌』11号
松村恵司：1975「井戸尻編年とその問題点」『Circum-Pacific』2号
山本寿々雄他：1974『中溝遺跡』
吉田 格：1973『山梨県下向山遺跡』『関東の石器時代』所収

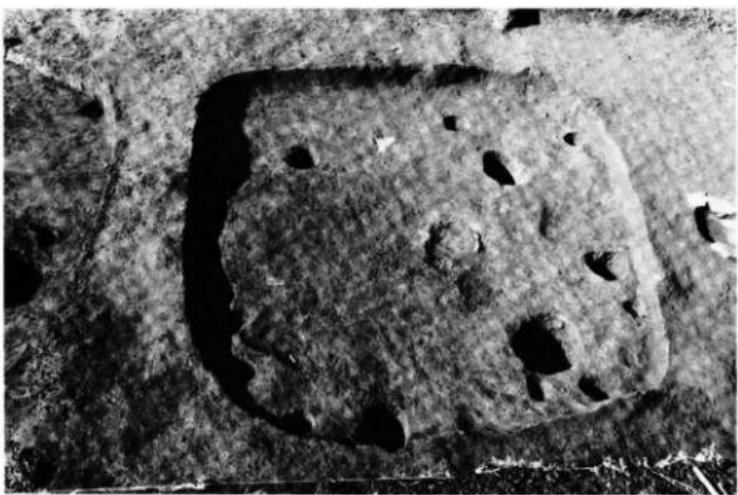




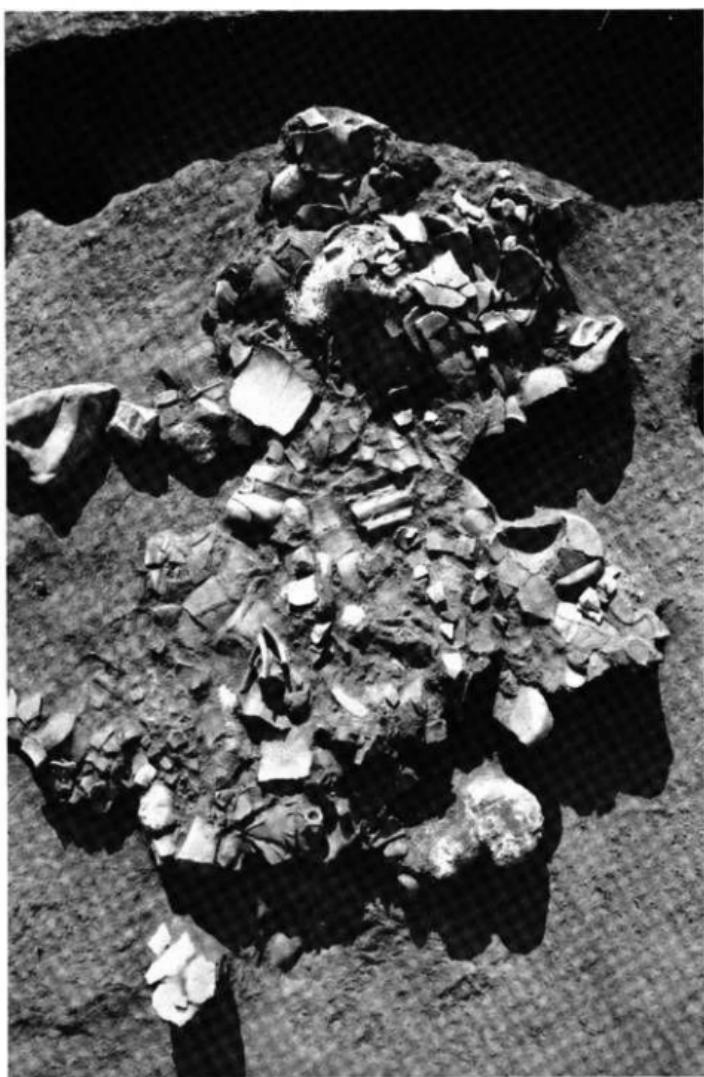
10• 6• 7• 12• 13• 11• 9号住居址遠影



6• 10• 7• 12• 11• 13号住居址遠影



1号住居址と出土状況



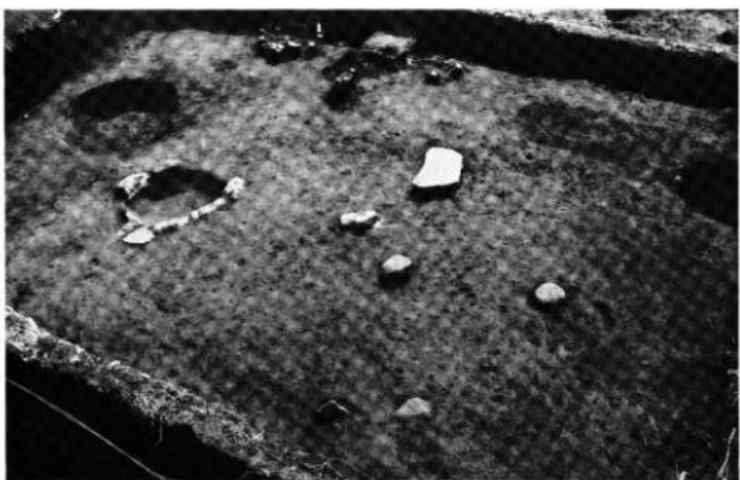
1号住居址出土状况



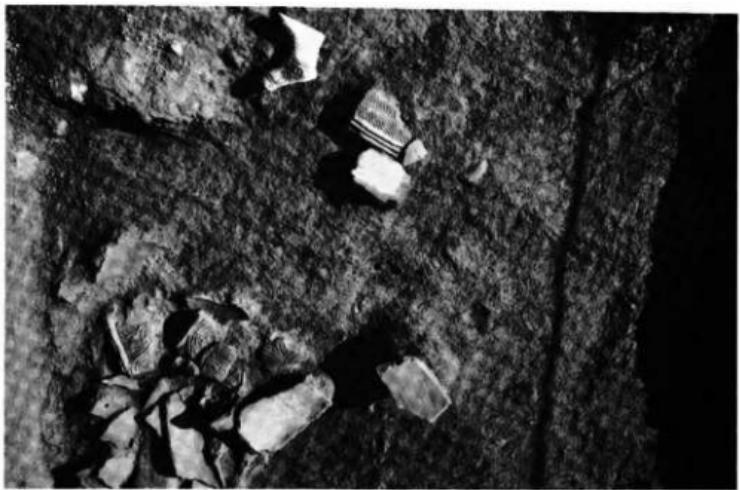
1号住居址出土状况



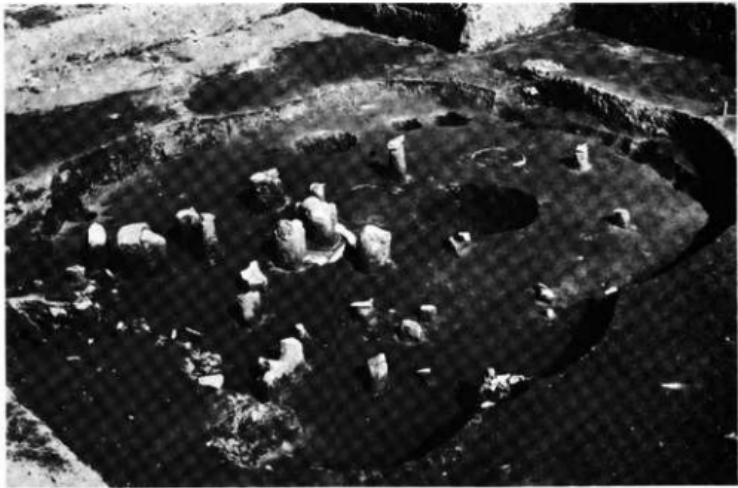
2号住居址の焼土と土偶



3号住居址



3号住居址の出土状況



4 · 14 · 18号住居址



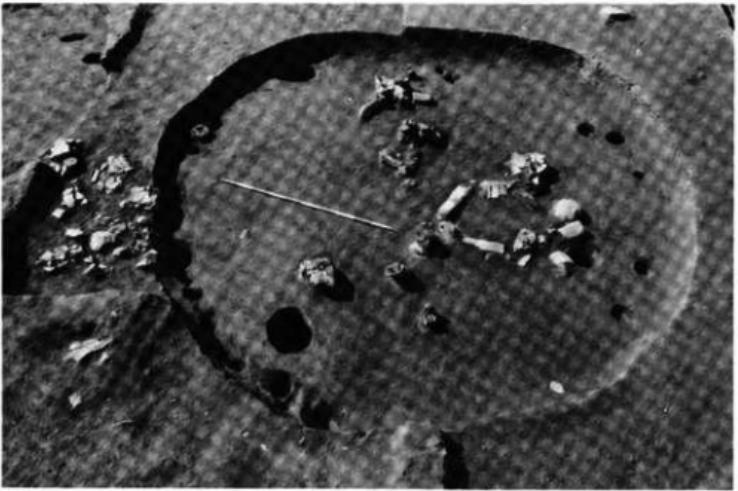
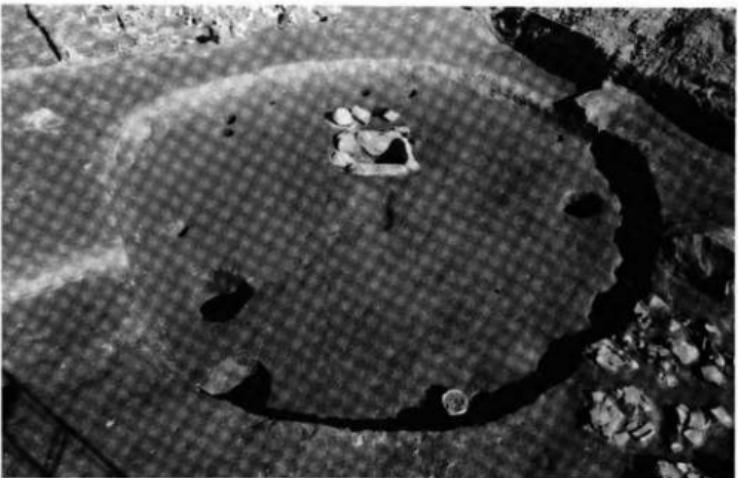
上 2 段・4号住居址の炉址・下段・14号住居址の炉址



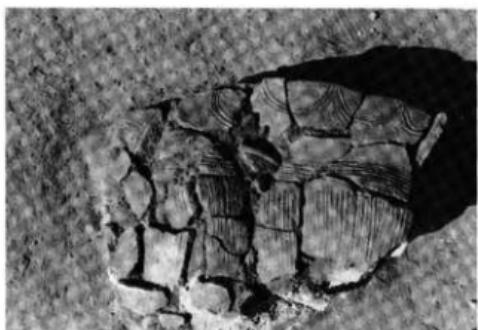
(6号住居址)



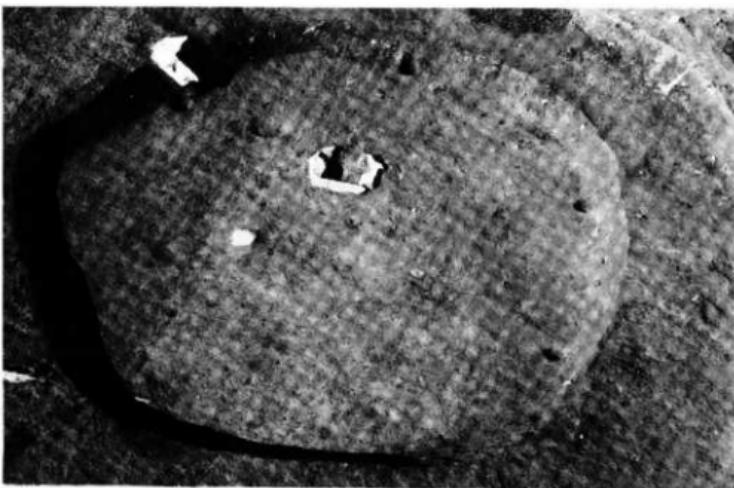
土偶出土状况（2号住居址）



6号住居址



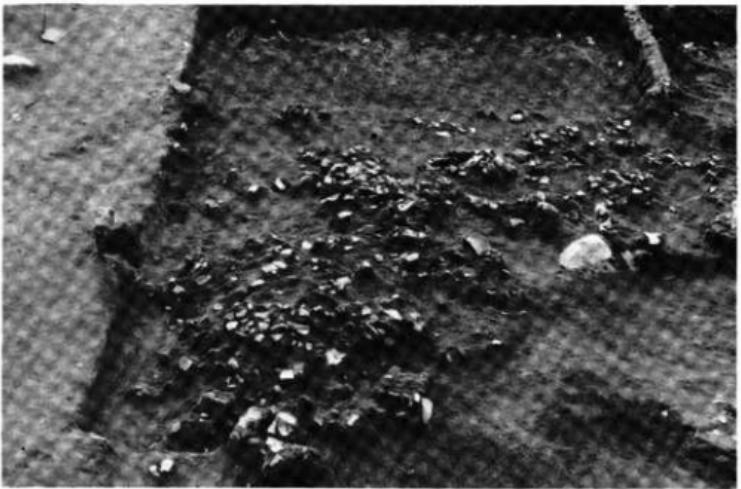
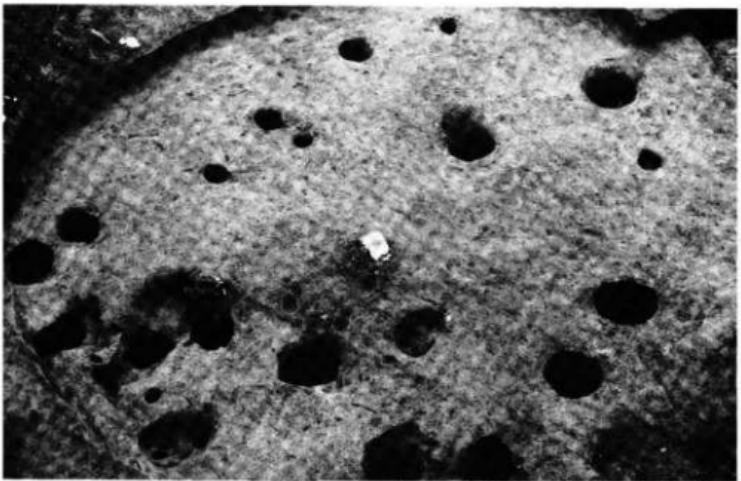
6号住居址出土状况



8号住居址と出土状況



8号住居址の出土状況



9号住居址



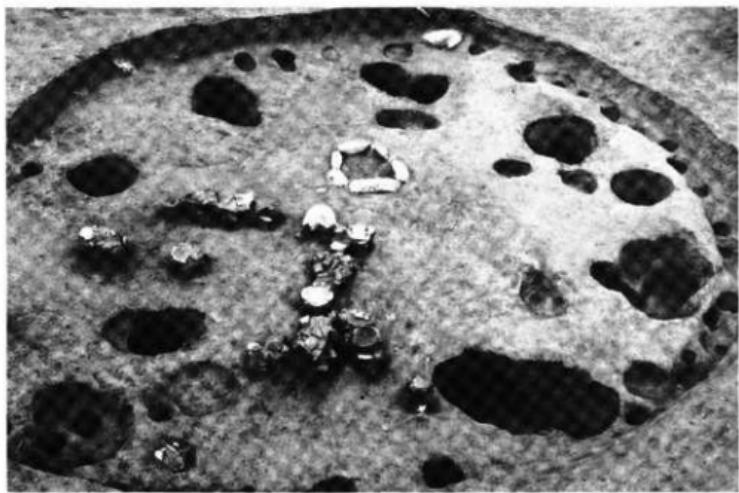
6号住居址と
9号住居址
手前は9号
住居址の
実測風景



9号住居址
の顔面
把手出土
状況



9号住居址
の石器

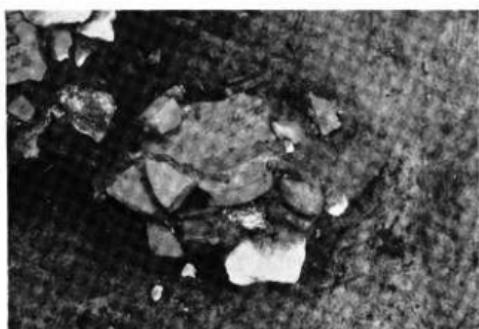


11号住居址

11号住居址の
炉址



11号住居址の
出土状況

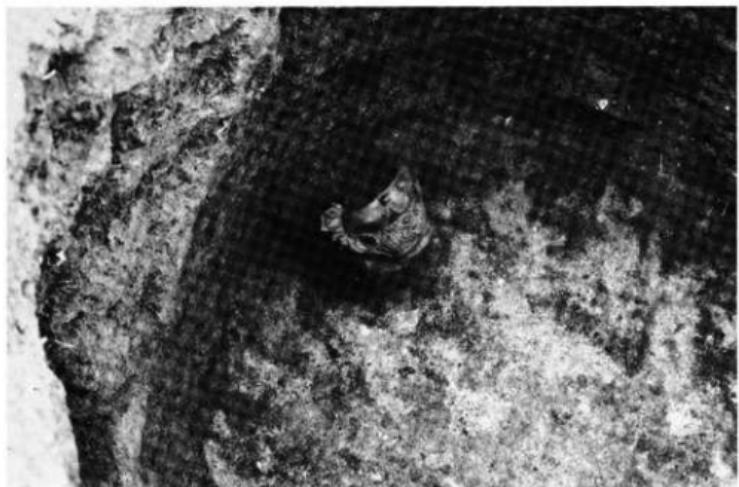


同 上

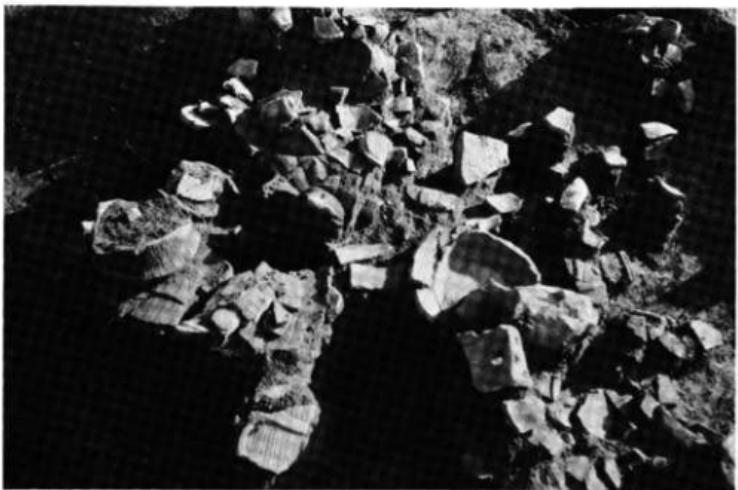




11号住居址の出土状況



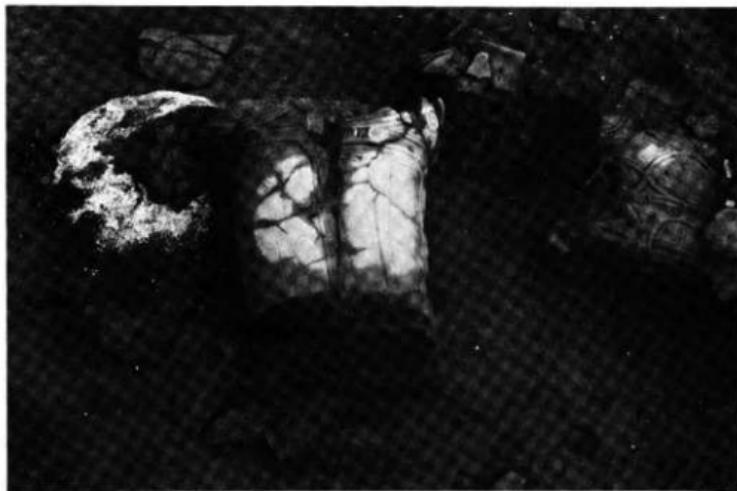
11号住居址土壌内の出土状況



11号住居出土状况



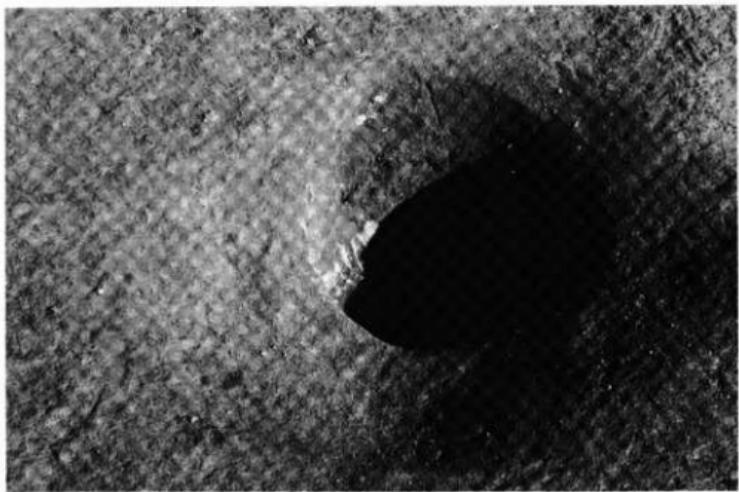
12号柱居址



12号住居址の出土状況



12号住居址埋葬炉



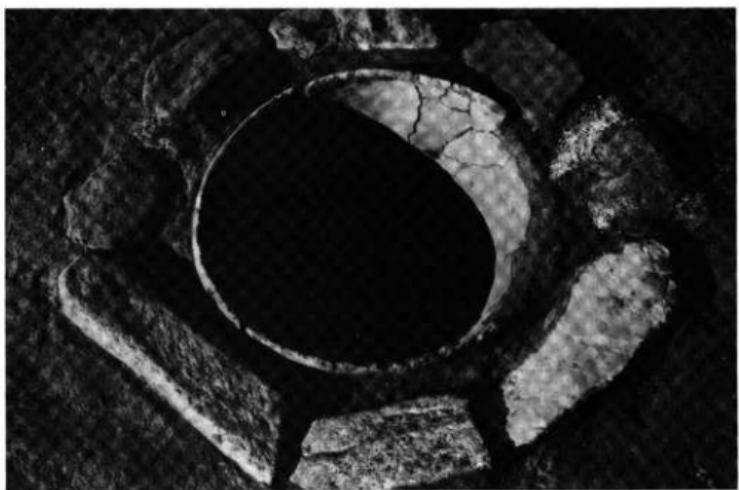
12号住居址地床炉



16号住居址位と17号住居址位



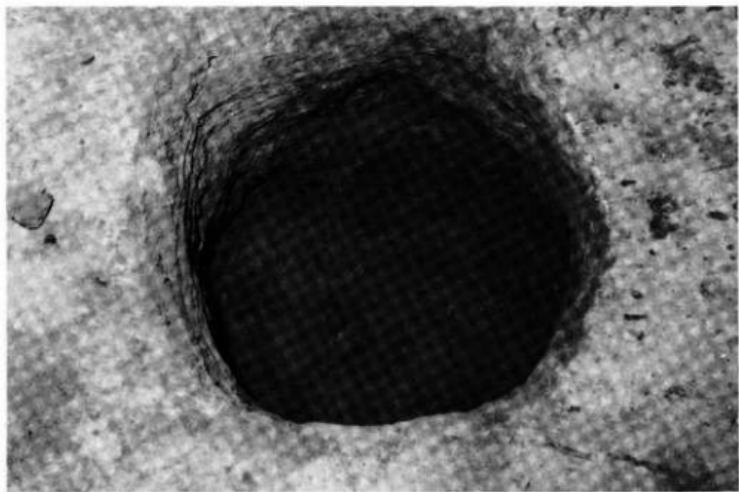
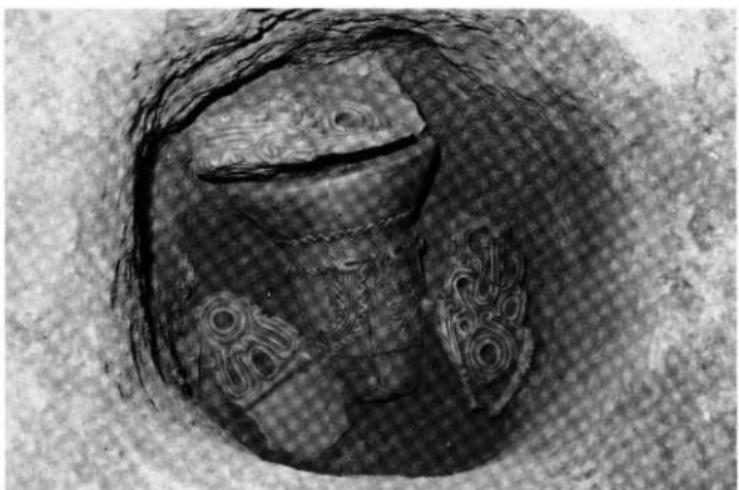
16号住居址位と17号住居址位



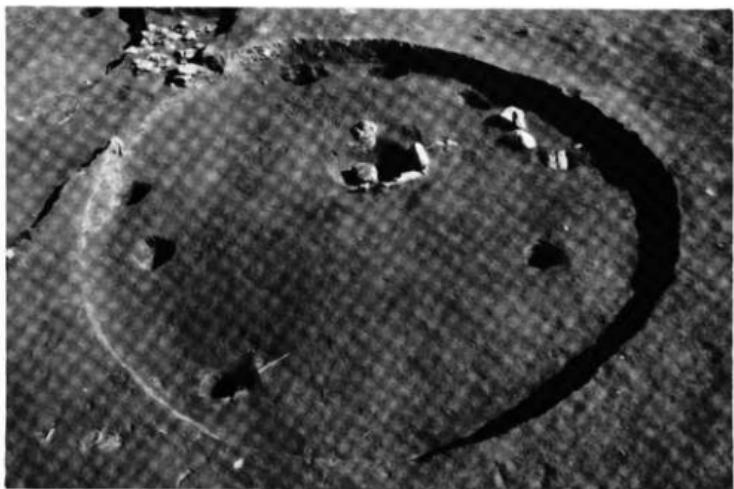
17号住居址埋甕
Fig. 17 Buried jar at dwelling site No. 17



17号住居址土坑内の出土状況(1)



17号住居址土塗の出土状況(2)



7号住居址



10号住居址の出土状況



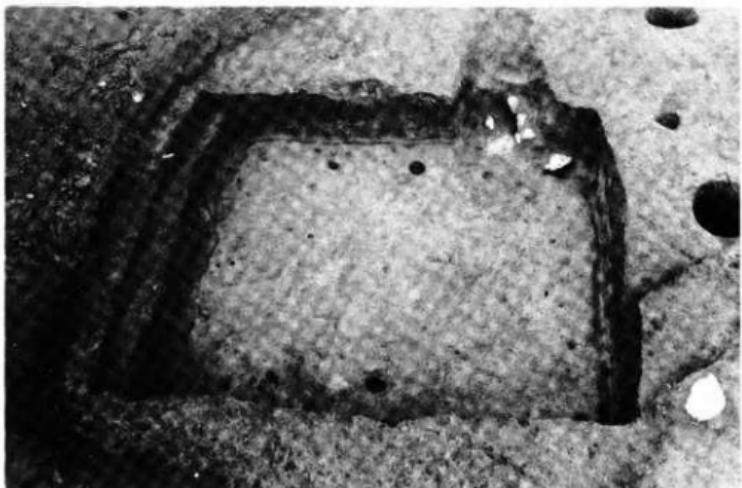
20号址



A 3区の焼土内土偶出土状況



A 3区土器出土状況



H-1号住居址



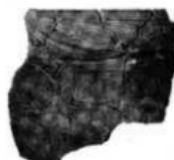
①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



11号



11号



11号



11号



11号



8号



11号土、土坑内出土遗物



8号



11号



14号



14号



9号



9号



8号



11号



4号



21号



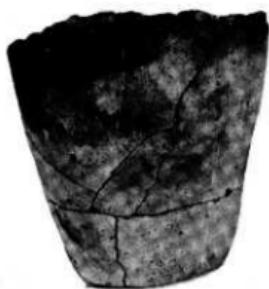
21号



9号



17号出土遗物



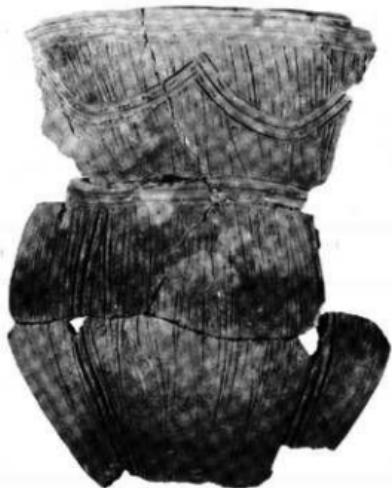
6号住居址、出土遺物



20号出土



20号出土



20号出土



8号出土



17号位·出拭内出土遺物

昭和53年3月30日 印刷
昭和53年3月31日 発行

安道寺遺跡調査報告書

編集 小林広和・里村亮一
発行所 山梨県教育委員会
印刷所 温故堂印刷株式会社

